

第3期
薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
薩摩川内市



はじめに

我が国では、近年、少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加等、子育て世代や子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化し、子育てに対するニーズの多様化も進んでいます。このため、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

このような社会情勢の中、「全てのこどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指し、「こども施策」を総合的に推進していくために「こども基本法」が令和5年4月から施行されました。

本市では、これまでも、家庭・地域・事業者・行政が協働で子育てを支え、子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指し、子育てしやすいまちづくりを推進してきましたが、このたび策定した「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」では、上位計画である「第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画」（令和7～11年度）の施策方針に掲げる「多様なニーズに応じた子育て支援と保育サービスの充実」を基本理念に位置付け、より一層充実した子育て支援を提供し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えることを目指しながら、様々な子育て支援施策を更に総合的かつ計画的に進めることとしています。

今後、この計画で掲げた基本目標等を達成するためには、それぞれの家庭や各地域の市民の皆様をはじめ、関係する事業者の方々のご支援とご協力が不可欠となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、多大なるご尽力を賜りました「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やアンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆様並びに関係者の方々に対しまして、心より厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月



薩摩川内市長 **田中 良二**

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	6
2. 基本的な視点	6
3. 基本的な施策の目標	7
4. 家庭・地域社会・事業者・各種団体・行政の役割	8

第3章 本市の子育ての現状

1. 人口の推移	12
2. 世帯の状況	13
3. 結婚・出産等の状況	14
4. 就労状況	15
5. 本市の保育施設（保育所、認定こども園、小規模事業所等）・幼稚園等の状況	16
6. 本市の保育施設（保育所、認定こども園、小規模事業所等）・放課後児童クラブの 待機児童数の推移	18
7. アンケート調査結果	19
8. 今後の課題	56
9. 第2期計画の達成状況	58

第4章 計画の基本的事項

1. 教育・保育の提供区域の設定	60
2. 地域子ども・子育て支援事業の区域の設定	60
3. 教育・保育の充実	61
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	70
5. 放課後児童の居場所づくり	88
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	90
7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に 関する事項	90

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策

1. 背景	92
2. 鹿児島県の動向	93
3. 本市の現状	102
4. 本市の取組	104

第6章 専門的な支援の充実

1. 児童虐待防止対策の充実	106
2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	107
3. 障害児施策の充実	107
4. 子どもや保護者の健康の確保	108
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	108

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制	110
2. 進捗状況の管理	110

資料編

1. 保育士・幼稚園教諭の現況把握のための実態調査集計結果	112
2. 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）抜粋	124
3. 薩摩川内市子ども・子育て支援会議規則	127
4. 薩摩川内市子ども・子育て支援会議委員名簿	128
5. 策定経過	129

第 1 章

計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

我が国では、少子化が急速に進行し、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化し、子育ての負担や孤立感を抱える子育て家庭の増加、待機児童問題、保育人材の確保など、様々な課題を抱えています。

また、近年、子ども・若者を取り巻く環境も変化し、ニート、ひきこもり、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。

こうした中、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

また、就学児童においても、共働き家庭の増加に対応し、平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」、令和5年には「放課後児童対策パッケージ」が策定され、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の整備等を進めています。

令和5年4月には、子ども政策の司令塔として「こども家庭庁」が設置されると同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、令和5年12月に、子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、これにより全ての子どもが、心身の状況・置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本市では、平成27年3月に「薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施設及び放課後児童クラブの受入体制の拡充を推進してきましたが、人口構造や教育・保育施設等の資源の状況が地域によって大きく異なるため、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、地域ごとの特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が今後必要となっています。

この度、「第2期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、繋がりや支え合いの大切さを認識し、住民・地域・企業・行政が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの視点に立った、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、様々なニーズに応じた子育てしやすい環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目指していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるほか、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困の解消に向けた対策についても包含した計画として策定します。

なお、本市のまちづくりの基本となる「薩摩川内市総合計画」を上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を図りながら推進します。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とし、5 年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
				改定			中間見直し		改定
第 2 期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画					第 3 期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) 薩摩川内市子ども・子育て支援会議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者等で構成する「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」において、計画の内容について審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

子育てに関する市民の意見など市民ニーズを反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握するためのアンケート調査を実施しました。

こども基本法において基本的施策のひとつとして「施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映」が掲げられています。このことから計画策定にあたり、前述のニーズ調査のほか、子ども本人を対象に家庭や学校での生活における現状・意向を把握することを目的とするアンケート調査を、また、教育・保育に関する施設や放課後児童クラブを対象に、事業所における現状や課題等を把握することを目的とする事業所アンケートを実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメントを行いました。（令和7年1月14日～2月14日実施）

第 2 章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第2期計画においては、国の指針などと併せて、「薩摩川内市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」の考え方を基に、「子育て支援体制の充実による子育てしやすいまちづくり」を基本理念として、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においては、第3次薩摩川内市総合計画の子育て支援・保育における施策方針を踏まえ、子どもが健やかに成長することができるよう様々なニーズに応じた子育てしやすい環境づくりを目指して、「多様なニーズに応じた子育て支援と保育サービスの充実」を基本理念として計画を推進していきます。

基本理念

多様なニーズに応じた子育て支援と保育サービスの充実

2. 基本的な視点

計画推進にあたっての基本的な視点は、次の10項目とします。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ サービス利用者の視点
- ④ 社会全体による支援の視点
- ⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑥ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ⑦ 全ての子どもと家庭への支援の視点
- ⑧ 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- ⑨ サービスの質の視点
- ⑩ 地域特性の視点

3. 基本的な施策の目標

基本理念の実現に向けて、次の6つを基本目標として定め、施策の展開を図ります。

(1) 地域における子育て支援

児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実及び支援ネットワークづくり、認定こども園や保育所、地域型保育事業等の計画的な提供体制の確保に努め、待機児童の解消を目指します。また、地域資源を活用した児童の健全育成の取組、地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室等を活用した子育て支援サービスを支援します。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを安心して産み育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化する取組を推進します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

(4) 子ども等の安全の確保

近年、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

(5) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

児童虐待防止対策やヤングケアラー対策の充実、母子・父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実などを、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築を図り推進します。

(6) 家庭の子育て力を高めるための支援

地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠、出産、子育てに対する保護者の不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者が子どもと向き合い、子どもの成長の喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育て力を高める支援を行います。

4. 家庭・地域社会・事業者・各種団体・行政の役割

本計画は、子どもを育成する環境を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

そのためには、家庭、地域社会、事業者、各種団体等がそれぞれの役割を担い連携を図る中で、地域や社会全体で子育てを支援する認識を持ち、連携しながら支援していくことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

(2) 地域社会の役割

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが地域の人々との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが必要です。

(3) 事業者の役割

働いている全ての人々が、仕事と生活の時間的なバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等を解消しながら、働きやすい職場環境をつくることが重要です。また、子育てしやすい環境整備を進めていくためには、事業者が育児休業や子育てに理解を示し、子どもの病気や行事参加などの際に休暇が取りやすい職場環境を整備することが不可欠です。

このため、企業・職場で働く一人ひとりが、そのような職場環境を作るよう努力するとともに、そのことについて認識を深めることが大切です。

(4) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、地域社会で活動している多くの団体が連携し、お互いに補いながら子どもの健全な成長を支援していくことが必要です。

(5) 行政の役割

行政は、安心して子育てを行ってもらうため、保健・医療・福祉・教育等の多様な分野の取組について、関係部署との連携を図り、個々の施策の進捗状況の把握をしながら、総合的な施策の推進に努めます。

また、国・県・児童相談所等の関係機関の連携強化に努めて、施策の推進を図っていきます。

第 3 章

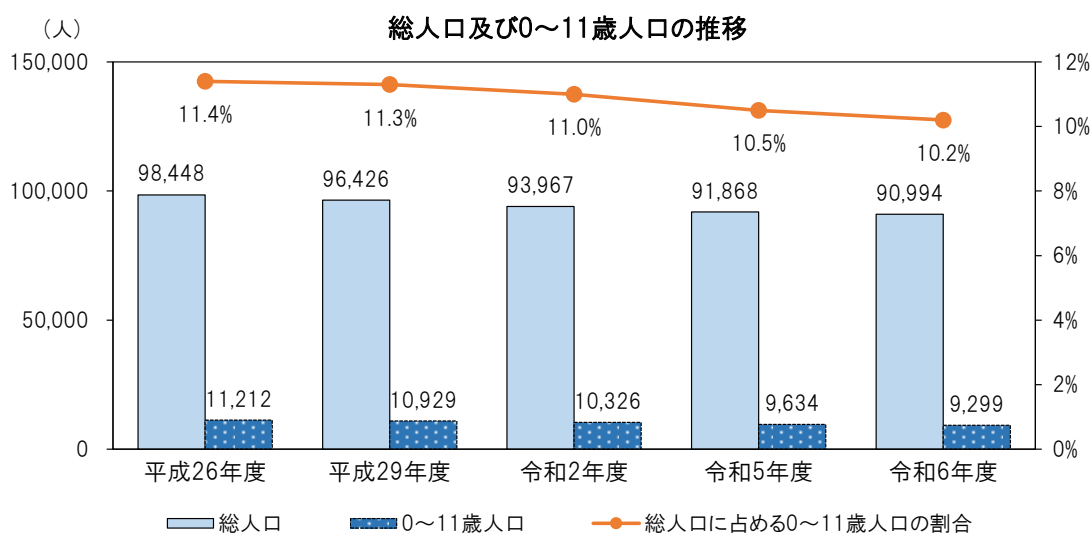
本市の子育ての現状

第3章 本市の子育ての現状

1. 人口の推移

(1) 総人口及び0～11歳人口の推移

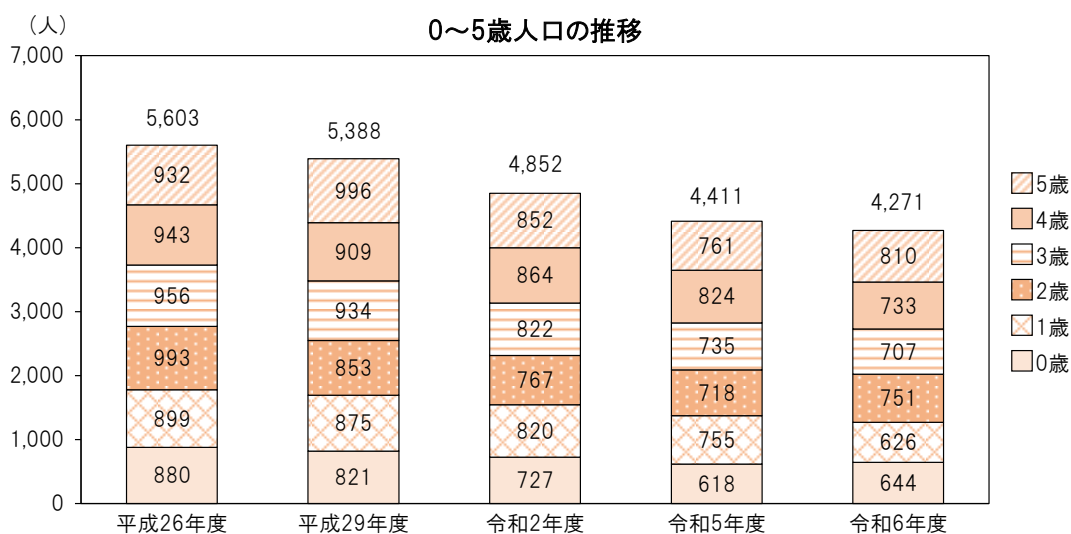
本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年度は90,994人となっています。また、0～11歳人口も減少傾向にあり、総人口に占める0～11歳人口の割合は、令和5年度以降は10%程度で推移しています。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(2) 0～5歳人口の推移

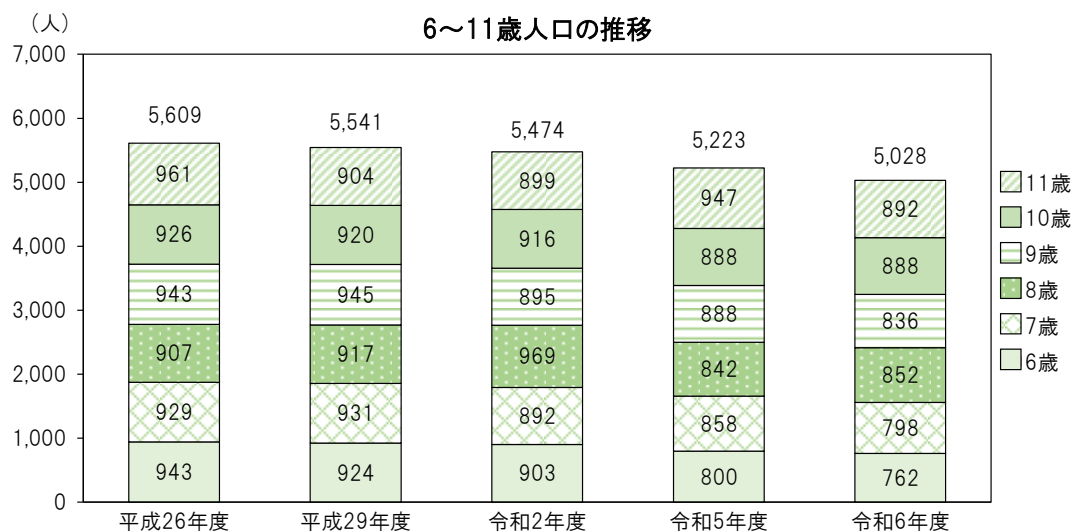
本市の0～5歳人口は減少傾向にあり、令和6年度の総数は4,271人となっていますが、令和5年度に比べ、0歳、2歳、5歳は増加しています。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

(3) 6～11 歳人口の推移

本市の6～11歳人口はゆるやかに減少しており、令和6年度の総数は5,028人となっています。

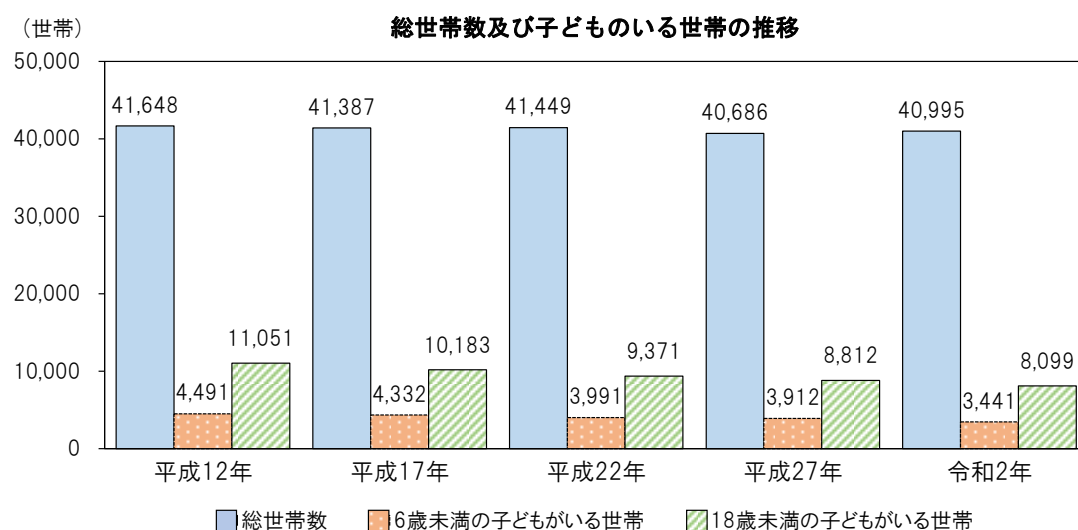


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

2. 世帯の状況

(1) 総世帯数及び子どものいる世帯の推移

本市の世帯の状況は、総世帯数は横ばいで推移していますが、6歳未満の子どもがいる世帯数及び18歳未満の子どもがいる世帯数は、ともに減少傾向にあります。



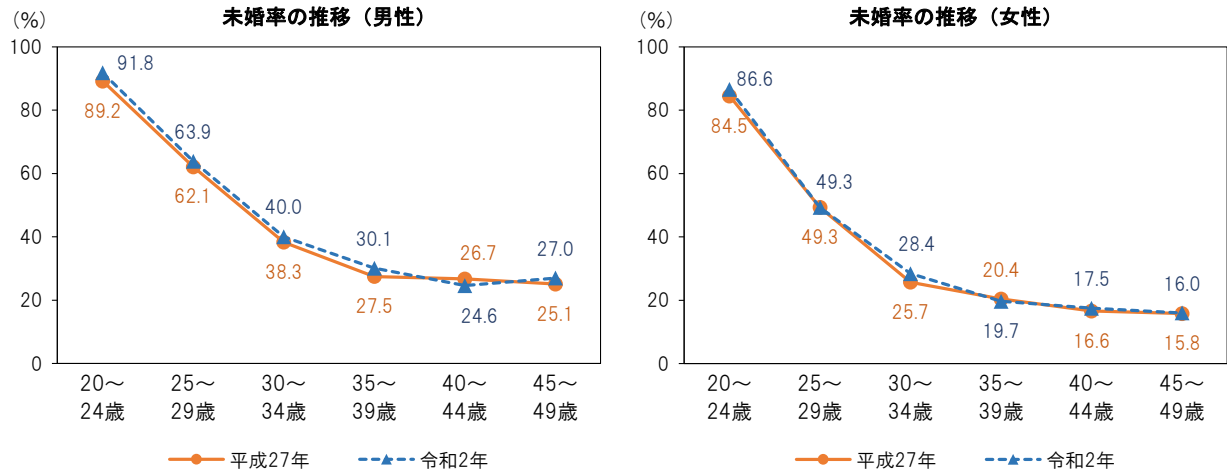
資料：国勢調査

※平成12年度は、旧川内市・旧樋脇町・旧入来町・旧東郷町・旧祁答院町・旧里村・旧上甕村・旧下甕村・旧鹿島村の合算値

3. 結婚・出産等の状況

(1) 未婚率の推移

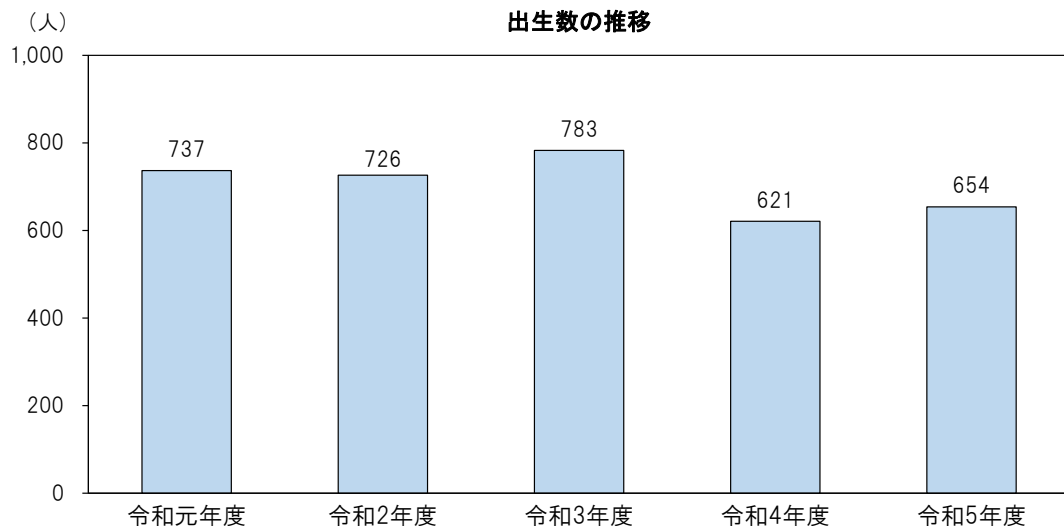
本市の未婚率は、令和2年度では、男性は40～44歳、女性は35～39歳が平成27年に比べ低くなっています。



資料：国勢調査

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、令和4年度以降は令和3年度に比べ120人以上減少しています。

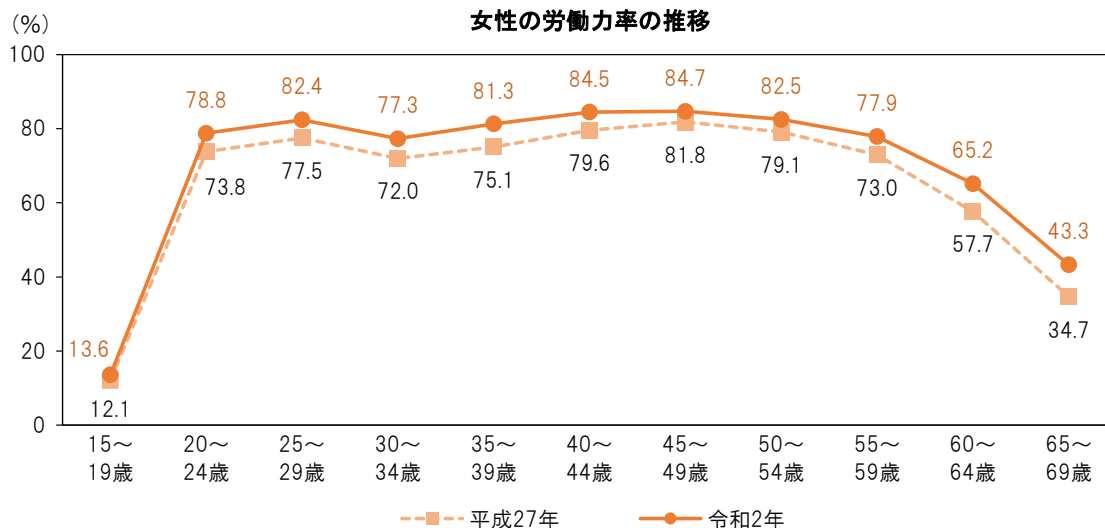


資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

4. 就労状況

(1) 女性の労働力率の推移

本市の女性の労働力率は、子育て世代と考えられる30歳～34歳が最も低くなり、再び増加するM字カーブを描いています。全ての年代で労働力率は上昇傾向にあります。

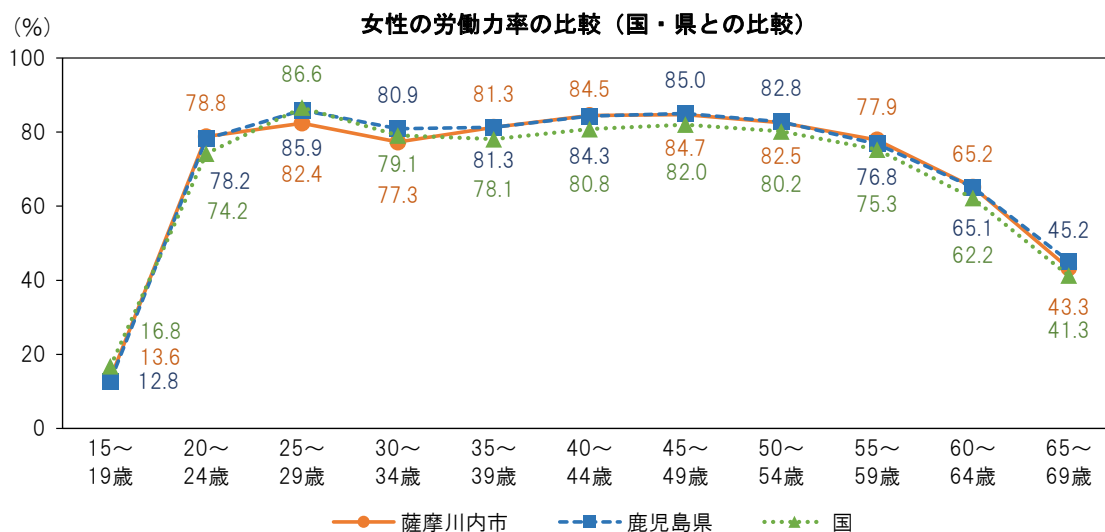


資料：国勢調査

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

(2) 女性の労働力率の比較（国・県との比較）

本市の女性の労働力率を国や県と比較すると、25～34歳ではやや低くなっていますが、概ね国や県と同じ傾向となっています。

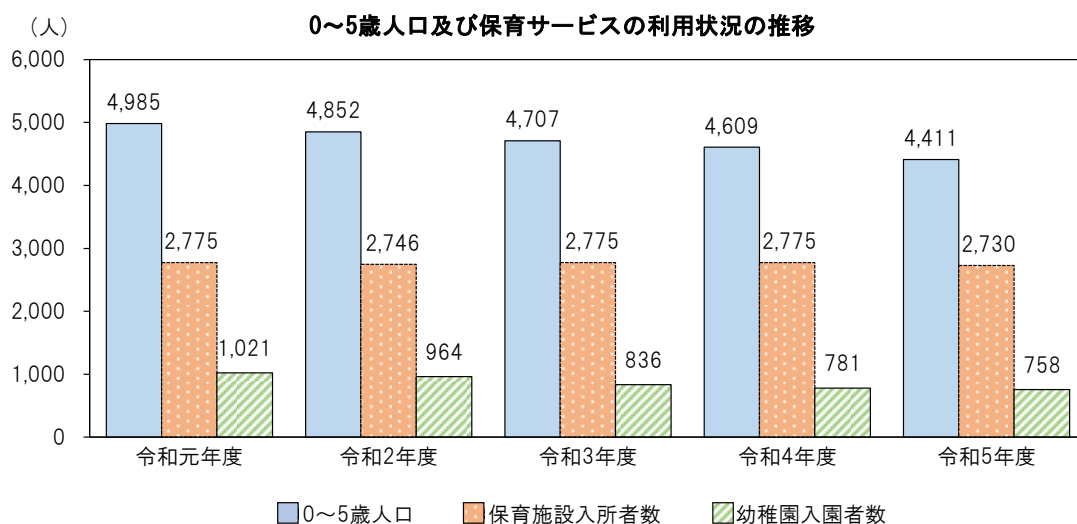


資料：国勢調査（令和2年）

5. 本市の保育施設（保育所、認定こども園、小規模事業所等）・幼稚園等の状況

(1) 0～5歳人口及び保育サービスの利用状況の推移

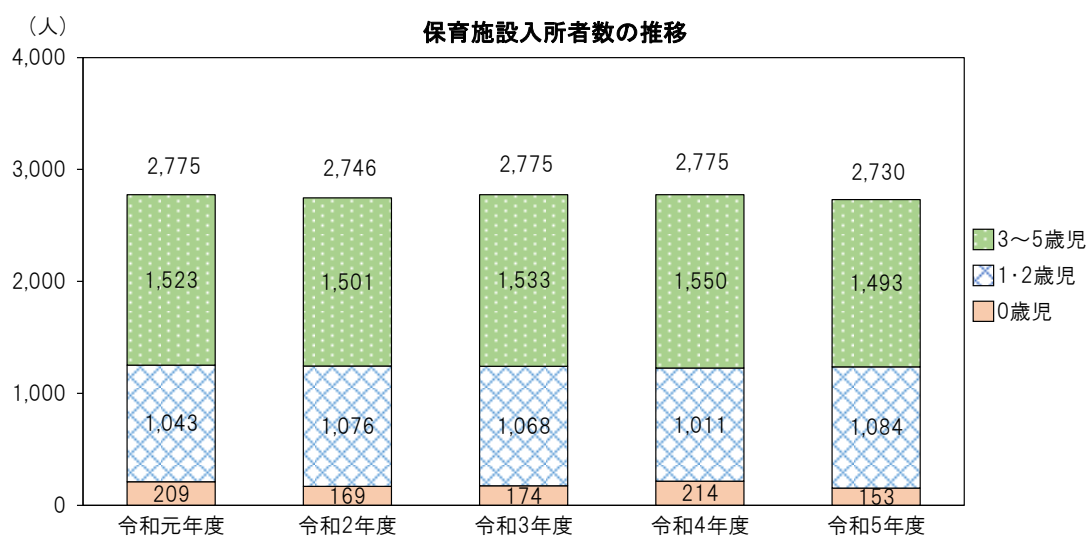
本市の0～5歳人口と幼稚園入園者数は減少傾向にありますが、保育施設入所者数は、横ばいで推移しています。



※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含む。
 ※幼稚園入園者数は、認定こども園1号認定児童を含む。

(2) 保育施設入所者数の推移

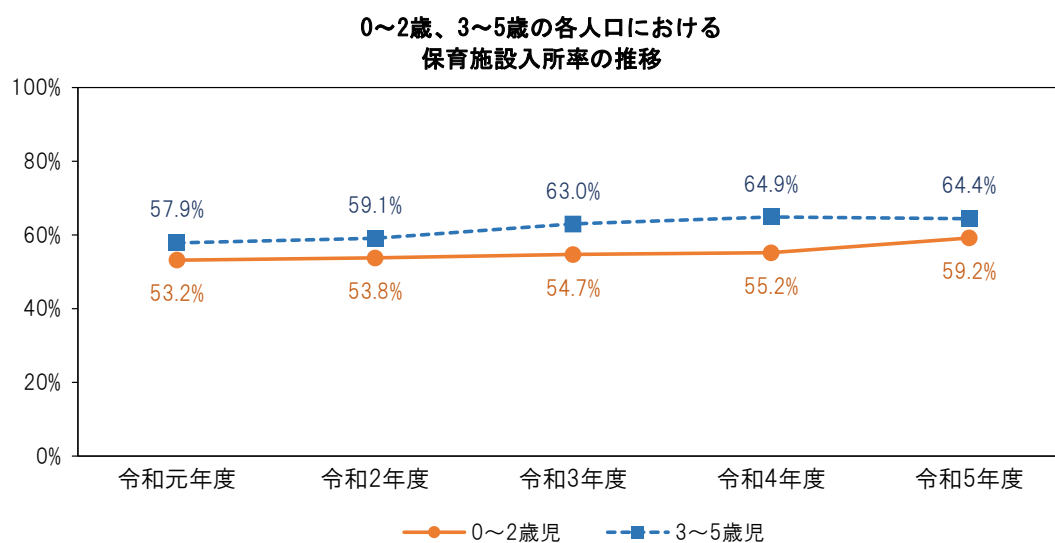
本市の保育施設入所者数をみると、各年齢とも横ばいで推移しています。



※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含む。

(3) 0～2 歳、3～5 歳の各人口における保育施設入所率の推移

本市の保育施設入所率は、0～2 歳、3～5 歳ともに増加傾向となっています。

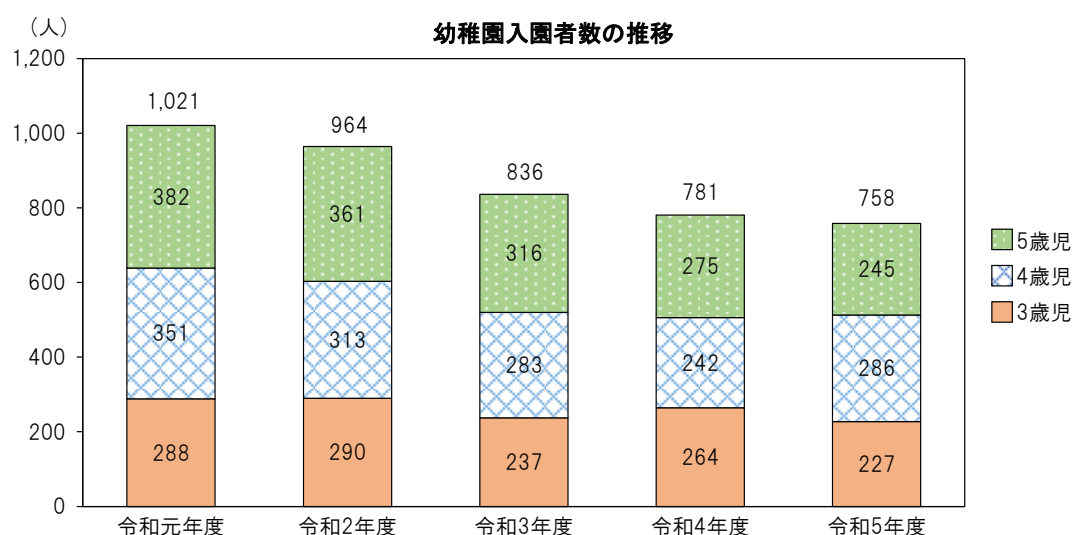


資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

※保育施設入所者数は、認定こども園2・3号認定児童を含む。

(4) 幼稚園入園者数の推移

本市の幼稚園の入園者数は、各年齢とも減少傾向となっていますが、令和4年度の3歳児においては令和3年度と比べ27人増加、令和5年度の4歳児においては令和4年度と比べ44人増加しています。

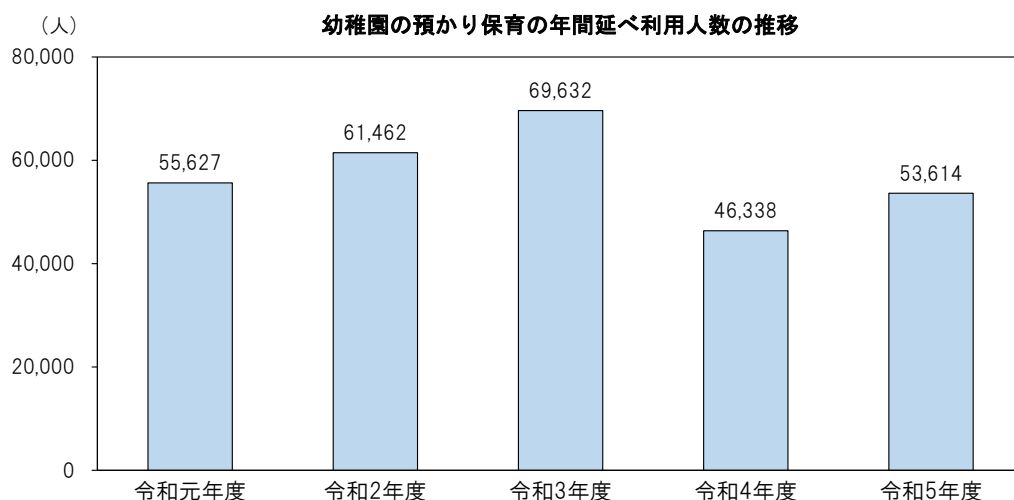


資料：学校教育課、子育て支援課（各年度5月1日現在）

※幼稚園入園者数は、認定こども園1号認定児童を含む。

(5) 幼稚園の預かり保育の年間延べ利用人数の推移

本市の幼稚園の預かり保育の年間延べ利用人数は、令和3年度をピークに減少しており、令和5年度は53,614人となっています。



資料：子育て支援課（各年度末現在）

6. 本市の保育施設（保育所、認定こども園、小規模事業所等）・放課後児童クラブの待機児童数の推移

(1) 保育施設の待機児童数の推移

本市の保育施設の待機児童数は、令和元年度の1歳では2人となっていますが、それ以降は全て0人となっています。

保育施設の待機児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	2	0	0	0	0
2歳	0	0	0	0	0
3歳	0	0	0	0	0
4歳以上	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	0

資料：子育て支援課（各年度4月1日現在：国基準）

(2) 放課後児童クラブの待機児童数の推移

本市の放課後児童クラブの待機児童数は、令和元年度以降0人となっています。

放課後児童クラブの待機児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブの待機児童数	0	0	0	0	0

資料：放課後健全育成事業の実施状況について（各年度5月1日現在）

7. アンケート調査結果

I 調査の目的

子育て中の保護者、子ども本人の現状や意向、教育・保育に関する事業所や放課後児童クラブにおける現状や課題等を把握し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料とするため実施しました。

II 実施概要

(1) 保護者アンケート（就学前児童・小学生）

	就学前児童	小学生
調査対象	市内に居住する就学前児童の保護者 1,000 人（無作為抽出）	市内に居住する小学生の保護者 1,000 人（無作為抽出）
調査方法	郵送配布、WEB回収	
調査期間	令和6年3月7日～3月20日	
配布件数	1,000 件	1,000 件
回収件数	286 件（28.6%）	299 件（29.9%）

(2) 子どもアンケート（小学3年生・小学5年生）

	小学3年生	小学5年生
調査対象	市内に居住する小学3年生の児童全員	市内に居住する小学5年生の児童全員
調査方法	学校を通じて配布、WEB回収	
調査期間	令和6年10月7日～10月18日	
配布件数	838 件	877 件
回収件数	448 件（53.5%）	603 件（68.8%）

(3) 事業所アンケート（教育・保育施設）

	教育・保育施設
調査対象	市内の教育・保育施設の全事業所
調査方法	メール配布、WEB回収
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
配布件数	45 件
回収件数	45 件（100.0%）

(4) 事業所アンケート（放課後児童クラブ）

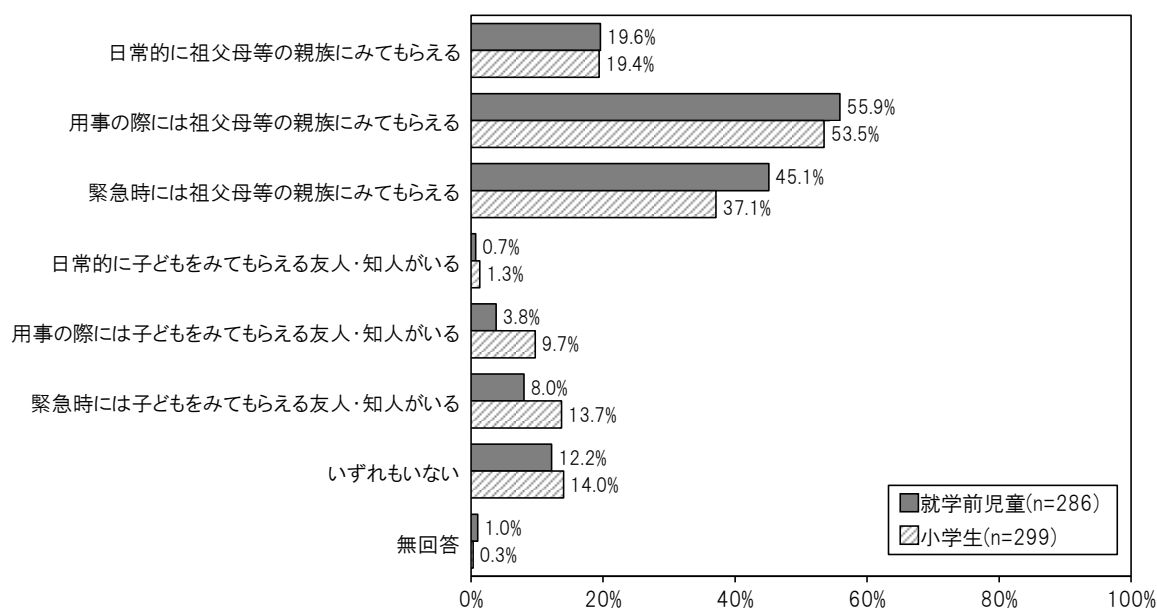
	放課後児童クラブ
調査対象	市内の放課後児童クラブの全事業所
調査方法	メール配布、WEB回収
調査期間	令和6年9月18日～9月30日
配布件数	43 件
回収件数	31 件（72.1%）

III 結果概要

(1) 保護者アンケート

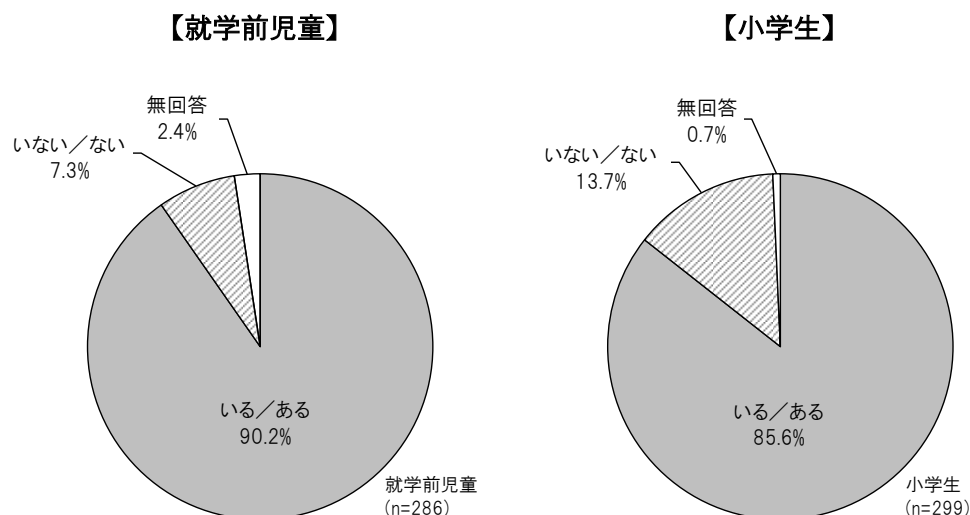
① 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く5割を超えています。次いで「緊急時には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。また、就学前児童、小学生ともに約1割が「いずれもない」と回答しています。



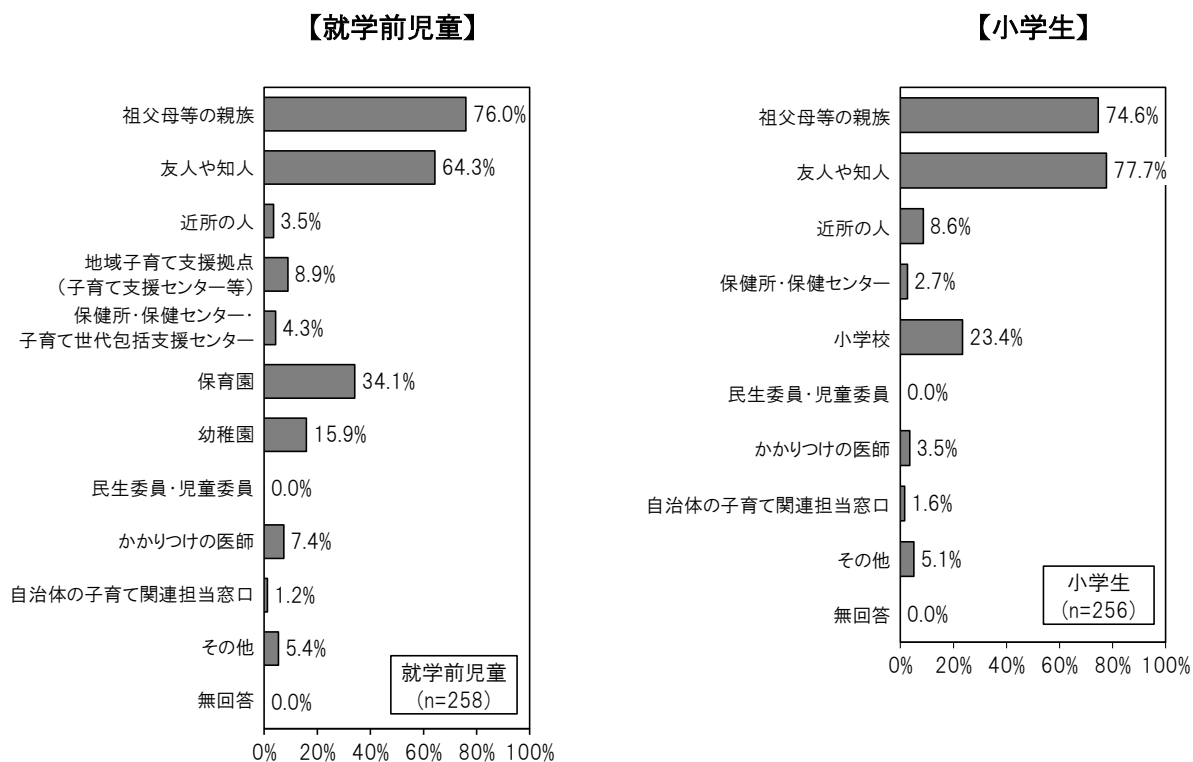
② 相談できる人や場所の有無（単数回答）

「いる／ある」と回答した割合は、就学前児童が約9割、小学生が8割強となっています。



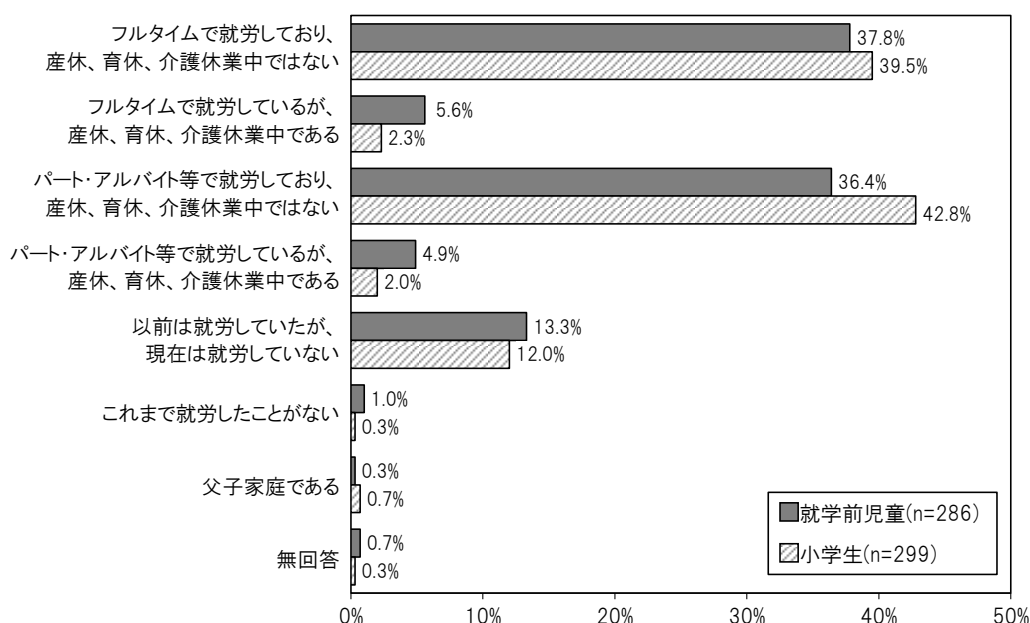
③ 子育てに関する相談先（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「祖父母等の親族」が7割を超えています。小学生では「友人や知人」が77.7%と最も多くなっています。



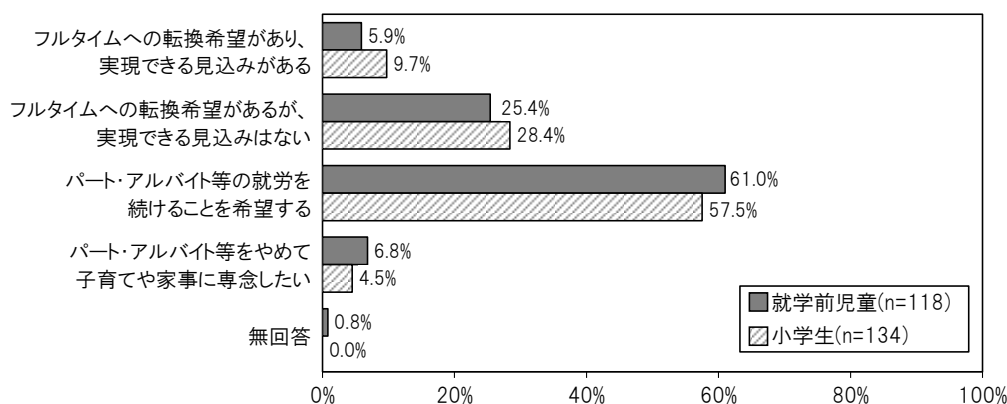
④ 母親の現在の就労状況（単数回答）

就学前児童は、「フルタイムで就労しており、産休、育休、介護休業中ではない」が37.8%と最も多く、小学生は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休、育休、介護休業中ではない」が42.8%と最も多くなっています。就学前児童、小学生ともに就労していない割合は1割程度となっています。



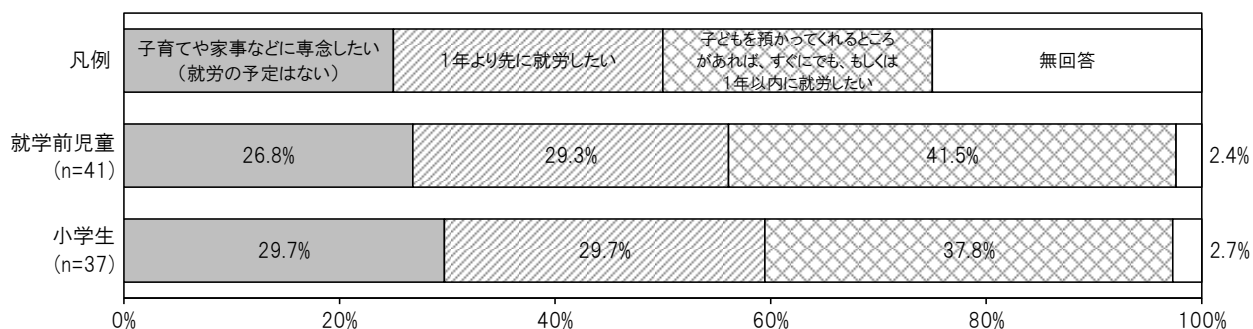
⑤ 母親のフルタイムへの転換希望（単数回答）

就学前児童、小学生ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が約6割と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が3割弱となっています。



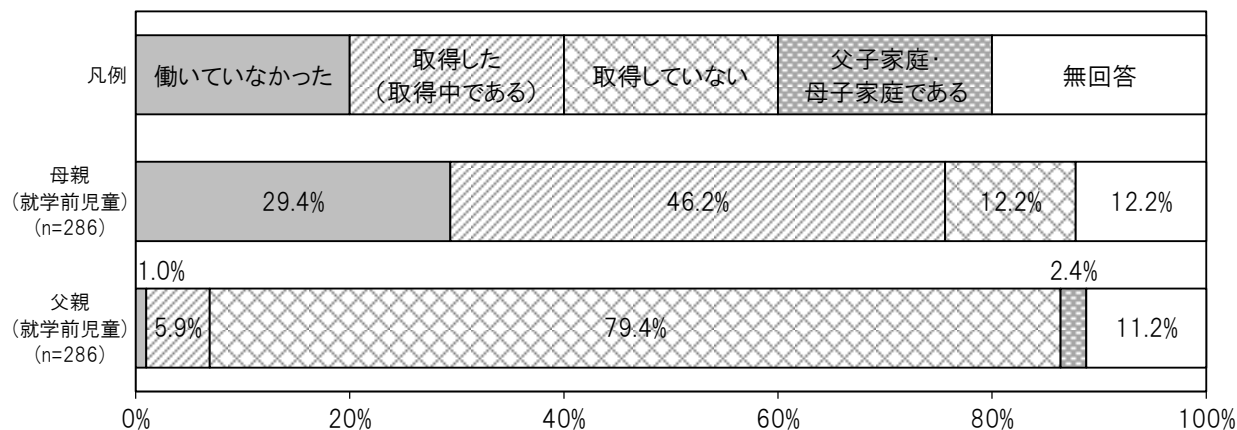
⑥ 母親の就労意向（単数回答）

「1年より先に就労したい」と「子どもを預かってくれるところがあれば、すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせると、就学前児童、小学生とも約7割となっています。



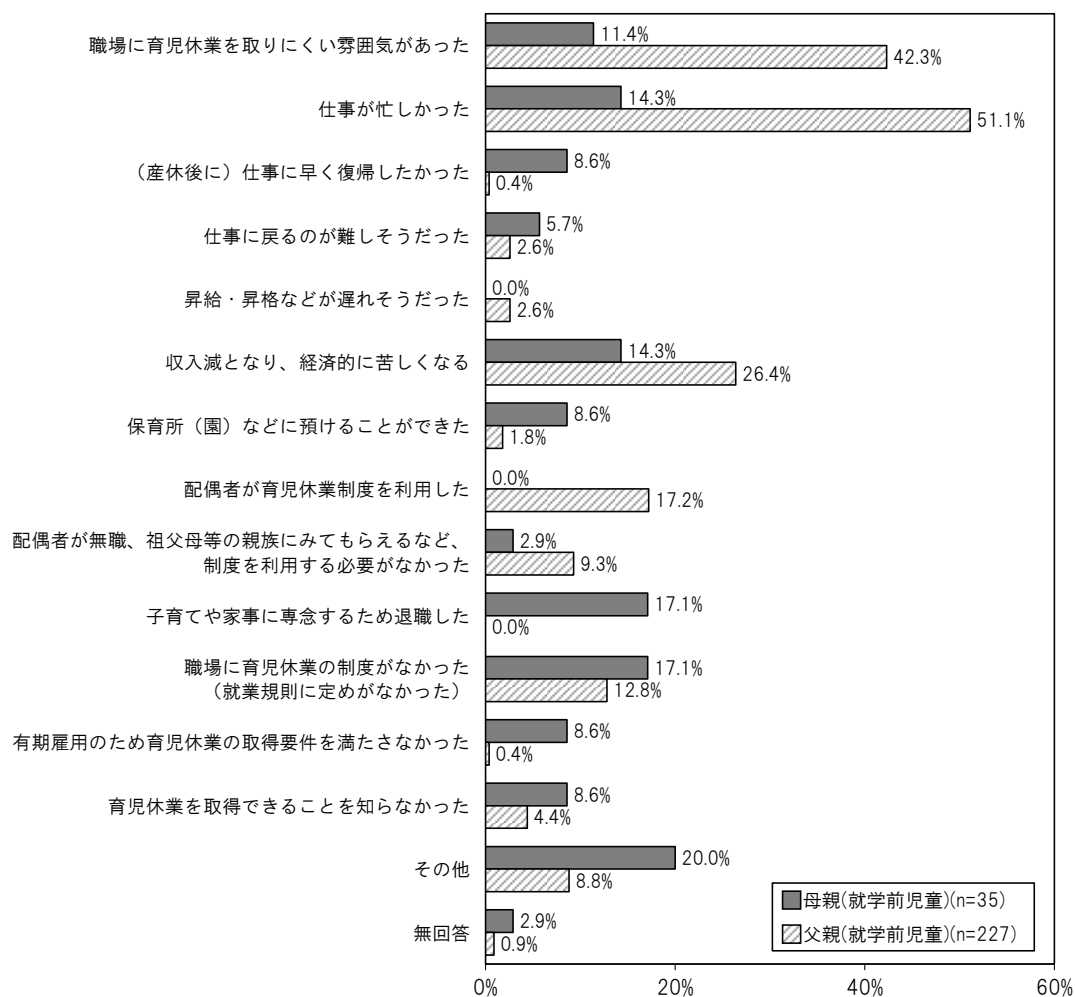
⑦ 育児休業の取得状況（単数回答）

母親は「取得した（取得中である）」が46.2%と最も多く、父親は「取得していない」が79.4%と最も多くなっています。



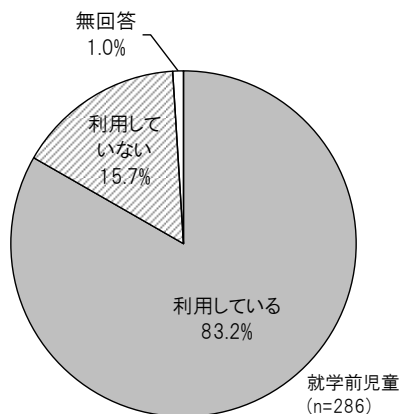
⑧ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

母親は、「その他」以外では「子育てや家事に専念するため退職した」と「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が同数で17.1%と最も多くなっており、父親は「仕事が忙しかった」が51.1%と最も多くなっています。また、父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した割合が4割を超えています。



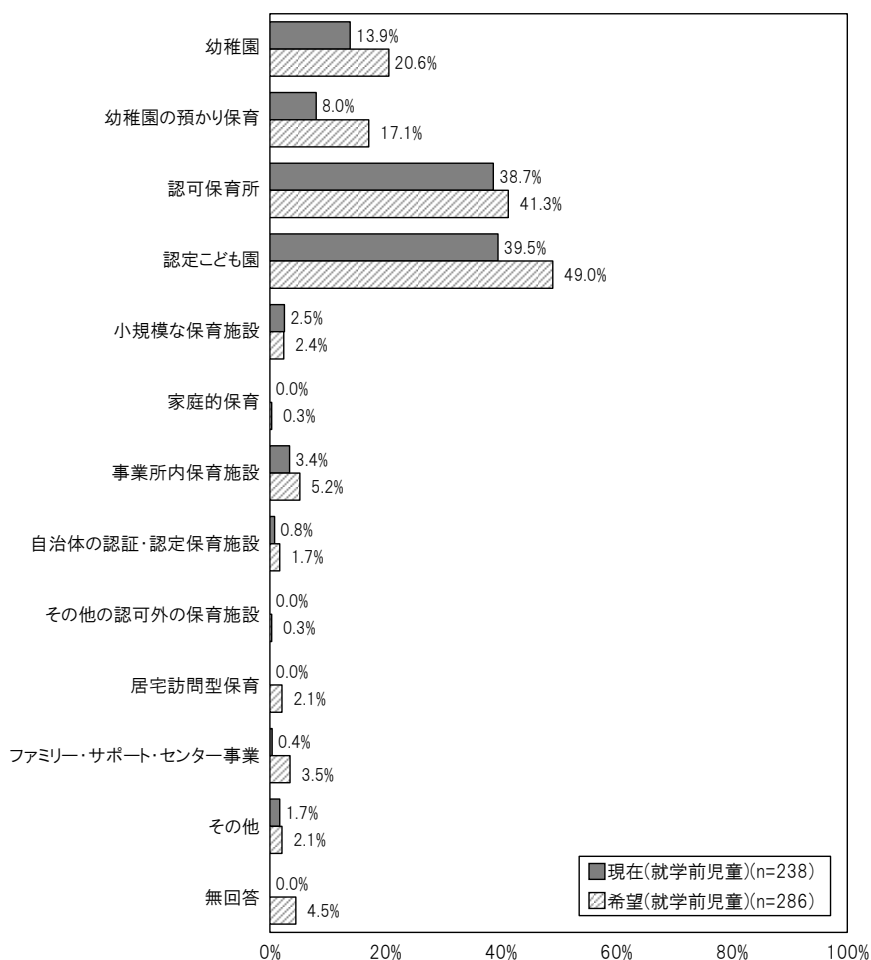
⑨ 定期的な教育・保育事業の利用の有無（単数回答）

「利用している」が83.2%で、「利用していない」が15.7%となっています。



⑩ 平日の定期的な教育・保育事業の現在の利用状況と今後の利用希望（複数回答）

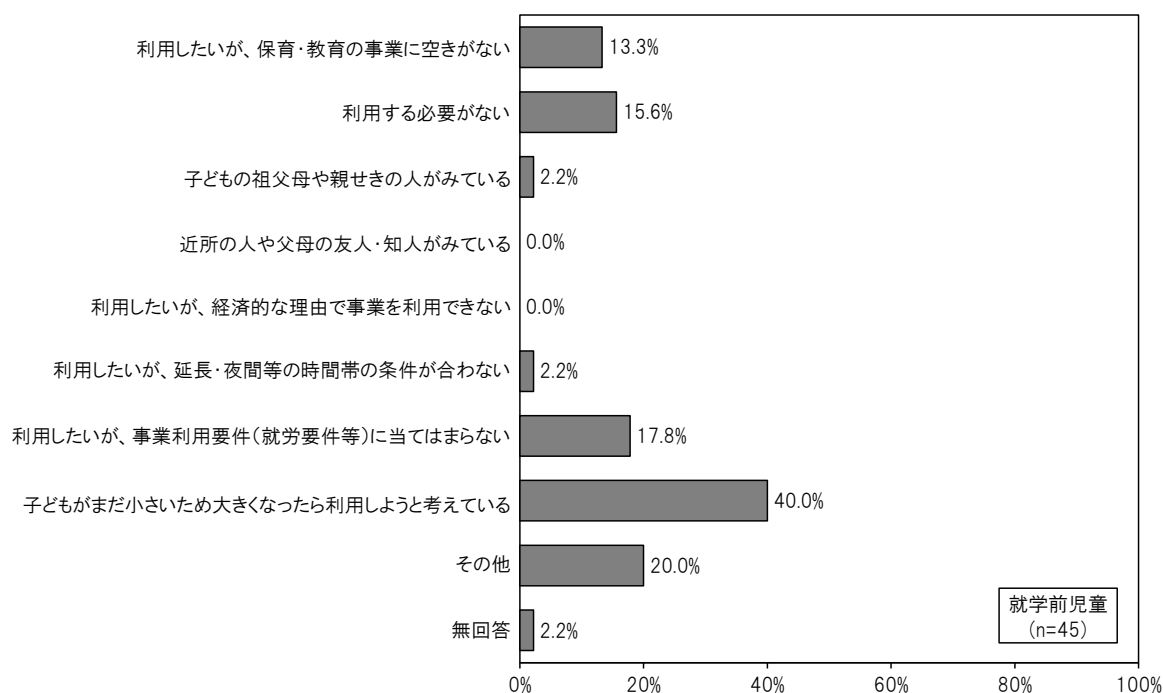
現在の利用状況と今後の利用希望とも、「認定こども園」が最も多く、次いで「認可保育所」となっています。また、「幼稚園の預かり保育」は、今後の利用希望が現在の利用状況に比べて大きく上回っています。



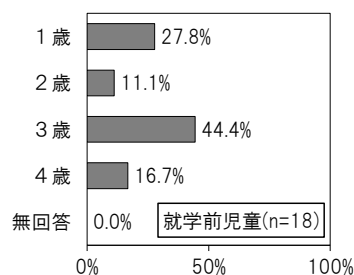
⑪ 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため大きくなったら利用しようと考えている」が40.0%と最も多くなっています。次いで、「その他」以外では「利用したいが、事業利用要件（就労要件等）に当てはまらない」が17.8%となっています。また、利用し始めたい時の子どもの年齢については、4割以上が「3歳」と回答しています。

【利用していない理由（複数回答）】

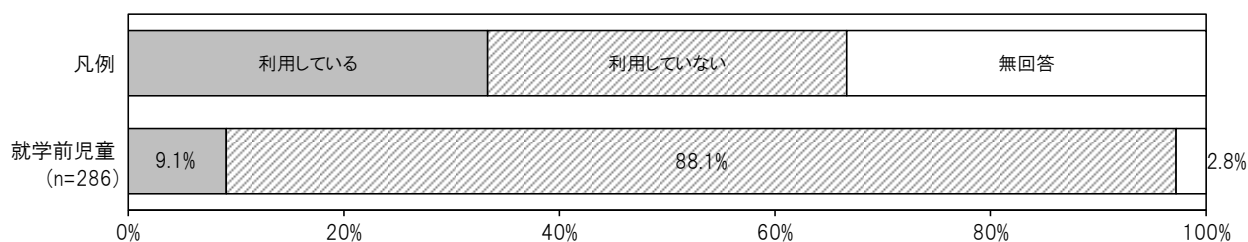


【利用し始めたい時の子どもの年齢（単数回答）】



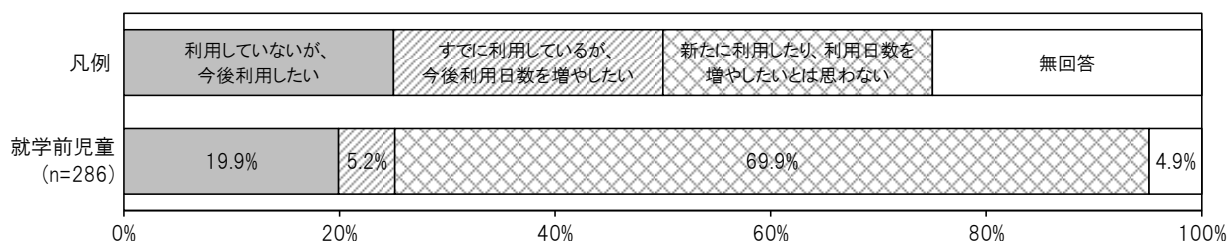
⑫ 地域子育て支援センターの利用の有無（単数回答）

「利用している」が9.1%で、「利用していない」が88.1%となっています。



⑬ 地域子育て支援センターの利用意向（単数回答）

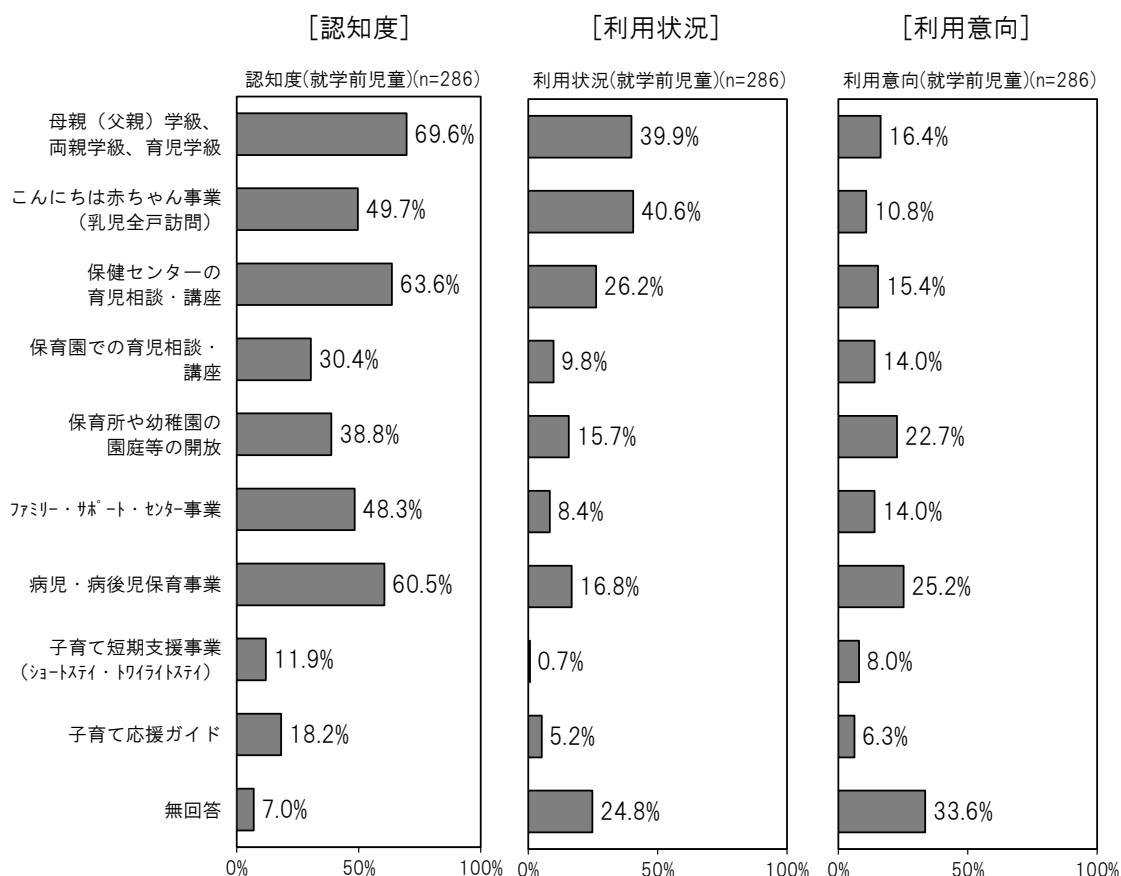
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が69.9%と最も多く、「利用していないが、今後利用したい」が19.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が5.2%となっています。



⑭ 本市の子育て支援事業等の認知度・利用状況・利用意向（複数回答）

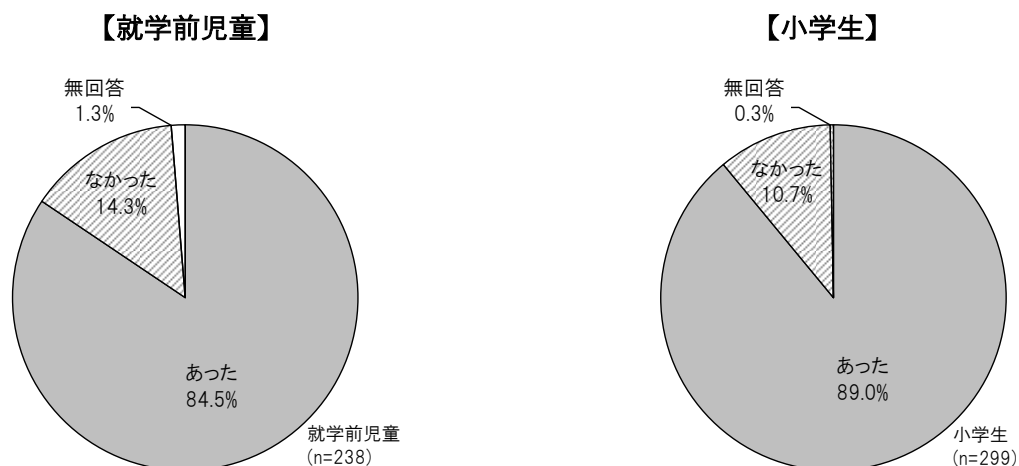
認知度は、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「保健センターの育児相談・講座」、「病児・病後児保育事業」が6割を超えているほか、「子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）」と「子育て応援ガイド」以外の事業で3割を超えています。

利用状況では、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問）」が約4割と多くなっていますが、利用意向では「保育所や幼稚園の園庭等の開放」、「病児・病後児保育事業」がほかの事業に比べて多くなっています。



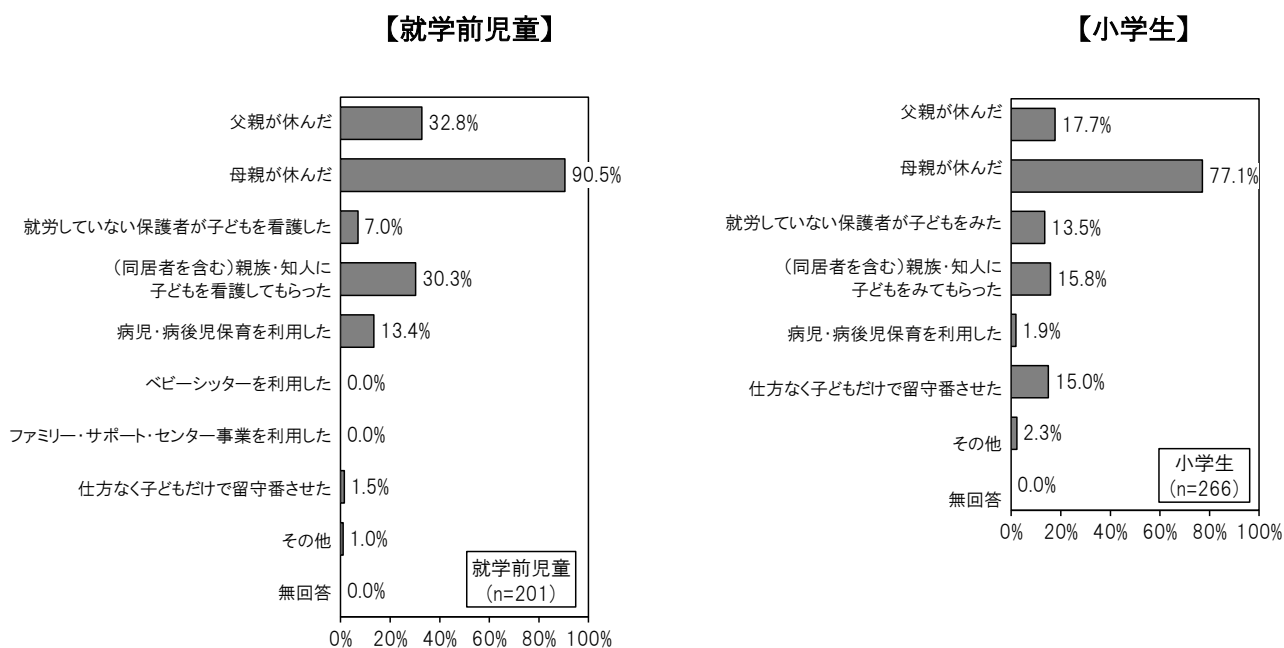
⑮ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことや小学校を休んだことの有無
(単数回答)

就学前児童、小学生ともに「あった」が8割を超えています。



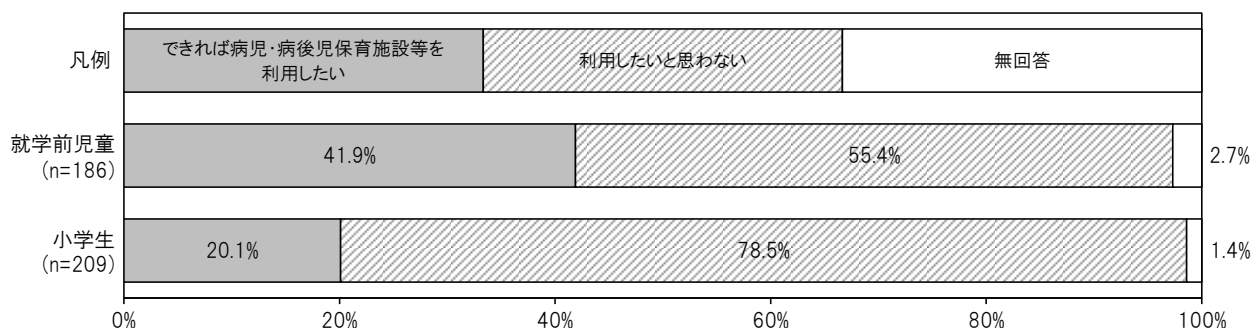
⑯ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったり小学校を休んだりした際の対処方法
(複数回答)

就学前児童、小学生ともに「母親が休んだ」が最も多くなっています。小学生では「仕方なく子どもだけで留守番させた」が15.0%と就学前児童に比べて多くなっています。



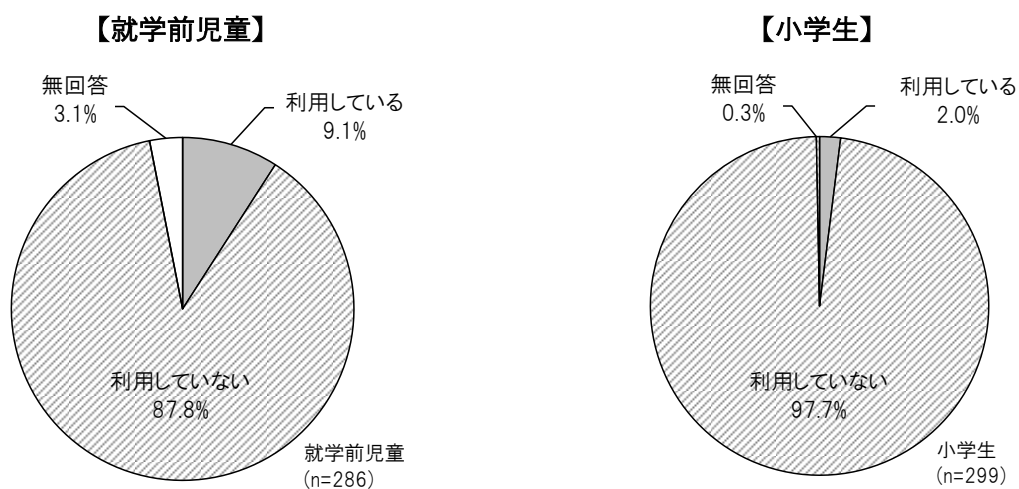
⑪ 病児・病後児保育の利用意向（単数回答）

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した割合は、就学前児童は41.9%、小学生は20.1%となっています。



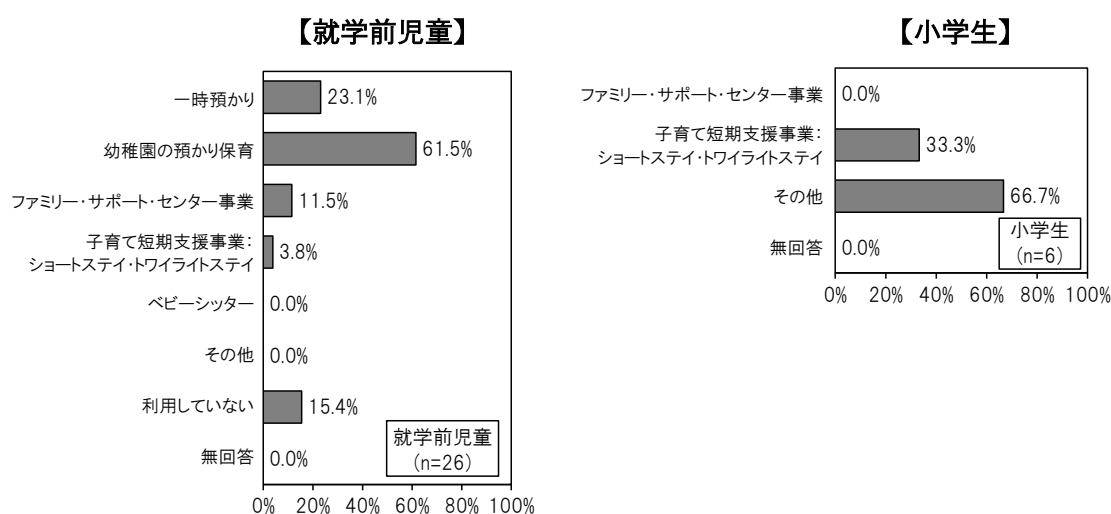
⑫ 不定期の教育・保育事業等の利用の有無（単数回答）

就学前児童、小学生ともに「利用していない」が最も多くなっており、小学生では97.7%となっています。



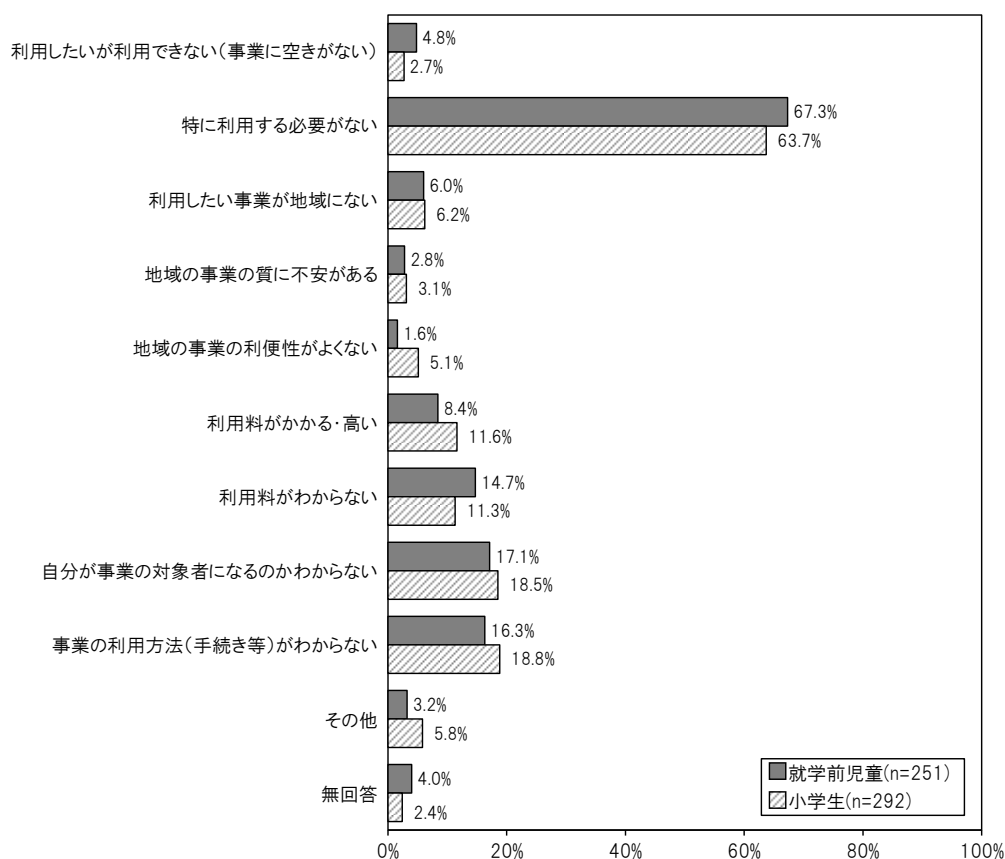
⑱ 不定期的に利用している教育・保育事業等（複数回答）

就学前児童は、「幼稚園の預かり保育」が61.5%と最も多く、次いで「一時預かり」が23.1%となっています。



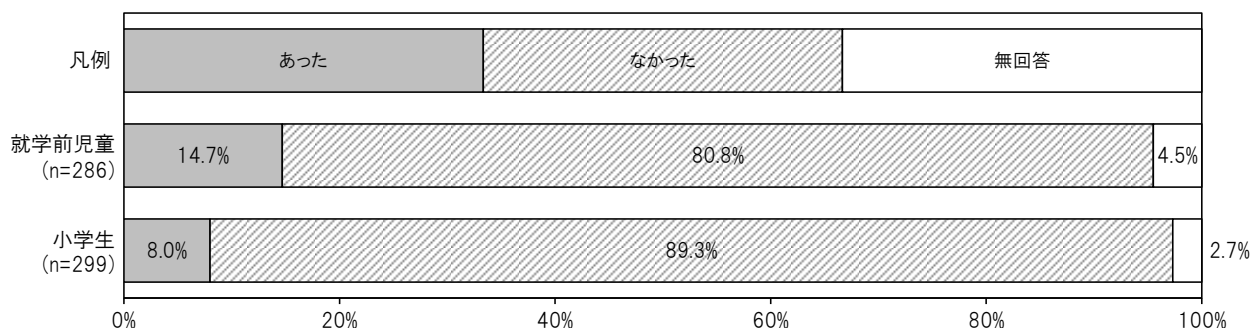
⑳ 不定期の教育・保育事業等を利用していない理由（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「特に利用する必要がない」が最も多く6割を超えています。そのほかには「自分が事業の対象者になるのかわからない」、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が2割程度、「利用料がかかる・高い」、「利用料がわからない」が1割程度となっています。



② 泊りがけで家族以外にみてもらったことの有無（単数回答）

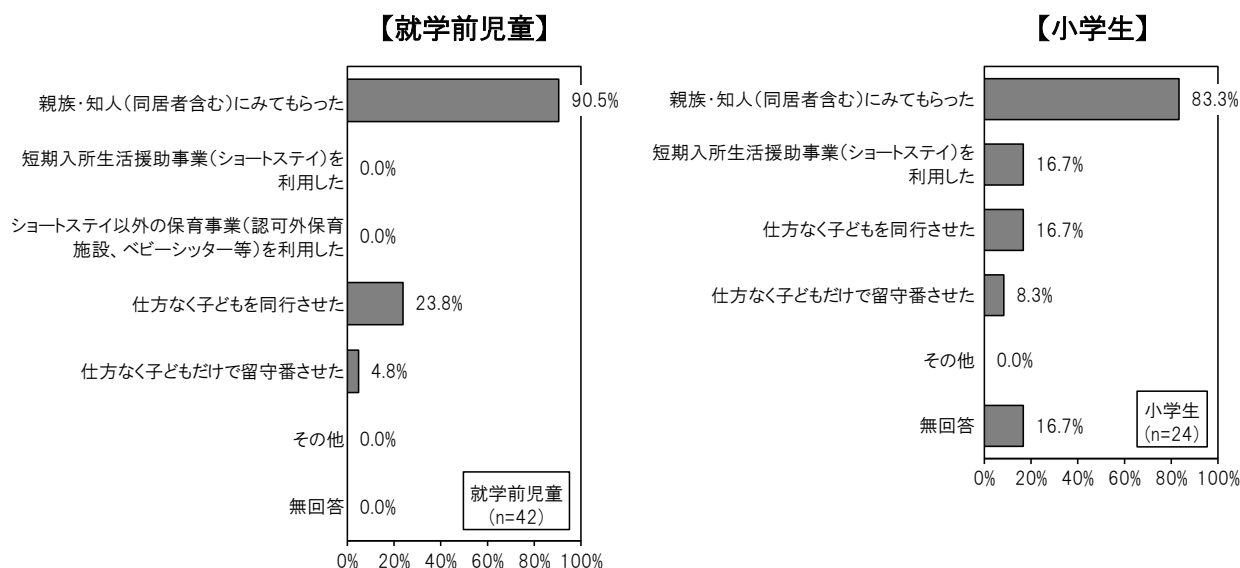
就学前児童、小学生ともに「なかった」が8割を超えています。「あった」は、就学前児童が小学生に比べて多くなっています。



② 泊りがけで家族以外にみてもらった際の対処方法（複数回答）

就学前児童、小学生ともに「親族・知人（同居者含む）にみてもらった」が最も多く8割を超えています。

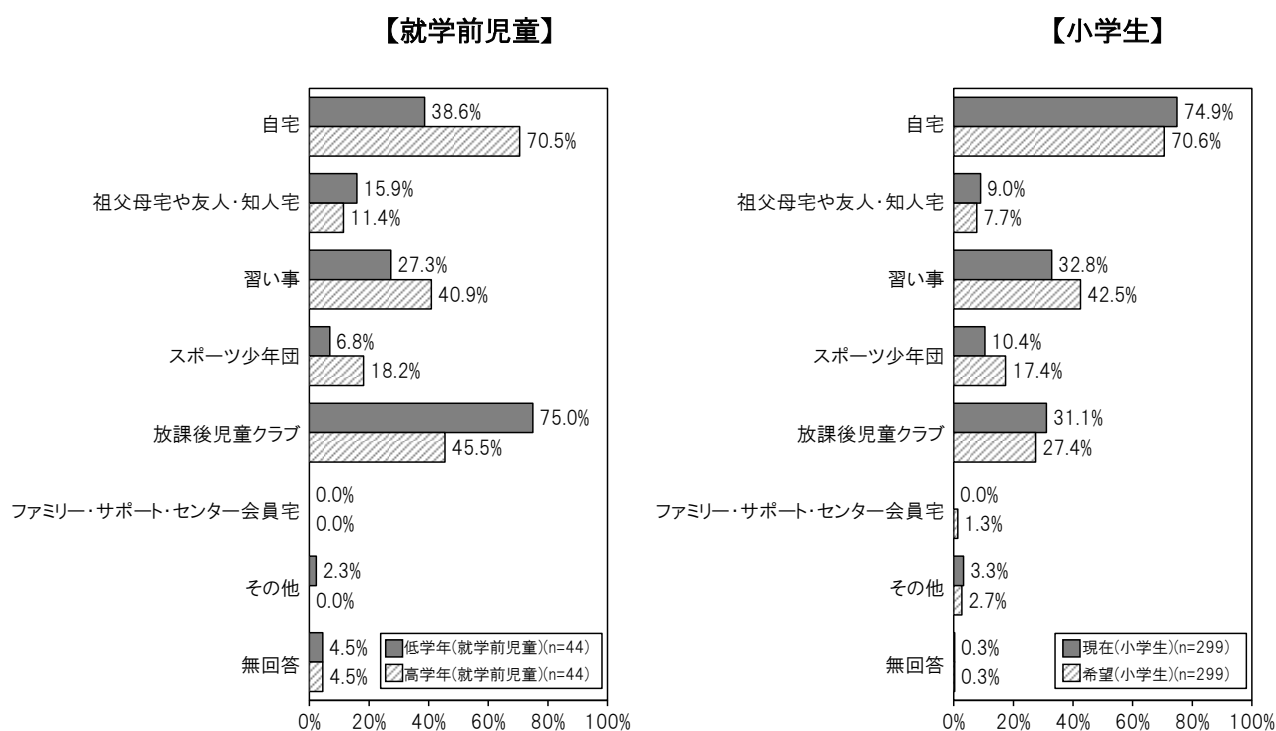
就学前児童では、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が23.8%、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が4.8%となっており、「短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した」、「ショートステイ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した」との回答はありませんでした。



②③ 放課後の過ごし方（複数回答）

就学前児童の小学校就学後の希望は、低学年では「放課後児童クラブ」が75.0%と最も多く、高学年では「自宅」が70.5%と最も多くなっています。

小学生は、現在の状況と今後の希望ともに「自宅」が最も多く7割を超えており、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

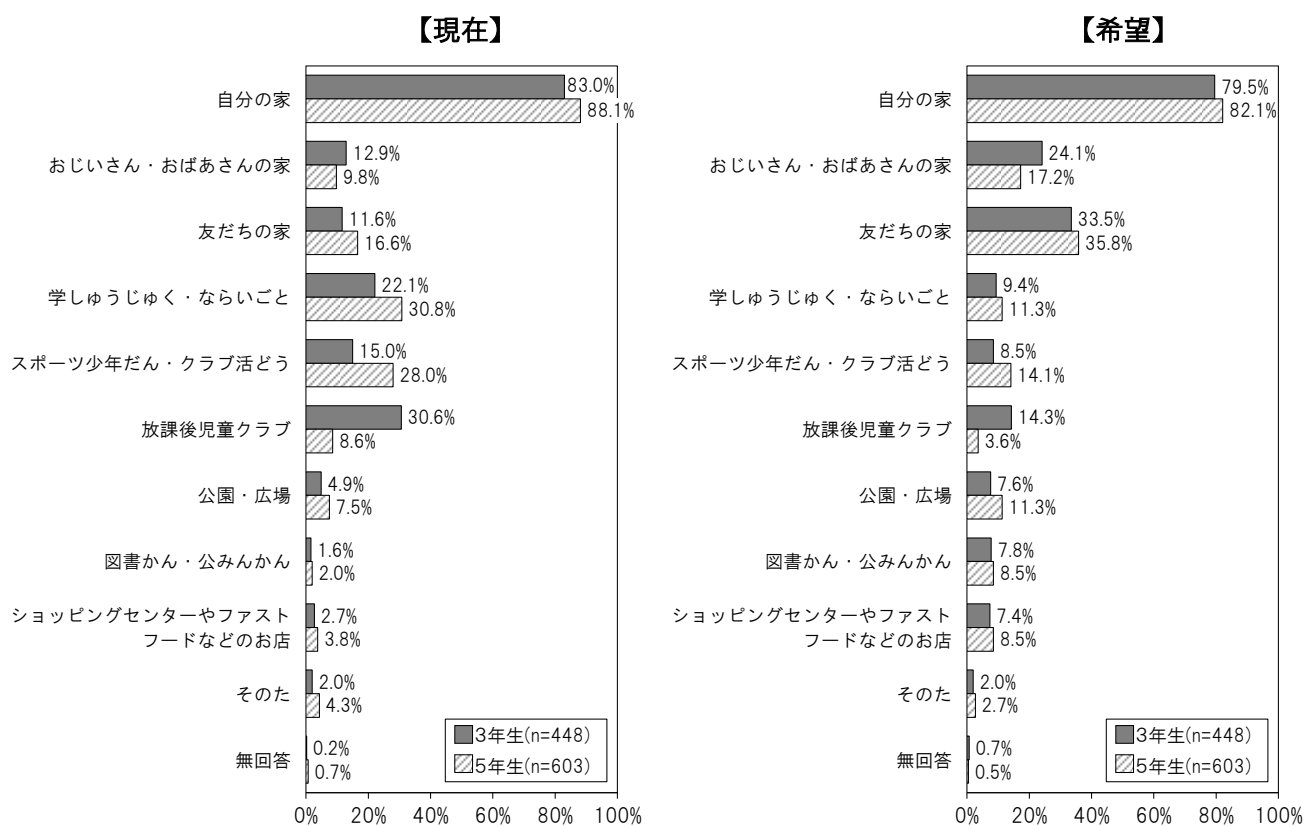


(2) 子どもアンケート

① 放課後の過ごし方

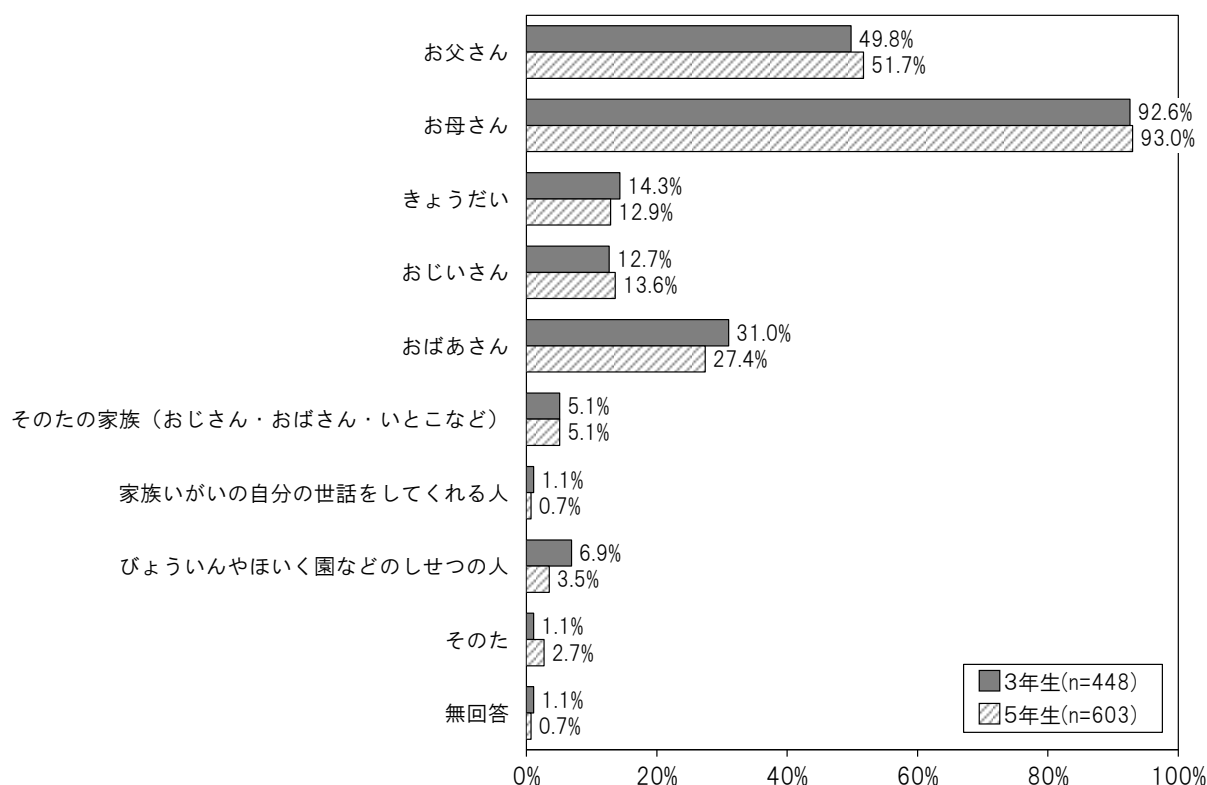
現在においては、3年生・5年生ともに「自分の家」が最も多く、8割を超えています。次いで、3年生では「放課後児童クラブ」、5年生では「学しゅうじゅく・ならいごと」が多くなっています。

希望においては、3年生・5年生ともに「友だちの家」が現在と比べて約20ポイント多くなっています。



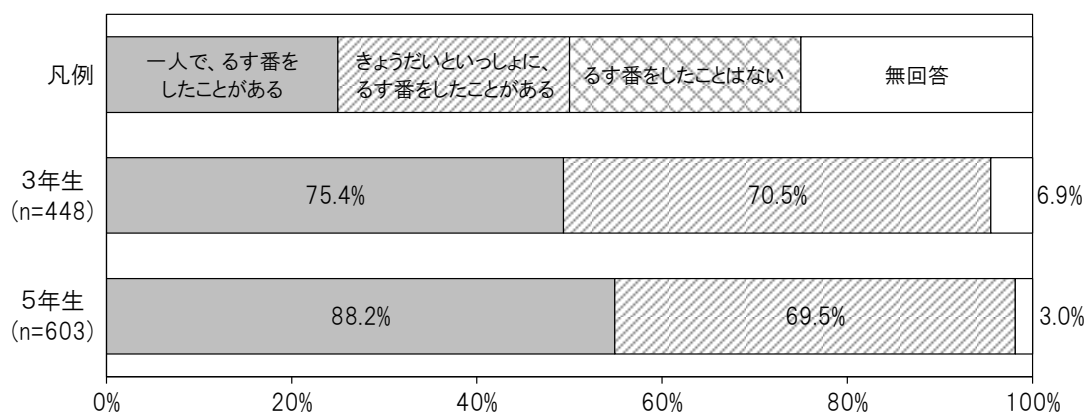
② 病気やケガで学校を休んだときの対処方法

3年生・5年生ともに「お母さん」が約9割と最も多く、次いで「お父さん」が約5割、「おばあさん」が約3割となっています。



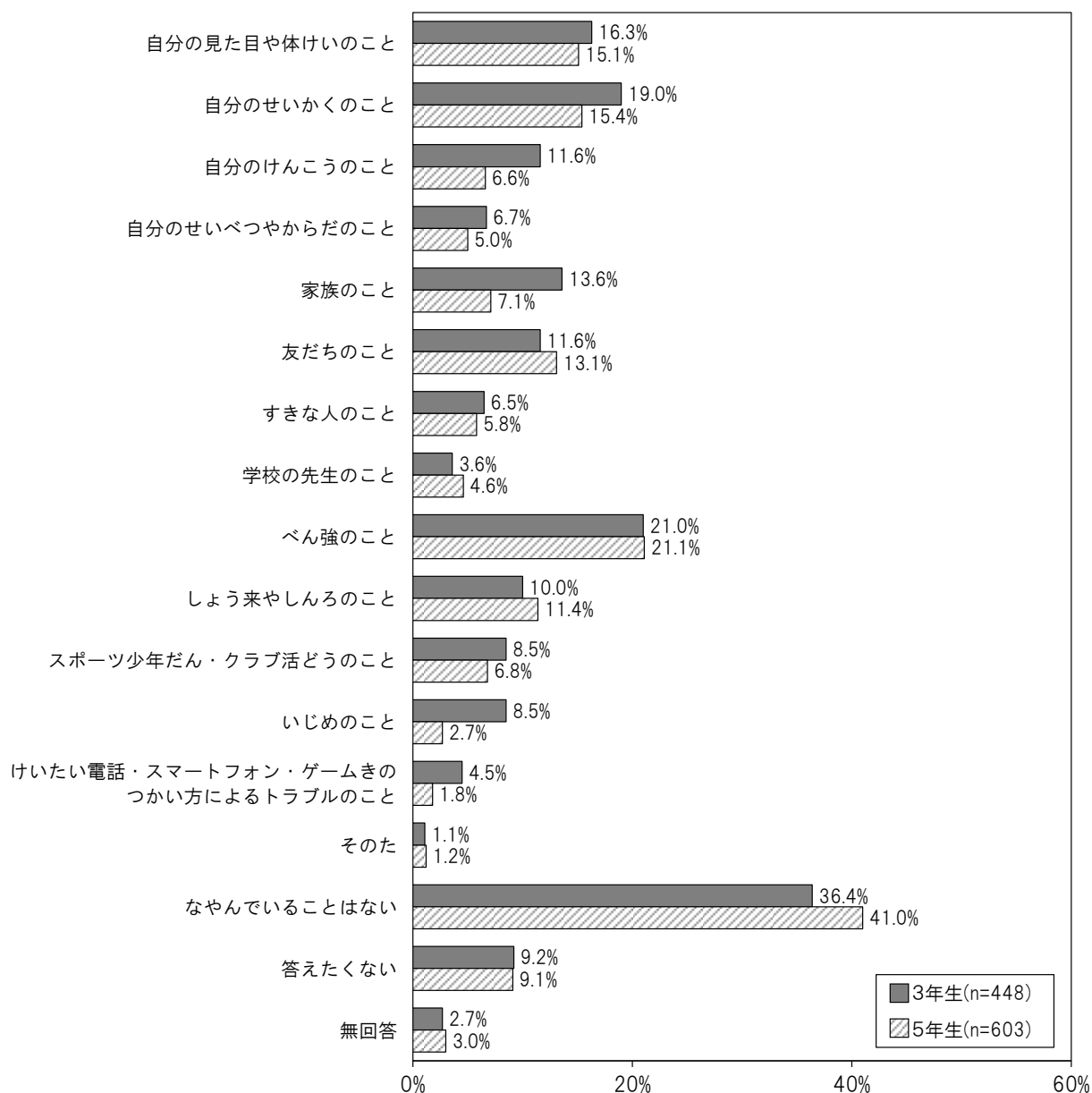
③ 留守番の経験

3年生・5年生ともに「一人で、るす番をしたことがある」が最も多く、5年生では約9割となっています。3年生・5年生ともに全員が一人またはきょうだいと一緒に留守番をしたことがあると回答しています。



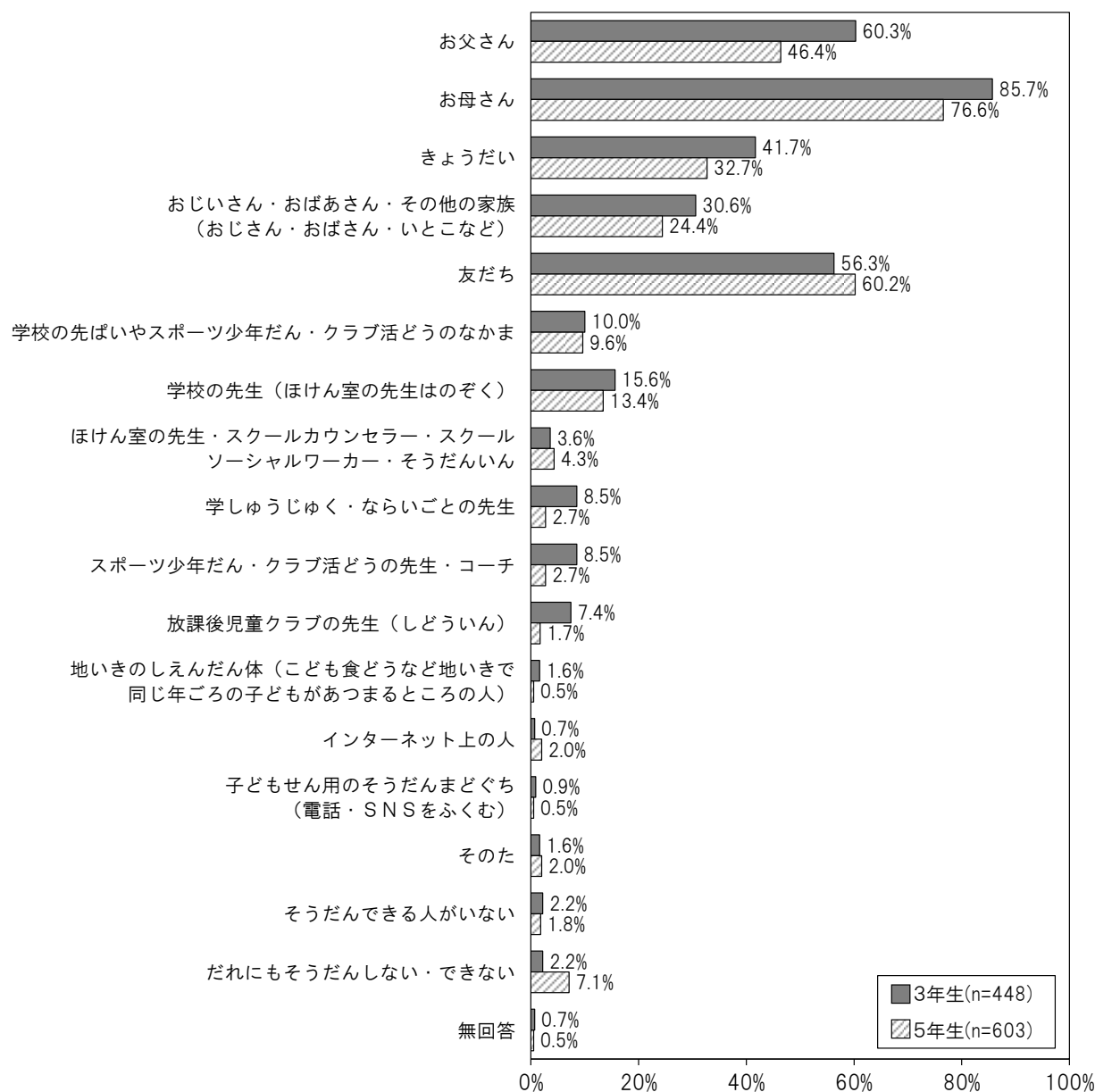
④ 悩みごと

3年生・5年生ともに「なやんでいることはない」が約4割と最も多く、次いで「べん強のこと」、「自分のせいかくのこと」が約2割となっています。また、3年生は5年生に比べて「自分のけんこうのこと」、「家族のこと」、「いじめのこと」が5ポイント以上多くなっています。



⑤ 相談相手

3年生・5年生ともに「お母さん」が最も多く、次いで3年生は「お父さん」、5年生は「友だち」となっており、5年生では「お父さん」は半数以下となっています。



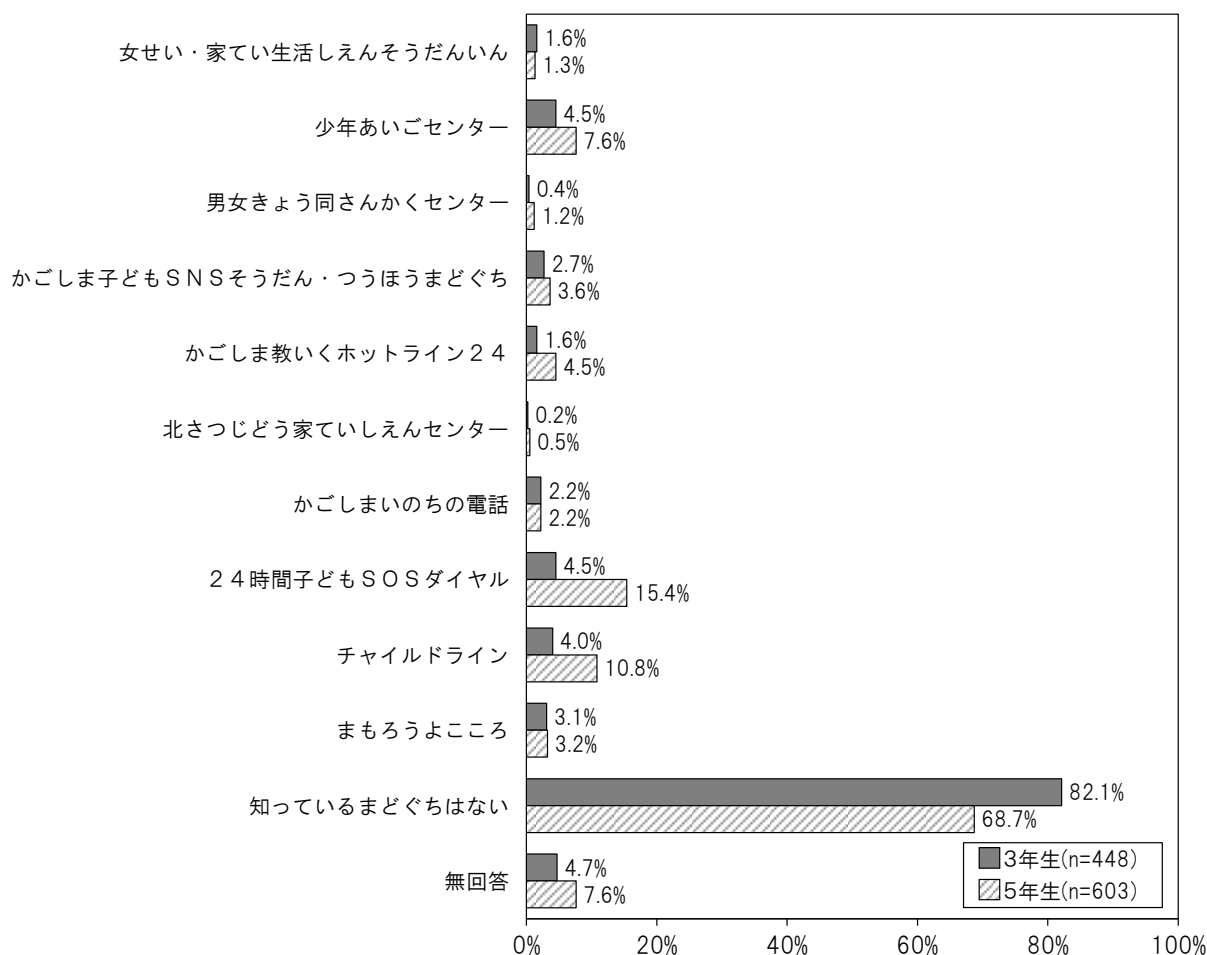
⑥ 誰にも相談しない・できない理由（記述回答）

「怖い」、「言いたくない」との回答が多くみられました。そのほかに、「恥ずかしい」や「その他」として「迷惑をかけたくない」、「勇気が出ない」などの回答がみられました。

誰にも相談しない・できない理由	
怖い(否定・拒否・反対など)	7件
言いたくない	7件
自分で考える・自分で解決したい	4件
恥ずかしい	3件
話し方がわからない	2件
その他	14件
悩みがない	3件

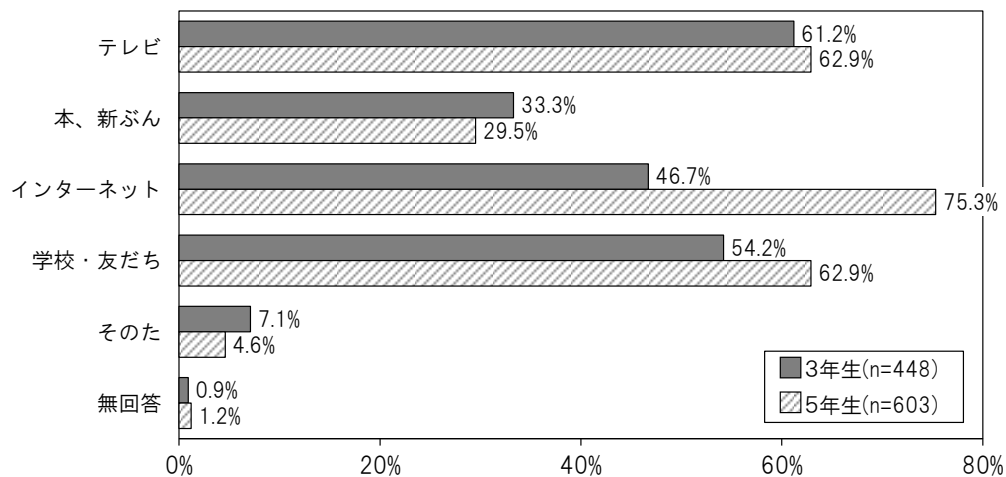
⑦ 相談窓口の認知度

3年生では「知っているまどぐちはない」が8割を超えており、5年生と比べて13.4ポイント多くなっています。また、1割を超えている相談窓口は、5年生の「24時間子どもSOSダイヤル」と「チャイルドライン」だけとなっています。



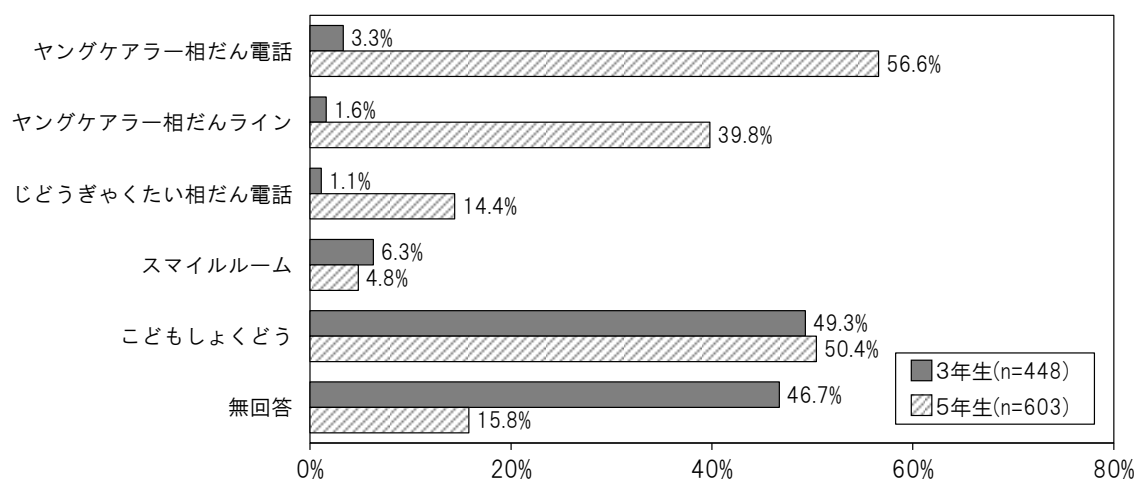
⑧ 情報の入手方法

3年生・5年生ともに「テレビ」が6割を超えていますが、5年生では「インターネット」が75.3%と最も多く、3年生と比べて28.6ポイント多くなっています。



⑨ 市の取組の認知度

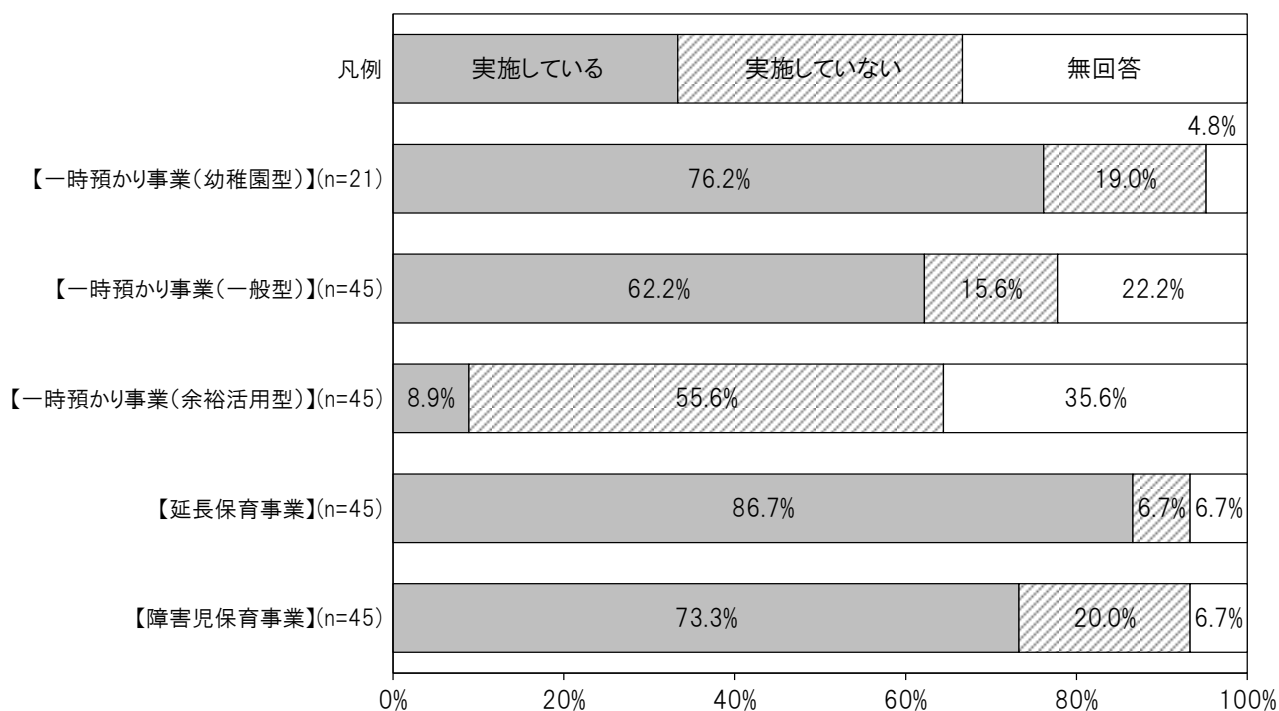
3年生・5年生ともに「こどもしよくどう」が約半数となっています。5年生では「ヤングケアラー相だん電話」、「ヤングケアラー相だんライン」の認知度が高くなっています。



(3) 事業所アンケート（教育・保育施設）

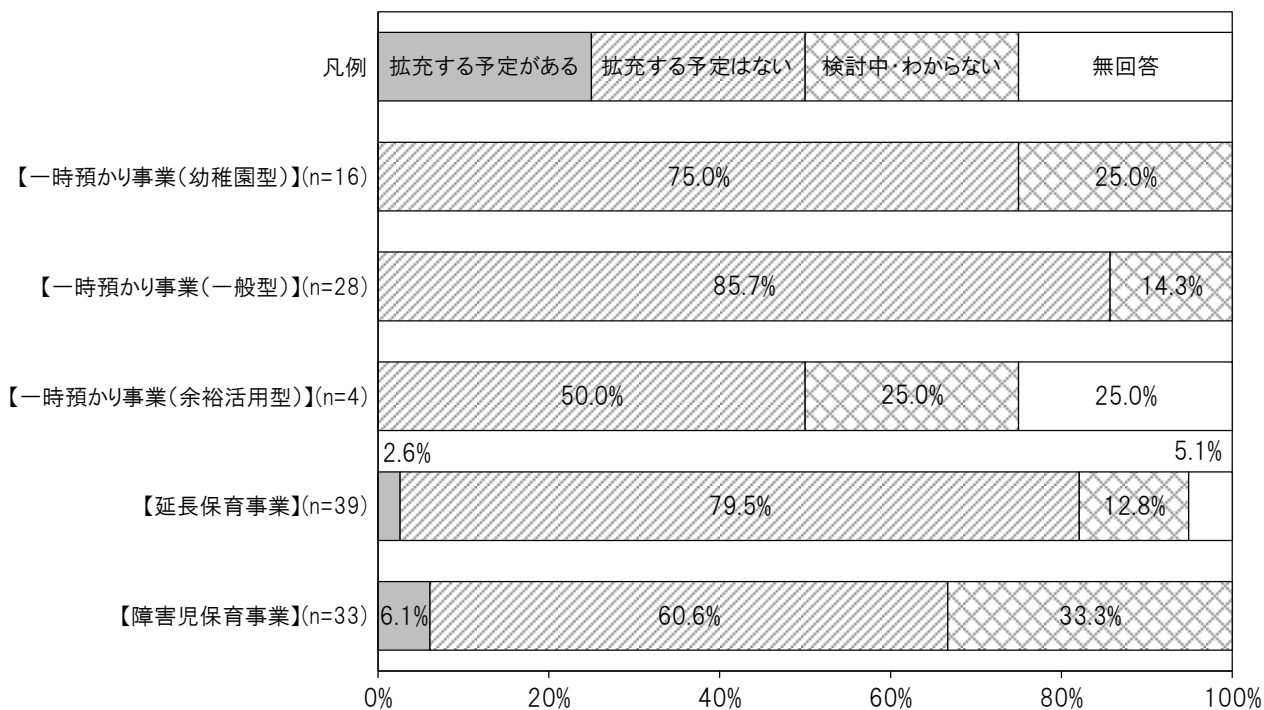
① 現在の実施状況

実施している事業は、「延長保育事業」が 86.7%と最も多く、次いで「一時預かり事業（幼稚園型）」が 76.2%となっています。実施していない事業は、「一時預かり事業（余裕活用型）」が半数を超えています。



② 今後の拡充予定

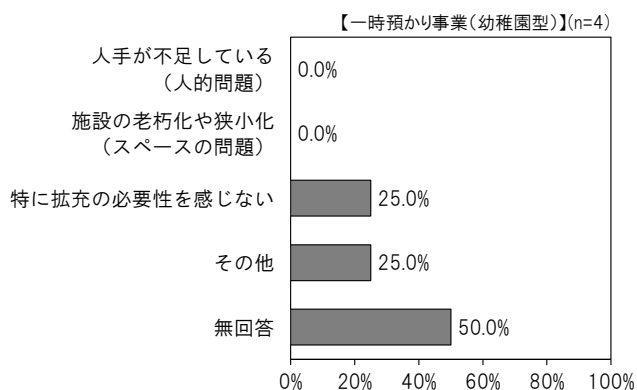
いずれの事業においても、「拡充する予定はない」が半数を超えていますが、「延長保育事業」と「障害児保育事業」では「拡充する予定がある」との回答がみられます。



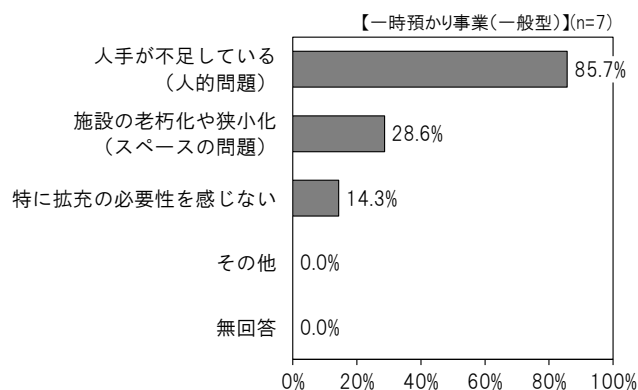
③ 実施していない理由

「人手が不足している（人的問題）」との回答が多くみられます。

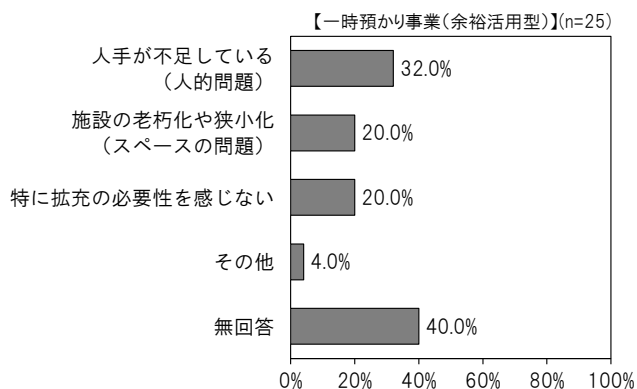
一時預かり事業（幼稚園型）



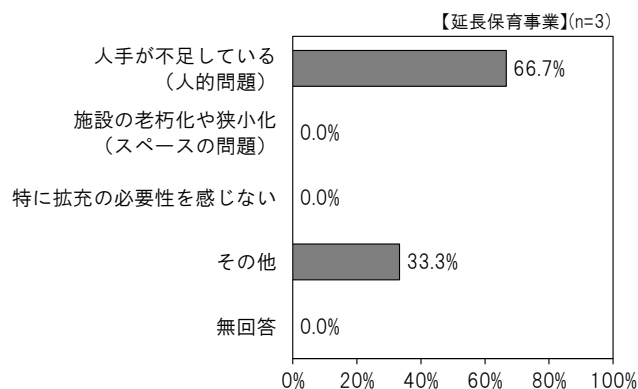
一時預かり事業（一般型）



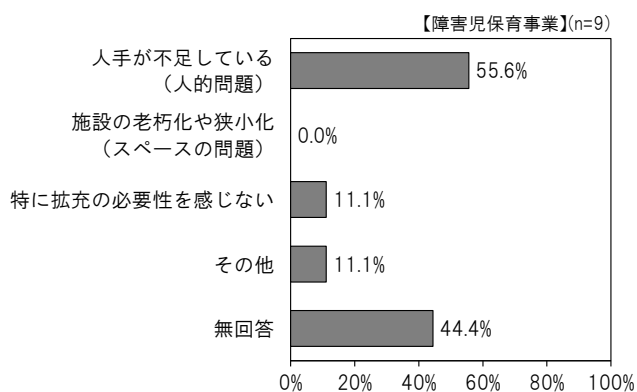
一時預かり事業（余裕活用型）



延長保育事業

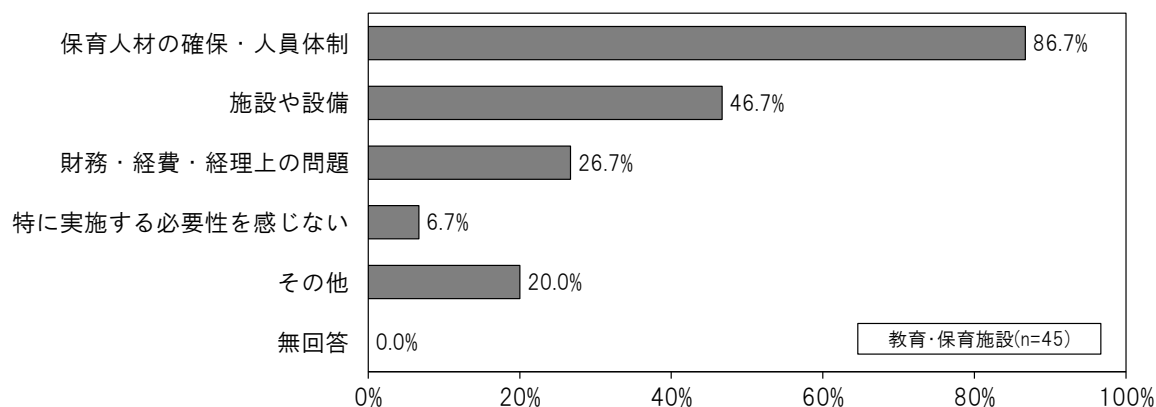


障害児保育事業



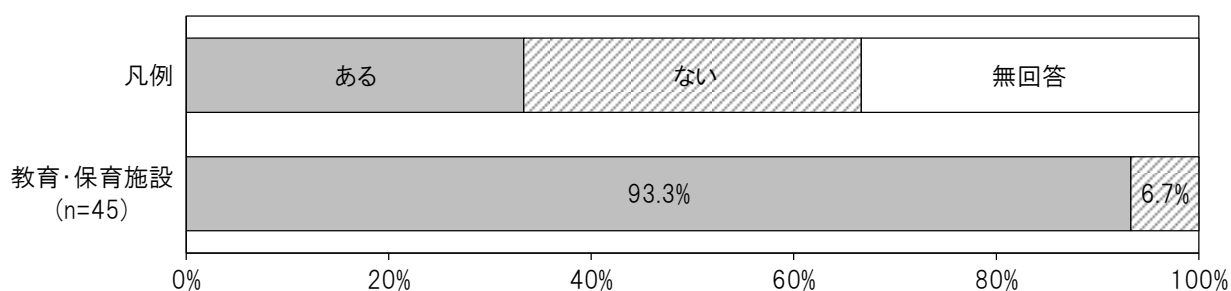
④ こども誰でも通園制度の事業実施の課題

「保育人材の確保・人員体制」が86.7%と最も多く、次いで「施設や設備」が46.7%、「財務・経費・経理上の問題」が26.7%となっています。



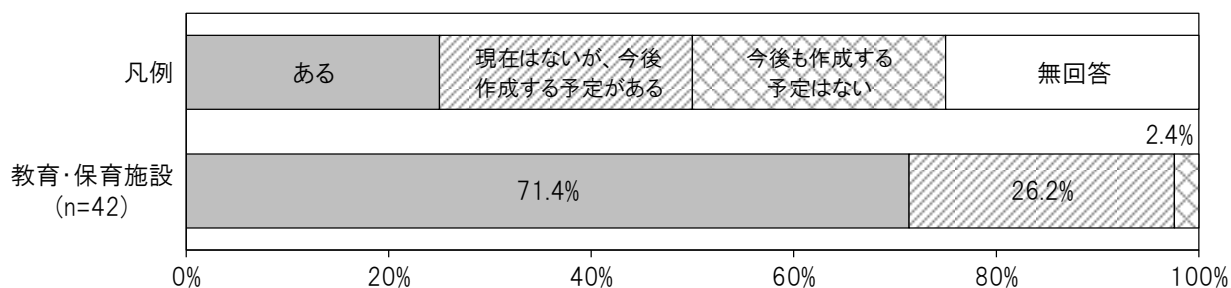
⑤ 園児を連れて園外に出かけることの有無

「ある」が93.3%、「ない」が6.7%となっています。



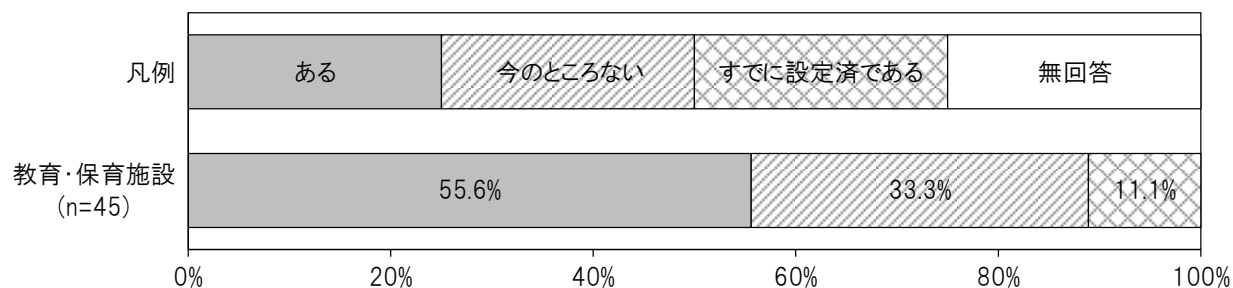
⑥ 園外に出かける際の安全対策マニュアルの有無

「ある」が71.4%と最も多く、次いで「現在はないが、今後作成する予定がある」が26.2%、「今後も作成する予定はない」が2.4%となっています。



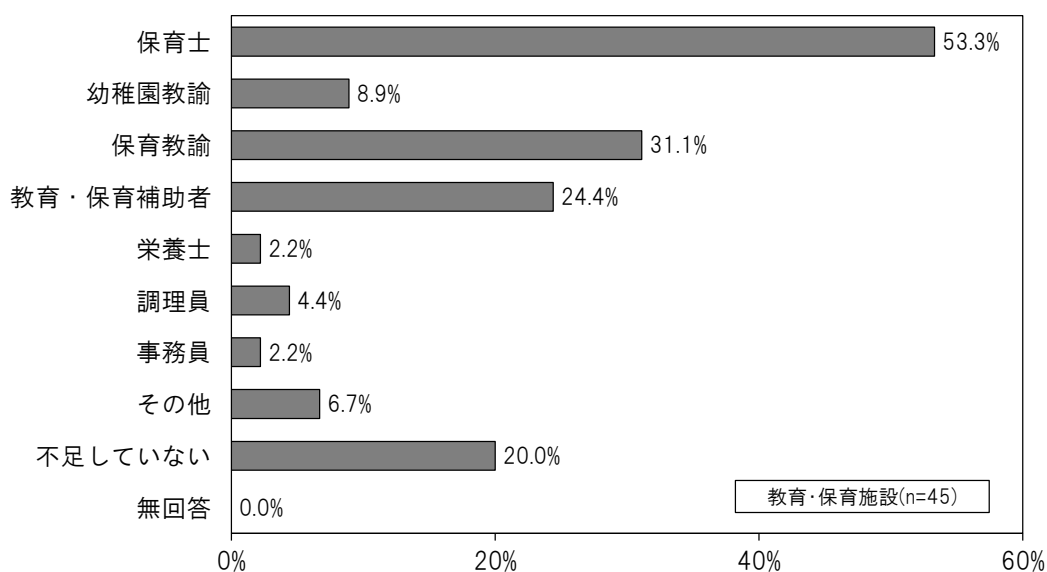
⑦ 園周辺におけるキッズ・ゾーンの設定希望の有無

「ある」が55.6%と最も多く、次いで「今のところない」が33.3%、「すでに設定済である」が11.1%となっています。



⑧ 不足している職種

「保育士」が53.3%と最も多く、次いで「保育教諭」が31.1%、「教育・保育補助者」が24.4%となっています。



⑨ 不足している人数

ほとんどの職種において、1人から3人との回答が多くみられます。

保育士

	件数	構成比
1人	7	29.2%
2人	12	50.0%
3人	3	12.5%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	2	8.3%
合計	24	100.0%

幼稚園教諭

	件数	構成比
1人	0	0.0%
2人	1	25.0%
3人	1	25.0%
4人	1	25.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	1	25.0%
合計	4	100.0%

保育教諭

	件数	構成比
1人	3	21.4%
2人	5	35.7%
3人	4	28.6%
4人	1	7.1%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	1	7.1%
合計	14	100.0%

教育・保育補助者

	件数	構成比
1人	5	45.5%
2人	3	27.3%
3人	1	9.1%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	1	9.1%
無回答	1	9.1%
合計	11	100.0%

栄養士

	件数	構成比
1人	1	100.0%
2人	0	0.0%
3人	0	0.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	1	100.0%

調理員

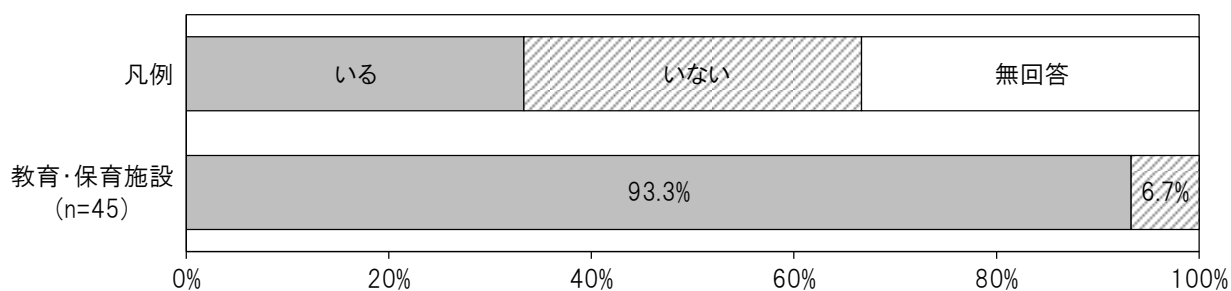
	件数	構成比
1人	2	100.0%
2人	0	0.0%
3人	0	0.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	2	100.0%

事務員

	件数	構成比
1人	1	100.0%
2人	0	0.0%
3人	0	0.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	1	100.0%

⑩ 過去３年間で離職した職員の有無

「いる」が93.3%、「いない」が6.7%となっています。



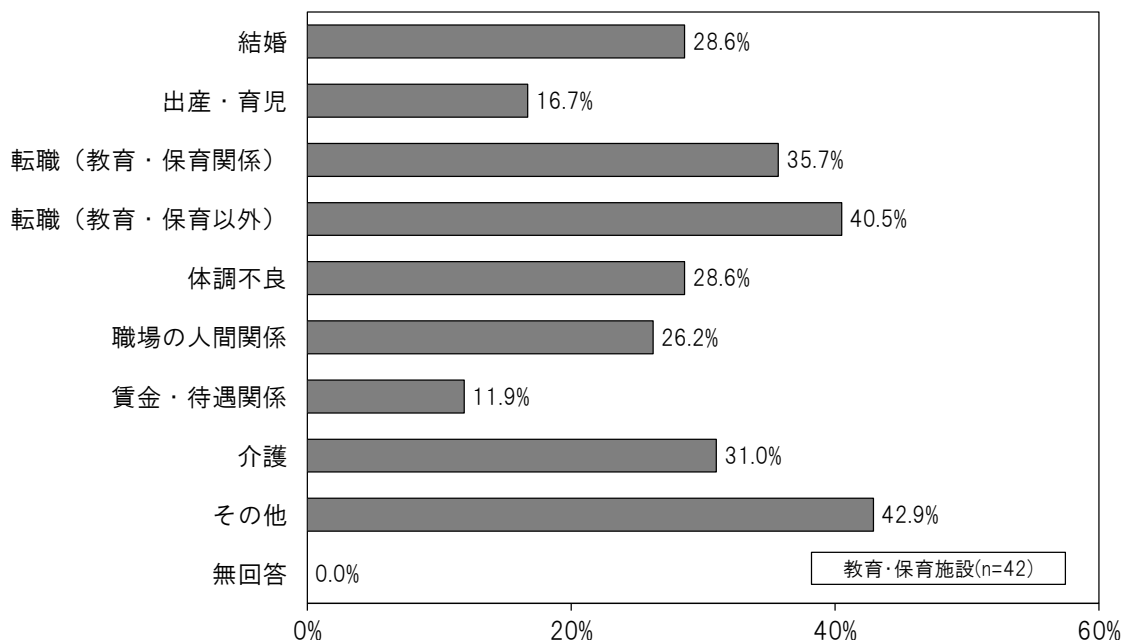
⑪ 過去３年間で離職した職員の人数

「１人」が21.4%と最も多くなっていますが、２人から１０人の各人数において１件以上の回答がありました。また、「１１人以上」も約１割となっています。

	件数	構成比
１人	9	21.4%
２人	4	9.5%
３人	5	11.9%
４人	1	2.4%
５人	2	4.8%
６人	3	7.1%
７人	3	7.1%
８人	1	2.4%
９人	1	2.4%
１０人	1	2.4%
１１人以上	5	11.9%
無回答	7	16.7%
合計	42	100.0%

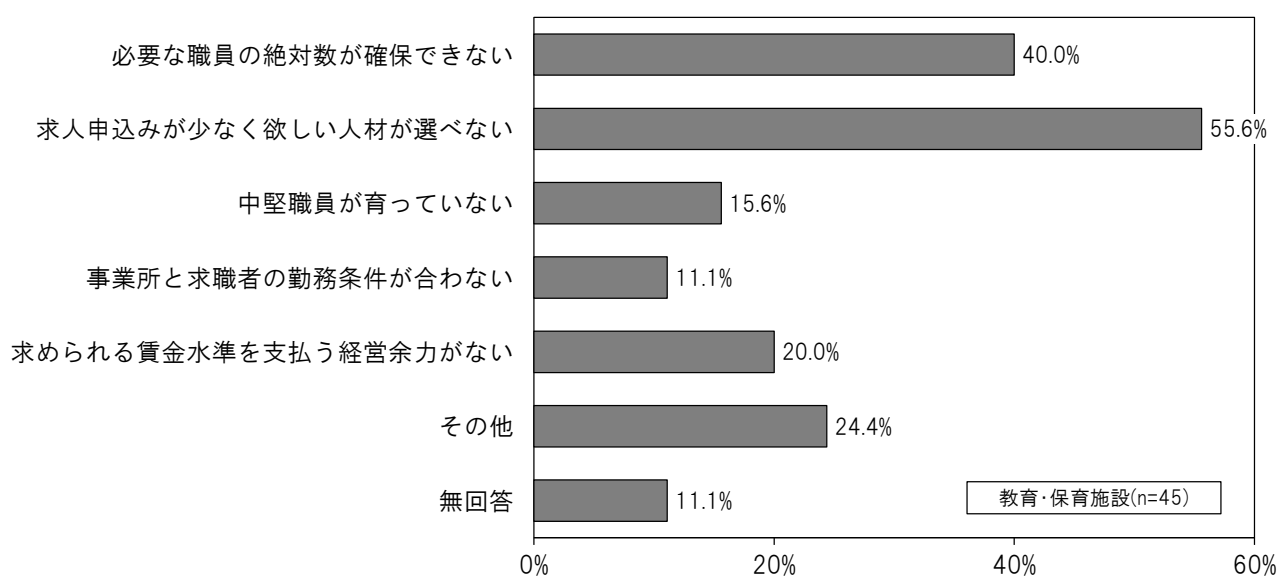
⑫ 離職の主な理由

「その他」が42.9%と最も多く、次いで「転職（教育・保育以外）」が40.5%、「転職（教育・保育関係）」が35.7%となっています。



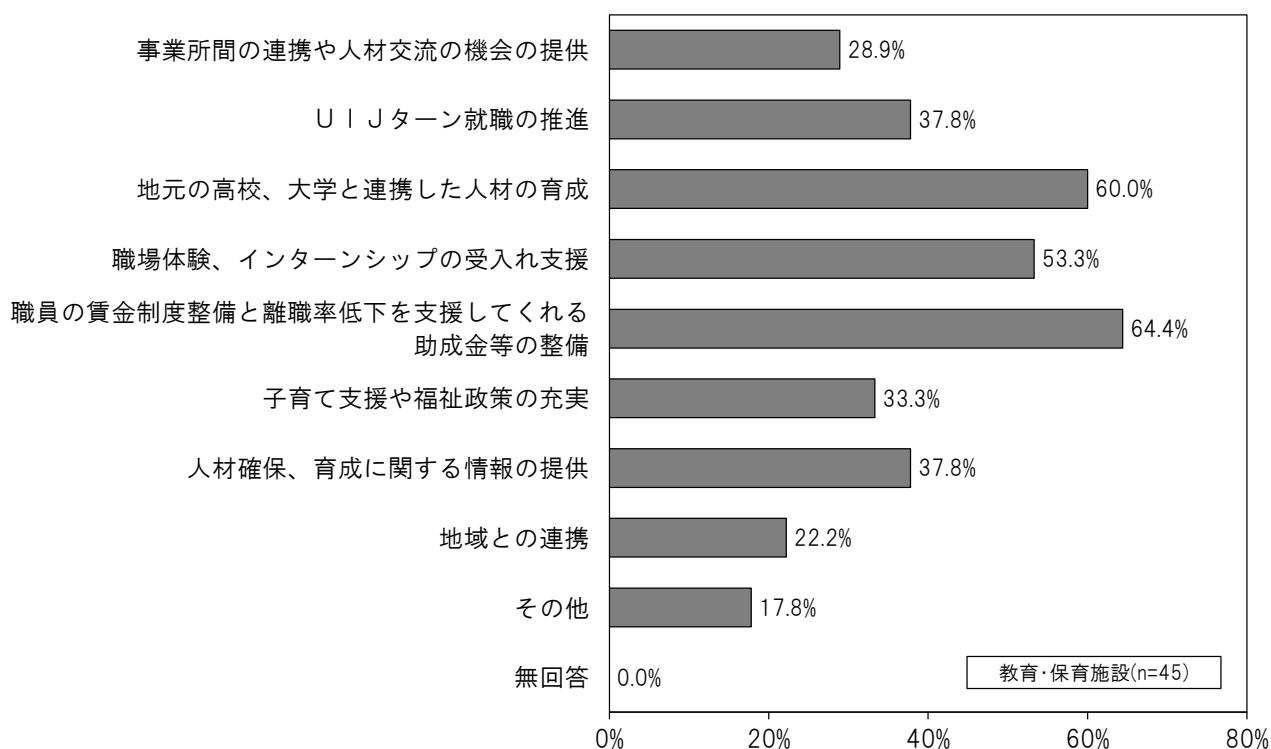
⑬ 人材確保の問題

「求人申込みが少なく欲しい人材を選べない」が55.6%と最も多く、次いで「必要な職員の絶対数が確保できない」が40.0%、「その他」が24.4%となっています。



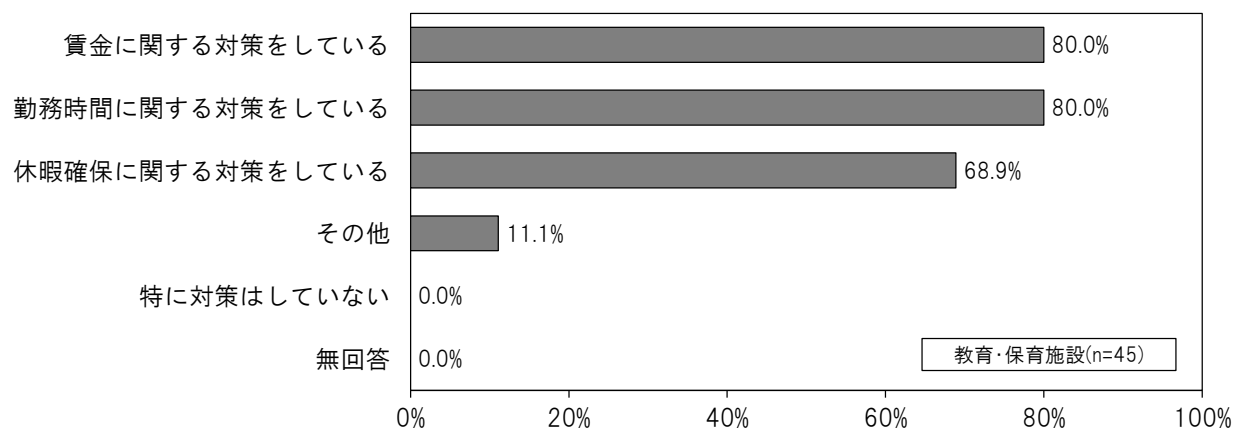
⑭ 人材の確保・定着のための支援

「職員の賃金制度整備と離職率低下を支援してくれる助成金等の整備」が64.4%と最も多く、次いで「地元の高校、大学と連携した人材の育成」が60.0%、「職場体験、インターンシップの受入れ支援」が53.3%となっています。



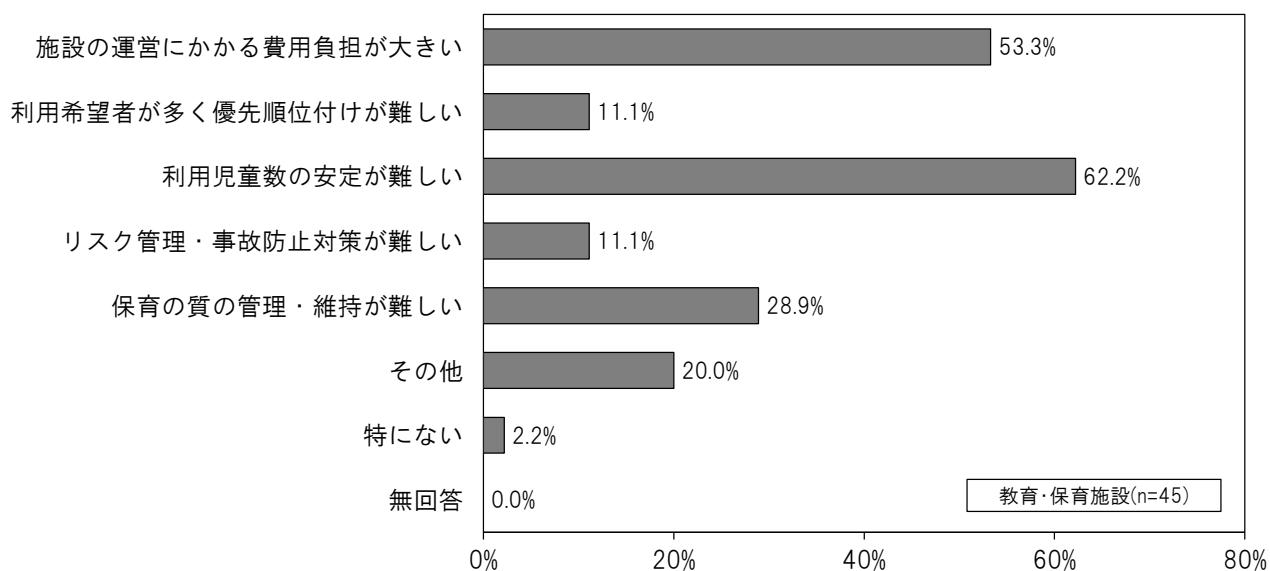
⑮ 人材の確保・定着のための対策

「賃金に関する対策をしている」と「勤務時間に関する対策をしている」が同数で80.0%と最も多く、次いで「休暇確保に関する対策をしている」が68.9%となっています。



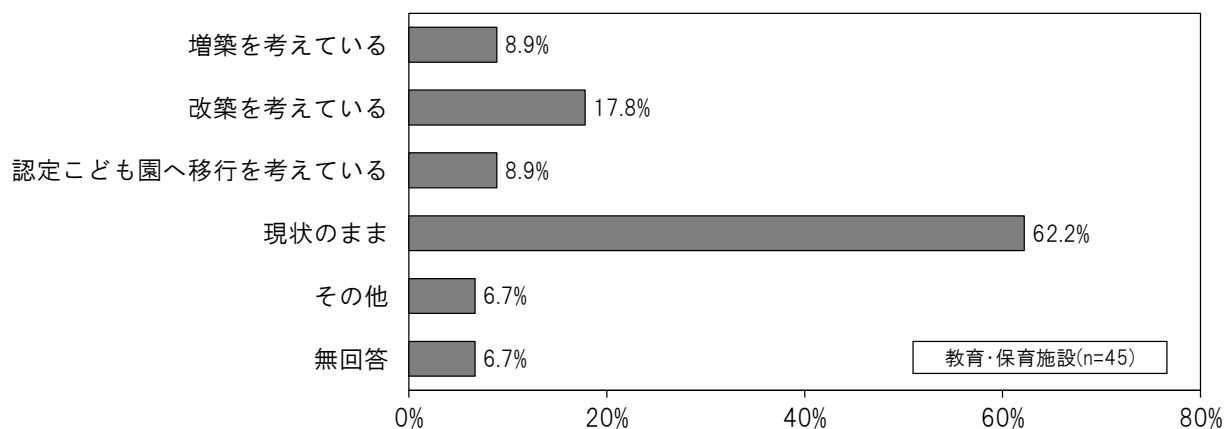
⑩ 運営にあたっての課題

「利用児童数の安定が難しい」が62.2%と最も多く、次いで「施設の運営にかかる費用負担が大きい」が53.3%、「保育の質の管理・維持が難しい」が28.9%となっています。



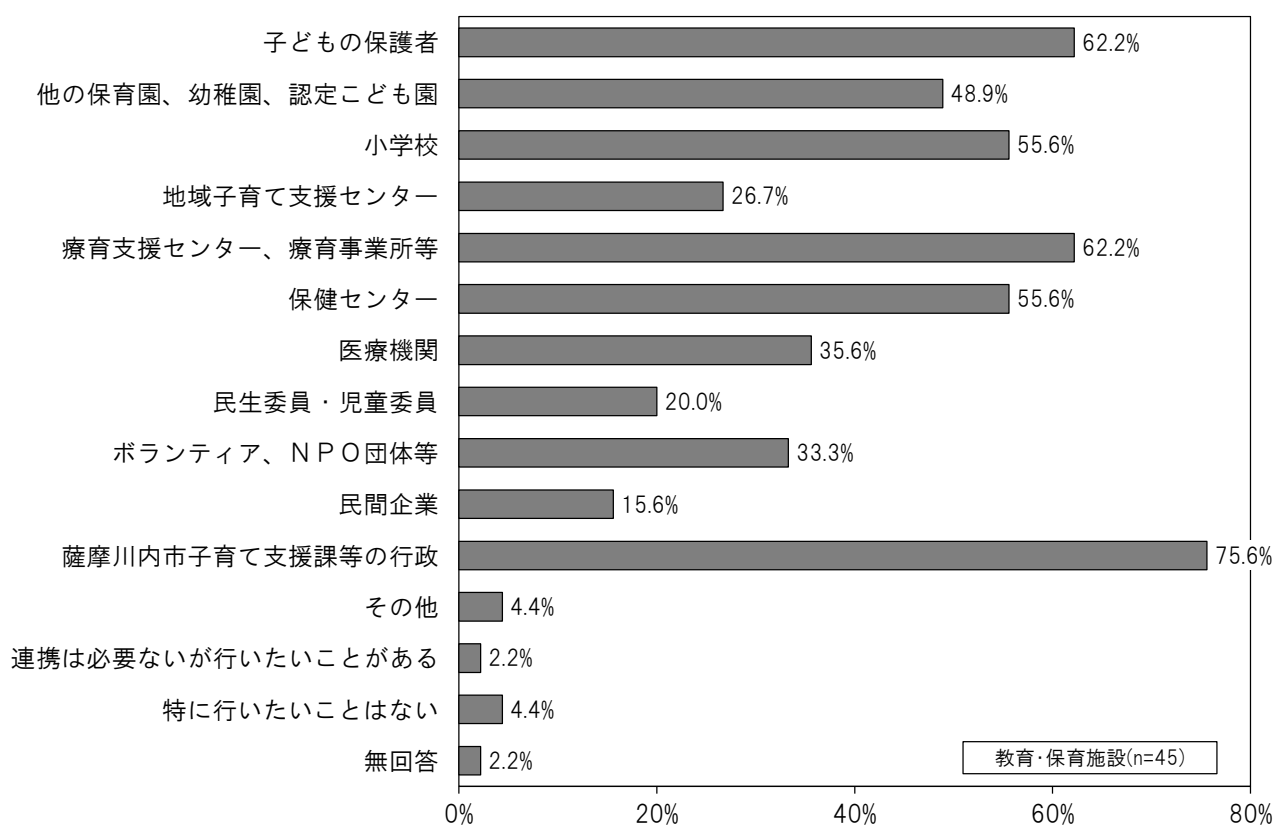
⑪ 今後の施設整備や認定こども園への移行の予定

「現状のまま」が62.2%と最も多く、次いで「改築を考えている」が17.8%、「増築を考えている」と「認定こども園へ移行を考えている」が同数で8.9%となっています。



⑩ 今後、行いたいことを実現するために連携を充実していく必要がある機関・団体等

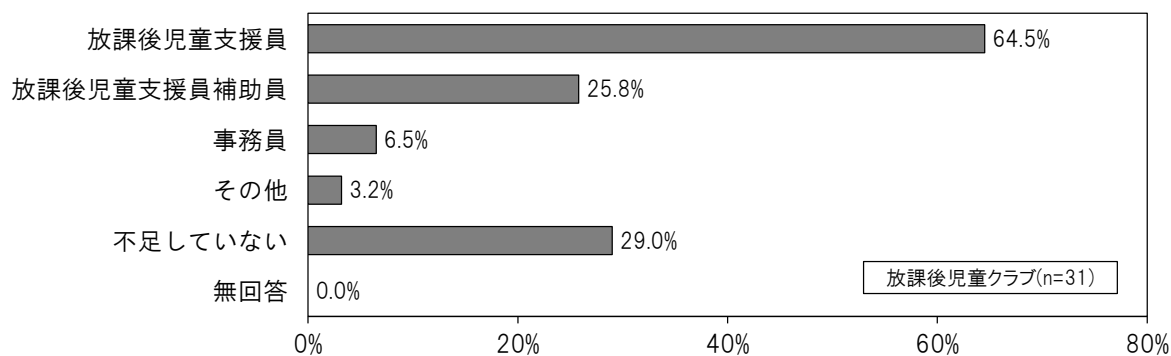
「薩摩川内市子育て支援課等の行政」が75.6%と最も多く、次いで「子どもの保護者」と「療育支援センター、療育事業所等」が同数で62.2%、「小学校」と「保健センター」が同数で55.6%となっています。



(4) 事業所アンケート（放課後児童クラブ）

① 不足している職員の職種

「放課後児童支援員」が64.5%と最も多く、次いで「不足していない」が29.0%、「放課後児童支援員補助員」が25.8%となっています。



② 不足している人数

各職種において1～2人の不足が多くみられます。

【放課後児童支援員】

	件数	構成比
1人	6	30.0%
2人	13	65.0%
3人	1	5.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	20	100.0%

【放課後児童支援員補助員】

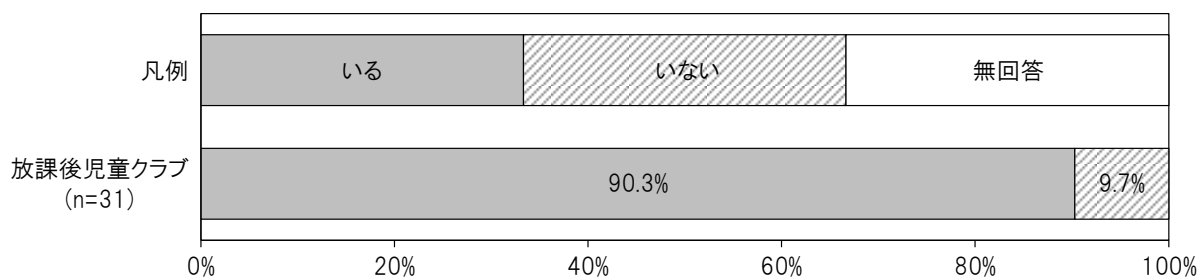
	件数	構成比
1人	6	75.0%
2人	2	25.0%
3人	0	0.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	8	100.0%

【事務員】

	件数	構成比
1人	2	100.0%
2人	0	0.0%
3人	0	0.0%
4人	0	0.0%
5人以上	0	0.0%
未定	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	2	100.0%

③ 過去３年間で離職した職員の有無

「いる」が90.3%、「いない」が9.7%となっています。



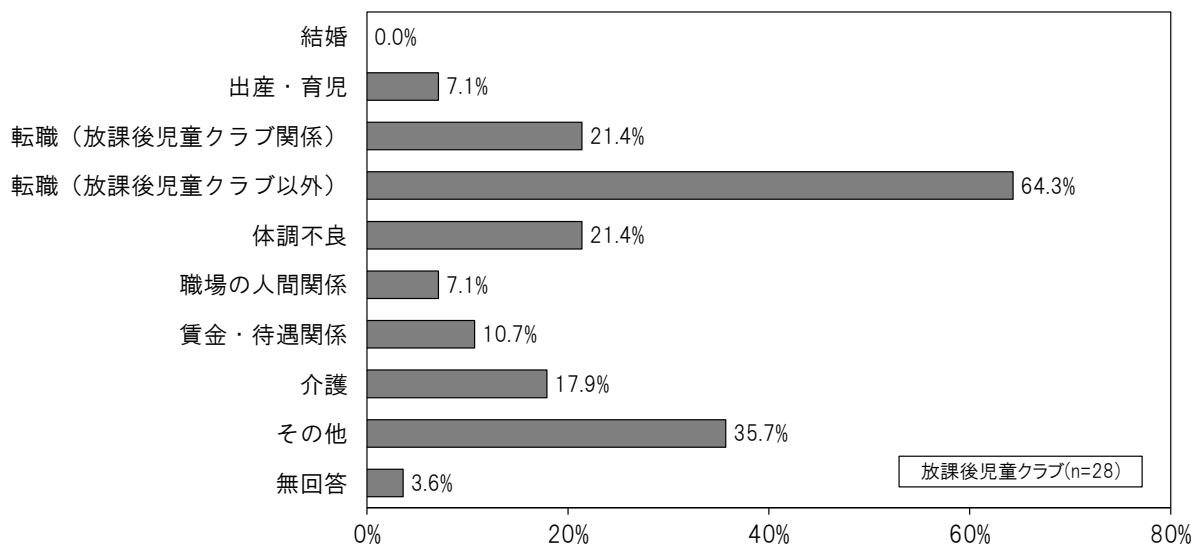
④ 過去３年間で離職した職員の人数

「４人」が28.6%と最も多く、次いで「１人」が25.0%、「２人」が21.4%となっています。

	件数	構成比
1人	7	25.0%
2人	6	21.4%
3人	1	3.6%
4人	8	28.6%
5人以上	5	17.9%
無回答	1	3.6%
合計	28	100.0%

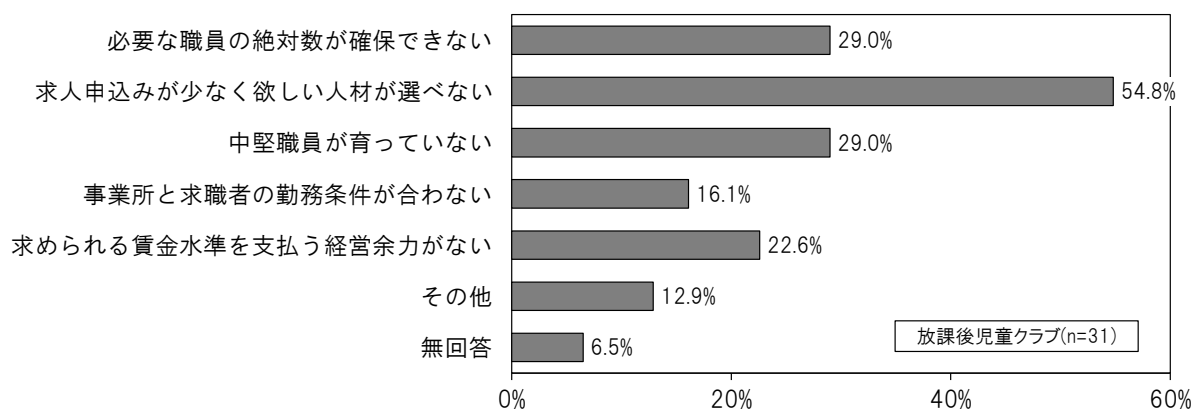
⑤ 離職の主な理由

「転職（放課後児童クラブ以外）」が64.3%と最も多く、次いで「その他」が35.7%、「転職（放課後児童クラブ関係）」と「体調不良」が同数で21.4%となっています。



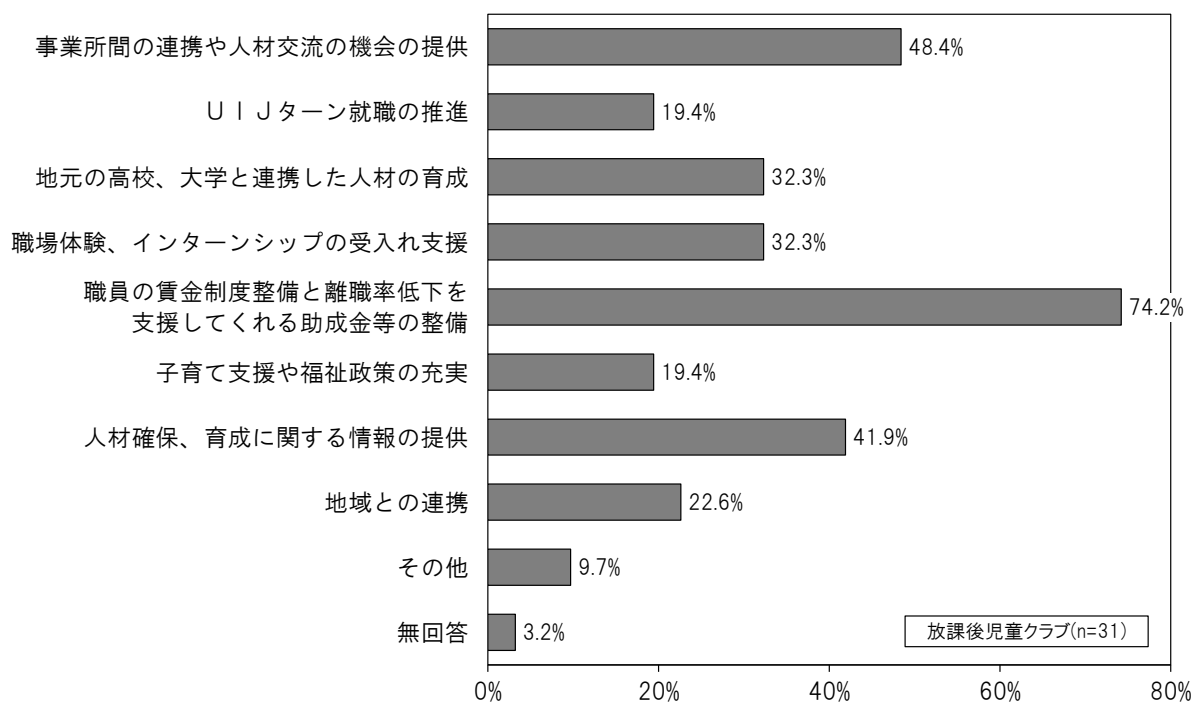
⑥ 人材確保の問題

「求人申込みが少なく欲しい人材を選べない」が54.8%と最も多く、次いで「必要な職員の絶対数が確保できない」と「中堅職員が育っていない」が同数で29.0%となっています。



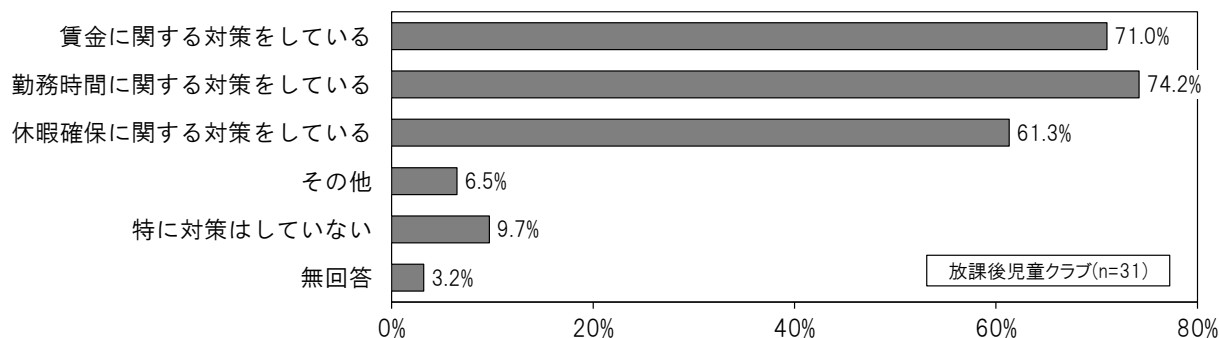
⑦ 人材の確保・定着のための支援

「職員の賃金制度整備と離職率低下を支援してくれる助成金等の整備」が74.2%と最も多く、次いで「事業所間の連携や人材交流の機会の提供」が48.4%、「人材確保、育成に関する情報の提供」が41.9%となっています。



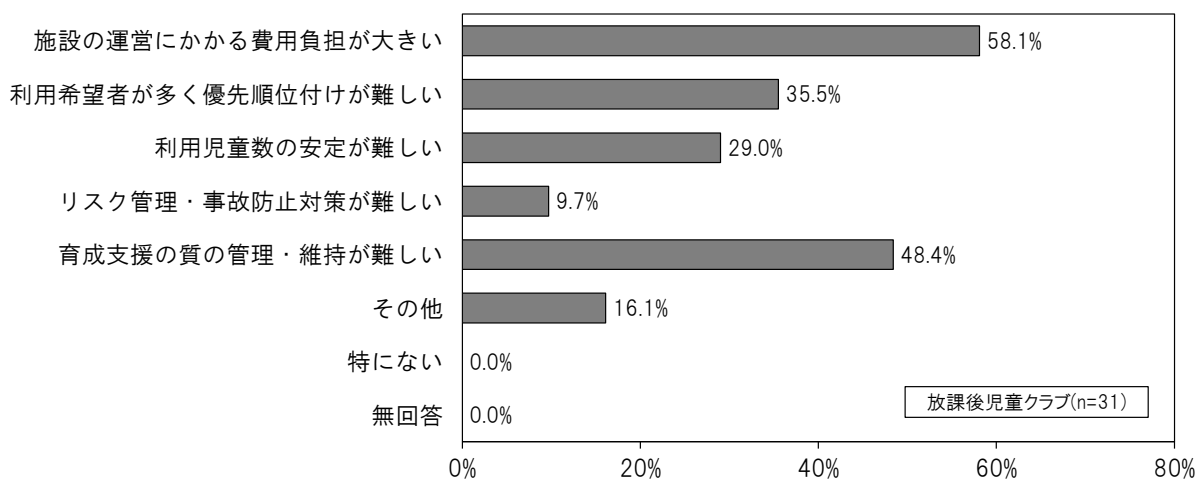
⑧ 人材の確保・定着のための対策

「勤務時間に関する対策をしている」が74.2%と最も多く、次いで「賃金に関する対策をしている」が71.0%、「休暇確保に関する対策をしている」が61.3%となっています。



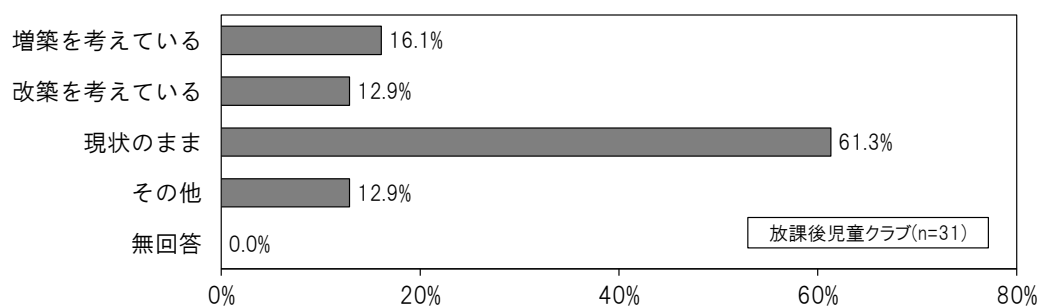
⑨ 運営にあたっての課題

「施設の運営にかかる費用負担が大きい」が58.1%と最も多く、次いで「育成支援の質の管理・維持が難しい」が48.4%、「利用希望者が多く優先順位付けが難しい」が35.5%となっています。



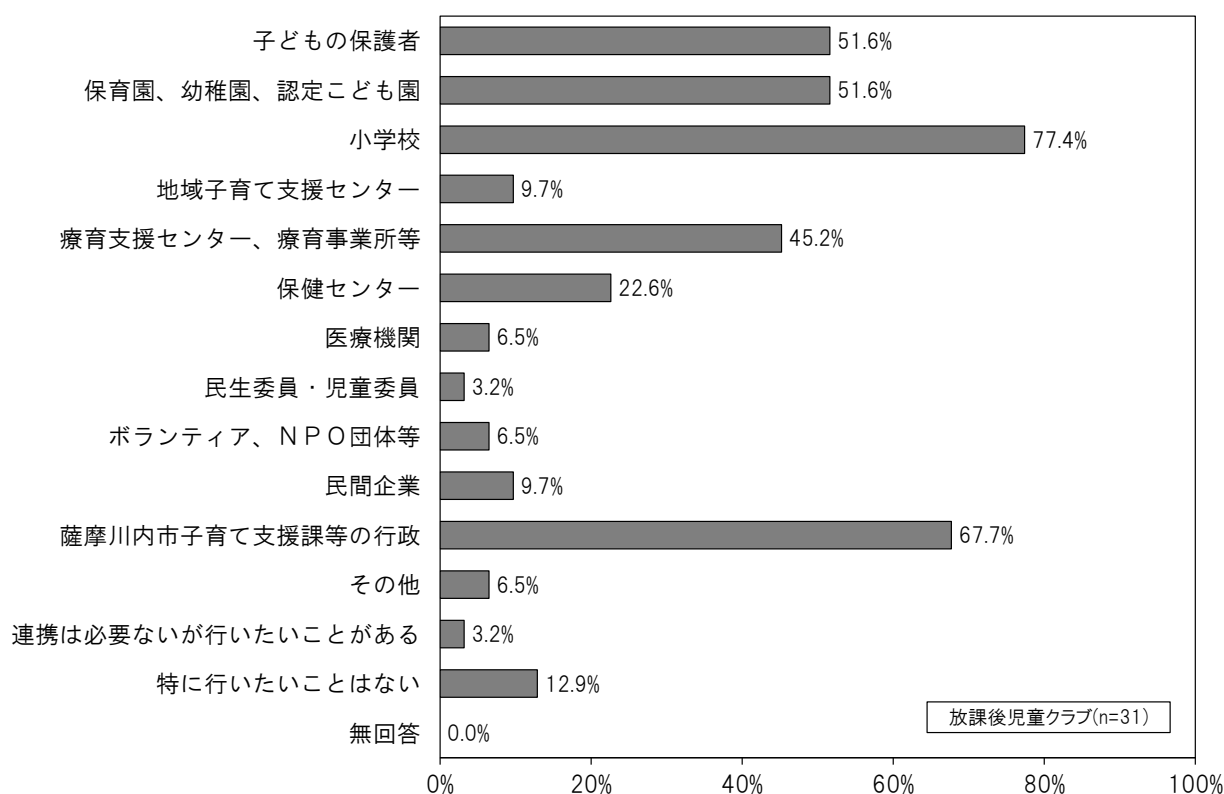
⑩ 今後の施設整備の予定

「現状のまま」が61.3%と最も多く、次いで「増築を考えている」が16.1%、「改築を考えている」と「その他」が同数で12.9%となっています。



⑪ 今後、行いたいことを実現するために連携を充実していく必要がある機関・団体等

「小学校」が77.4%と最も多く、次いで「薩摩川内市子育て支援課等の行政」が67.7%、「子どもの保護者」と「保育園、幼稚園、認定こども園」が同数で51.6%となっています。



8. 今後の課題

多様化する子育てニーズに対応するためには、様々な課題を踏まえた取組が求められます。本市の子育ての現状やアンケート調査結果からみえる多くの課題の中から、より一層の創意工夫が求められる解決すべき課題は次のとおりです。

(1) 保育所等の待機児童対策の継続

近年、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化等により保育ニーズが増大しています。本市の保育所等においては、定数見直しや施設整備の効果的な対策を講じ、令和2年度から令和6年度までの毎年4月1日時点の国基準に基づく待機児童数はゼロとなっているものの、令和5年度後半には川内区域で110人の待機児童が発生しており、待機児童が完全には解消されていない状況となっています。

今後も引き続き、人口の推移や地域の実情、財政状況を勘案したうえで、保育所等の定員数の見直しや効果的な事業への転換、提供施設整備の取組を進めていく必要があります。

(2) 人材確保・定着に関する支援の充実

保育・幼児教育の質の維持・向上や、待機児童の解消に向けた受入枠の拡大などによる教育・保育の担い手の確保が深刻な課題となっています。さらに令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化に伴い、保育ニーズの増大による人材不足や事務の煩雑化による施設職員への負担の増加等が懸念されています。

事業所アンケート調査結果では、教育・保育施設においては、過去3年間で離職した職員がいると回答した割合は9割を超えているほか、人材確保について「必要な職員の絶対数が確保できない」、「求人申込みが少なく欲しい人材が選べない」といった問題を抱えている施設が多くみられます。また、施設職員の賃金を対象とする助成金制度等の整備、地域人材育成等の支援を求める声が大きくなっており、今後は、地域との連携を強化し、人材確保・定着に向けた支援を充実させていく必要があります。

(3) 安心して子育てできる子育て支援の充実

提供施設の充実と併せて、在宅で子育てをする家庭への支援や地域における子育て支援についても充実を図る必要があります。また、多くの保護者が抱えている子育てに関する悩みや不安を解消するためのサポート体制や子どもの事故等に関する安全対策の強化も重要になっています。

就学前児童の保護者に対する今後の利用意向についてのアンケート調査結果では、保育所や幼稚園の園庭等の開放、病児・病後児保育事業の利用の回答が多くなっています。子どもに対するアンケートの回答では、希望する施設やイベント等について、祭りやクリスマスなどのイベントのほか、みんなで集まって遊べる場所、相談できる場所があればとの意見が多くみられます。

今後は、利用意向を十分に踏まえ、保育サービス等の拡充を計画的に進めるとともに、園外での事故等に関する安全対策マニュアルを早急に整備するなど、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや子どもの居場所づくりのため、多様な子育て支援サービスの充実に努めるほか、地域や関係機関と連携、協力して地域の特性に応じた安心して子育てできる施策を推進する必要があります。

(4) 子育て支援施策に関する広報の充実

子育て支援施策を推進するうえで、各種制度に対する市民の認知・理解度の向上や相談窓口等の認知を高める必要があります。

就学前児童の保護者に対する子育てに関する相談先についてのアンケート調査結果では、「地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）」、「保健所・保健センター・子育て世代包括支援センター」が1割未満となっているほか、子育て支援事業等の認知度や利用意向では、認知度が高くても利用意向が低い事業も複数あり、実際の利用につながっていない状況があります。また、提供を希望する情報や支援等については、子どもの健康や発達のほか、就学前児童の保護者では保育所等に関する入所手続きや空き情報、小学生の保護者では子育て支援サービスの情報・紹介が多くなっています。子どもに対するアンケート調査結果では、知っている相談窓口はないと回答した割合が7割を超えています。こうした状況を踏まえ、地域からの孤立や子育てへの不安解消を図るため、子育て支援に関する様々な情報を保育所等や学校からのお便りや市の広報紙によるほか、市のホームページやLINE等による保護者・子どもへの効果的な情報提供体制を整備していく必要があります。

9. 第2期計画の達成状況

第2期計画策定時に設定した目標値（確保の内容）に対し、令和5年度実績値に基づき、達成状況の確認・評価を行いました。

第2期計画の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の達成状況

No	事業名	第2期計画				第3期計画
		令和2年度 実績値	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	評価	令和11年度 目標値
1	教育・保育の量の見込と確保方策（1号）	964 人	1,391 人	756 人	◎	1,271 人
2	教育・保育の量の見込と確保方策（2号）	1,501 人	1,437 人	1,528 人	△	1,332 人
3	教育・保育の量の見込と確保方策（3号）	1,245 人	1,328 人	1,237 人	○	1,301 人
4	利用者支援に関する事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	△	2 箇所
5	延長保育事業	1,344 人	1,600 人	1,192 人	△	1,250 人
6	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1,689 人	1,850 人	1,709 人	◎	1,750 人
7	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	158 人日	300 人日	59 人日	△	80 人日
8	妊産婦、新生児及び未熟児に対する訪問指導事業	804 人	800 人	416 人	△	420 人
9	養育支援訪問事業	—	24 人	62 人	△	80 人
10	地域子育て支援センター事業	31,478 人回	60,000 人回	33,078 人回	△	43,000 人回
11	一時預かり事業（幼稚園型）	61,462 人日	73,000 人日	53,614 人日	△	69,000 人日
12	一時預かり事業（一般型）	2,515 人日	5,000 人日	2,312 人日	△	2,800 人日
13	病児・病後児保育事業	1,525 人日	2,500 人日	1,129 人日	△	1,500 人日
14	ファミリー・サポート・センター事業	1,134 人日	2,300 人日	1,574 人日	◎	2,100 人日
15	妊婦・乳幼児健康診査事業	9,117 人回	10,000 人回	7,792 人回	◎	7,700 人回
16	実費徴収に係る補足給付を行う事業	1 人日	3 人日	0 人日	△	3 人日
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 人日	1 人日	4 人日	○	4 人日

評価	評価基準
◎：達成	目標値を達成（100％）
○：一部達成	目標値を達成していないが、達成状況 80％以上
△：未達成	目標値を達成しておらず、達成状況 80％未満
—：未実施	未実施

第4章

計画の基本的事項

第4章 計画の基本的事項

1. 教育・保育の提供区域の設定

全ての子どもたちが教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の提供区域は、地域の事情に応じて、保護者や子どもが居宅から移動することが可能な区域とし、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況を総合的に勘案して設定することとなっています。

第3期計画の教育・保育の提供区域は、第2期計画の3つの区域設定を引き継ぎ、川内地域からなる「川内区域」、樋脇・入来・東郷・祁答院の地域からなる「東部区域」、甑島地域の「甑島区域」で設定します。

教育・保育の提供区域は、「川内区域」、「東部区域」、「甑島区域」の3つの区域で設定します。

教育・保育の提供区域の設定



2. 地域子ども・子育て支援事業の区域の設定

地域子ども・子育て支援事業に位置づけられている事業は、事業内容や性質的な立場から、特に区域を分けて事業を展開して行っていないため、「市内全域」を1つの区域で設定します。

地域子ども・子育て支援事業の区域は、「市内全域」を1つの区域で設定します。

3. 教育・保育の充実

(1) 教育・保育給付の概要について

教育・保育を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づきそれぞれの施設や事業を利用することができます。

認定区分		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2) 現在の状況について

令和5年度の教育・保育の各施設種類の利用者数等については、幼稚園・保育所等の施設利用者数が全体の約75%を占めています。

提供施設の整備等を重点的に取り組むべき地域は、令和6年3月末の待機児童者数が多い校区別の地域の川内北、川内南、川内中央を重点地域とし、今後の利用者ニーズ等を勘案しながら、安定的に提供施設が利用できるよう5年以内を目標に計画的な整備を進めます。

令和5年度の教育・保育の状況

0～5 歳人口		幼稚園 利用者数	保育所等利用者数			在宅 保育者数
		3～5 歳	0～5 歳	0～2 歳		0～5 歳
				0～2 歳	3～5 歳	
5, 033 人	人数 (構成比)	237 人 (4. 7%)	3, 503 人 (69. 6%)	1, 470 人 (29. 2%)	2, 033 人 (40. 4%)	1, 293 人 (25. 7%)

資料：子育て支援課（令和6年3月31日現在）

校区別 待機児童数

校区			単位：人						
			保育実施年齢区分						総計
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
本土区域	川内区域	川内北	38	5	0	0	0	0	43
		川内南	25	0	0	0	0	0	25
		川内中央	26	4	4	0	0	0	34
		平成	6	1	0	0	0	0	7
		水引	1	0	0	0	0	0	1
	東部区域	樋脇	0	0	0	0	0	0	0
		入来	0	0	0	0	0	0	0
		東郷	2	0	0	0	0	0	2
		祁答院	0	0	0	0	0	0	0
	甌島区域		0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島市		0	0	1	0	0	0	1
	合計		98	10	5	0	0	0	113

資料：子育て支援課（令和6年3月31日現在）

（3） 施策推進の背景と課題

教育・保育の提供区域ごとに計画期間における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。また、設定した量の見込みに対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

本市では、就労の増加等に伴い、年度後半は待機児童が発生しており、入所が困難な場合も見受けられるため、今後、早急に希望者が円滑な利用ができる提供体制を確保していく必要性があります。

（4） 施策の方向性

本市では、引き続き増大する見込みの保育所の待機児童解消を図るため、既存施設の配置状況や、地域の保育需要を勘案し、利用者が円滑に教育・保育施設や地域型保育事業の利用ができるよう定員の見直し及び定員の確保を目指します。

① 教育・保育施設

ア 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることができる施設として位置付けられており、国では、認定こども園の普及を目指しています。本市では、国の動向を踏まえながら今後とも充実に努めます。

イ 幼稚園

幼児教育の提供体制を確保するとともに、質の高い幼児教育を安定的に提供できるよう努めます。

また今後の児童数や利用希望などの動向を踏まえながら、幼児教育と保育の一体的利用ができる需要に応えるため、幼稚園から認定こども園へ移行を希望する所に対しては、円滑な移行ができるよう支援に努めます。

ウ 保育所

多様化する保育ニーズに対し、保育水準の向上を図り、更なる支援を進めます。国の補助制度を活用し、保育所整備等の方法により、計画的に適切な定数の見直しを行い、定数の確保に努めます。

また、保育と幼児教育の一体的利用ができる需要に応えるため、保育所から認定こども園への移行を希望する所に対しては、円滑な移行ができるよう支援します。

② 地域型保育事業

ア 小規模保育事業

今後の児童数の推移を考慮しながら、また待機児童の解消にも貢献している現状や、利用者の希望や地域の状況の動向を踏まえ、支援に努めます。

イ 家庭的保育事業

利用者の希望や地域の状況を把握しながら、事業の対応に努めます。

ウ 居宅訪問型保育事業

利用者の希望や地域の状況を把握しながら、事業の対応に努めます。

エ 事業所内保育事業

事業者の希望を把握しながら、事業の周知に取り組み、地域の保育を必要とする児童の受入れを促進するなど事業の対応に努めます。

(5) 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

① 認定こども園についての考え方

国では、認定こども園の普及を目指しており、今後設備における国の動向を見ながら、本市でも、より認定こども園への理解が進むよう取り組んでいきます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質向上のための支援

乳幼児期の発達に応じた子どもの健やかな発達を保障することが必要です。そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質向上が不可欠です。このような観点から、次の方法を取り入れながら、特に優先的事項として人材の育成と確保に努めます。

ア 幼稚園教諭や保育士等の人材確保

事業所間の連携や人材交流の機会の提供や人材確保、育成に関する情報の提供のほか、職員の賃金や助成金等の整備を進めるとともに、地域と連携して保育ニーズに対応した十分な人材の確保・定着に努めます。

イ 幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実

多様化する乳幼児期の教育・保育に対応するため、それぞれの知識や技能の習得が得られるよう、職員への意義、役割や職務内容、専門知識等の内容の研修の充実を図り、職員の資質の向上及び、職員全体の専門性の向上に努めます。

今後、認定こども園の移行化に向け、研修内容を研究し、合同研修の実施を目指します。

また、大学等が実施している必要な免許の取得ができる特例講座について周知に取り組み、大学と連携を図ります。

ウ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保が重要かつ緊急性の高い課題になってくると予想されます。そのため、今後とも国の制度等を活用しながら、保育士等の処遇改善に努めます。

特定教育保育施設、保育施設、特定地域型保育事業の従事者については、保育の必要性の優先度加算を考慮し、関係職員が働きやすい環境の確保を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められます。

また、在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様でかつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、次の点に留意が必要であると考えます。

ア 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮

イ 安全・安心で健全な子育て環境の確保

ウ 地域活動との結びつき、人材の活用

④ 幼稚園や保育所、認定こども園、放課後児童クラブと小学校との連携

子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園、放課後児童クラブの職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園の園児等と放課後児童クラブ・小学校の児童との交流や、職員同士の交流、情報共有や相互理解、小学校との積極的な連携が図れるよう取り組んでいきます。

ア 幼・保・小連携の教職員合同研修

イ 子ども同士の交流活動

(6) 量の見込みの考え方

ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を踏まえて意向が反映されるよう、各年度の必要な事業の見込量を算出しました。

(7) 確保方策の考え方

量の見込みに対する確保対策が充実できるよう、今後とも利用希望者の動向や地域の状況を注視しながら、各事業の特色を活かした取組の周知を図り、財政的な面を考慮しながら、量の見込みの確保に努めます。

- ① 幼稚園教諭や保育士等の確保に関する取組の推進
- ② 認定こども園の推進
- ③ 既存の保育所等の定員数の見直し
- ④ 保育所等整備
- ⑤ 地域型保育事業の推進（小規模保育事業・家庭的保育事業等の推進）
- ⑥ 時間外保育事業（延長保育事業）・一時預かり事業の充実

(8) 各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

第2期計画期間における実績値は、2号認定と3号認定は横ばいで推移していますが、1号認定では減少傾向がみられます。女性の労働力率は平成27年に比べ令和2年は全ての年代で労働力率は上昇傾向がみられ、令和5年度に実施したアンケート調査の結果においても母親の就労している割合が増加していることなどから、保育ニーズの高まりがうかがえます。

量の見込みは、国の手引きに基づく算出方法にてアンケート調査の結果や推計児童数をもとに算出しています。推計児童数は、令和2年から令和6年の人口をもとにコーホート変化率法を用いて算出していますが、おおむね減少傾向となっているため量の見込みも減少傾向となっています。

確保方策は、1号認定については今後需要量が増加した場合でも十分に対応できる見通しです。2号認定と3号認定については、今後の施設数の増加や利用定員の減少、保育ニーズの増加等を踏まえ、おおむね横ばいで確保していきます。

■市内全域（実績値・量の見込みと確保の内容）

【実績値】							(単位：人)				
区 分		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
１号認定	計画値（量の見込み）	1,189		1,225		1,277		756		756	
	１号認定（新２号認定無し）	866		882		914		429		429	
	新２号認定（教育ニーズ）	323		343		363		327		327	
	①計画値（確保の内容）	1,652		1,682		1,682		1,391		1,391	
	②実績値	964		836		781		758		759	
①－② 過不足		688		846		901		633		632	
区 分		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
２号認定	計画値（量の見込み）	1,779		1,776		1,769		1,528		1,528	
	①計画値（確保の内容）	1,437		1,577		1,577		1,437		1,437	
	②実績値	1,501		1,533		1,550		1,493		1,448	
	①－② 過不足	-64		44		27		-56		-11	
区 分		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		０歳	１-２歳	０歳	１-２歳	０歳	１-２歳	０歳	１-２歳	０歳	１-２歳
３号認定	計画値（量の見込み）	206	1,092	199	1,104	192	1,114	142	1,095	142	1,095
	①計画値（確保の内容）	278	1,048	298	1,098	298	1,098	293	1,035	293	1,035
	②実績値	169	1,076	174	1,068	214	1,011	153	1,084	169	1,027
	①－② 過不足	109	-28	124	30	84	87	140	-49	124	

【量の見込みと確保の内容】										(単位：人)						
区 分		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
1号認定	①量の見込み	721			697			671			627			621		
	1号認定（新2号認定無し）	383			370			355			331			329		
	新2号認定（教育ニーズ）	338			327			316			296			292		
	②確保の内容（利用定員数）	1,276			1,245			1,246			1,246			1,246		
②－① 過不足		555			548			575			619			625		
区 分		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
2号認定	①量の見込み	1,547			1,499			1,450			1,363			1,354		
	②確保の内容（利用定員数）	1,354			1,347			1,328			1,322			1,323		
	②－① 過不足	-193			-152			-122			-41			-31		
区 分		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
3号認定	①量の見込み	132	530	553	128	519	544	125	506	527	122	495	511	119	482	497
	②確保の内容（利用定員数）	291	468	529	289	468	529	297	469	528	296	467	527	296	467	526
	②－① 過不足	159	-62	-24	161	-51	-15	172	-37	1	174	-28	16	177	-15	29
	0-2歳推計児童数	532	649	625	522	535	648	513	525	534	502	515	524	495	505	514
	保育利用率	54.7%	72.1%	84.6%	55.4%	87.5%	81.6%	57.9%	89.3%	98.9%	59.0%	90.7%	100.6%	59.8%	92.5%	102.3%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

■川内区域（量の見込みと確保の内容）

川内区域においては、令和８年度から認定こども園と認可保育所で定員が減少する施設がありますが、認定こども園が１施設増えることで、２号認定、３号認定の不足が徐々に解消される見込みとなっています。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区 分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①量の見込み	596	578	558	523	519
	1号認定（新２号認定無し）	322	313	302	283	281
	新２号認定（教育ニーズ）	274	265	256	240	238
	②確保の内容（利用定員数）	886	855	856	856	856
	②－① 過不足	290	277	298	333	337

区 分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	①量の見込み	1,356	1,311	1,268	1,192	1,185
	②確保の内容（利用定員数）	1,160	1,176	1,157	1,151	1,152
	②－① 過不足	-196	-135	-111	-41	-33

区 分		令和７年度			令和８年度			令和９年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
3号認定	①量の見込み	121	475	483	118	465	472	115	453	460	112	443	448	109	431	436
	②確保の内容（利用定員数）	250	386	438	251	398	440	259	399	439	258	397	438	258	397	437
	②－① 過不足	129	-89	-45	133	-67	-32	144	-54	-21	146	-46	-10	149	-34	1
	0-2歳推計児童数	471	571	545	465	471	571	456	465	471	448	456	465	443	448	456
	保育利用率	53.1%	67.6%	80.4%	54.0%	84.5%	77.1%	56.8%	85.8%	93.2%	57.6%	87.1%	94.2%	58.2%	88.6%	95.8%

※保育利用率とは、満３歳未満の子どもの数全体に占める、３号認定に該当する満３歳未満の子どもの利用定員数の割合

■東部区域（量の見込みと確保の内容）

東部区域においては、令和８年度から認可保育所が１施設減少することから、２号認定、３号認定の不足が生じると見込まれています。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区 分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①量の見込み	71	68	65	60	59
	1号認定（新２号認定無し）	39	37	35	32	32
	新２号認定（教育ニーズ）	32	31	30	28	27
	②確保の内容（利用定員数）	260	260	260	260	260
	②－① 過不足	189	192	195	200	201

区 分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	①量の見込み	191	188	182	171	169
	②確保の内容（利用定員数）	194	171	171	171	171
	②－① 過不足	3	-17	-11	0	2

区 分		令和７年度			令和８年度			令和９年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
3号認定	①量の見込み	9	51	56	9	51	61	9	50	59	9	49	57	9	48	55
	②確保の内容（利用定員数）	38	66	72	35	54	70	35	54	70	35	54	70	35	54	70
	②－① 過不足	29	15	16	26	3	9	26	4	11	26	5	13	26	6	15
	0-2歳推計児童数	44	63	64	41	46	63	39	43	46	35	40	43	32	37	40
	保育利用率	86.4%	104.8%	112.5%	85.4%	117.4%	111.1%	89.7%	125.6%	152.2%	100.0%	135.0%	162.8%	109.4%	145.9%	175.0%

※保育利用率とは、満３歳未満の子どもの数全体に占める、３号認定に該当する満３歳未満の子どもの利用定員数の割合

■ 甌島区域（量の見込みと確保の内容）

甌島区域においては、2号認定と3号認定（0歳）の利用予定はなく、1号認定と3号認定（1歳、2歳）では、量の見込みに対し十分な利用定員が確保できています。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	①量の見込み	54	51	48	44	43
	1号認定（新2号認定無し）	22	20	18	16	16
	新2号認定（教育ニーズ）	32	31	30	28	27
	②確保の内容（利用定員数）	130	130	130	130	130
	②－① 過不足	76	79	82	86	87

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容（利用定員数）	0	0	0	0	0
	②－① 過不足	0	0	0	0	0

区 分		令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
		0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
3号認定	①量の見込み	2	4	14	1	3	11	1	3	8	1	3	6	1	3	6
	②確保の内容（利用定員数）	3	16	19	3	16	19	3	16	19	3	16	19	3	16	19
	②－① 過不足	1	12	5	2	13	8	2	13	11	2	13	13	2	13	13
	0-2歳推計児童数	17	15	16	16	18	14	18	17	17	19	19	16	20	20	18
	保育利用率	17.6%	106.7%	118.8%	18.8%	88.9%	135.7%	16.7%	94.1%	111.8%	15.8%	84.2%	118.8%	15.0%	80.0%	105.6%

※保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の概要について

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の状況に応じて行う 19 事業があります。子ども・子育て支援法で定められた基本指針では、各事業について目標事業量を設定することとされています。

(2) 施策推進の背景と課題

子育て支援は、教育・保育施設及び地域型保育事業の充実と併せて、地域における質の高い支援機能の維持と確保や、きめ細かい支援が必要で、妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保が必要と思われます。

本市では、ニーズ調査の結果や実績等を踏まえ、必要で適切な量を見込むと共に、地域の実情に応じた提供体制の確保を図り、各子育て支援の充実を図っていく必要性があります。今後は国の動向を見ながら関係機関と検討を進め、各事業の特性や内容を考慮して、適切な量の確保と質の向上に努め、地域の様々な子育て支援の確保・充実を図ります。

(3) 量の見込みの考え方

ニーズ調査を目的としたアンケートの結果や、現在実施している各事業の実績、幼児教育・保育の無償化、対象者に対する意向調査を基に、事業ごとに必要な事業の見込量を算出しました。

(4) 確保方策の考え方

今後とも利用希望者の動向を注視しながら、各事業のニーズに応じた支援の確保・充実を図ります。

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援に関する事業

事業名	利用者支援事業
事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 基本型 ○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。 【利用者支援】→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。 【地域連携】→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援 利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。 ※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く） ※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等 特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」） ○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う 《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい こども家庭センター型 ○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。 《職員配置》 主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ同数で見込んでいます。
担当課	子育て支援課、市民健康課
提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②確保の内容【箇所】	2	2	2	2	2	2	2	2	2
②－① 過不足	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【箇所】	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保の内容【箇所】	2	2	2	2	2
②－① 過不足	0	0	0	0	0

② 時間外保育事業（延長保育事業）

事業名	延長保育事業																																						
事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 延長保育の対象となる時間帯（例） ■ 保育標準時間 <table><tr><td>月曜日</td><td rowspan="7">(延長保育)</td><td rowspan="7">通常の 保育時間</td><td rowspan="7">← 11時間 → 原則的な保育時間 (8時間)</td><td rowspan="7">通常の 保育時間</td><td rowspan="7">(延長保育)</td></tr><tr><td>火曜日</td></tr><tr><td>水曜日</td></tr><tr><td>木曜日</td></tr><tr><td>金曜日</td></tr><tr><td>土曜日</td></tr><tr><td>日曜日</td></tr><tr><td colspan="6">(延長保育)</td></tr></table> ■ 保育短時間 <table><tr><td>月曜日</td><td rowspan="7">(延長保育)</td><td rowspan="7">(延長保育)</td><td rowspan="7">← 8時間 → 原則的な保育時間 (8時間)</td><td rowspan="7">(延長保育)</td><td rowspan="7">(延長保育)</td></tr><tr><td>火曜日</td></tr><tr><td>水曜日</td></tr><tr><td>木曜日</td></tr><tr><td>金曜日</td></tr><tr><td>土曜日</td></tr><tr><td>日曜日</td></tr><tr><td colspan="6">(延長保育)</td></tr></table>			月曜日	(延長保育)	通常の 保育時間	← 11時間 → 原則的な保育時間 (8時間)	通常の 保育時間	(延長保育)	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	(延長保育)						月曜日	(延長保育)	(延長保育)	← 8時間 → 原則的な保育時間 (8時間)	(延長保育)	(延長保育)	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	(延長保育)					
月曜日	(延長保育)	通常の 保育時間	← 11時間 → 原則的な保育時間 (8時間)	通常の 保育時間						(延長保育)																													
火曜日																																							
水曜日																																							
木曜日																																							
金曜日																																							
土曜日																																							
日曜日																																							
(延長保育)																																							
月曜日	(延長保育)	(延長保育)	← 8時間 → 原則的な保育時間 (8時間)	(延長保育)	(延長保育)																																		
火曜日																																							
水曜日																																							
木曜日																																							
金曜日																																							
土曜日																																							
日曜日																																							
(延長保育)																																							
・ 実施状況 ・ 量の見込み ・ 確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。																																						
担当課	子育て支援課	提供区域	1 区域（市内全域）																																				

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	1,550	1,344	1,550	1,318	1,550	1,305	1,600	1,192	1,600
②確保の内容【人】	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
実施箇所数【箇所】	31	30	32	31	32	31	32	30	32
②－① 過不足	50	256	50	282	50	295	0	408	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	1,186	1,180	1,174	1,168	1,162
②確保の内容【人】	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
実施箇所数【箇所】	30	30	30	30	30
②－① 過不足	64	70	76	82	88

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業名	放課後児童健全育成事業		
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	1,786	1,689	1,737	1,774	1,835	1,717	1,805	1,709	1,756
1年生	456	526	442	476	429	509	416	485	404
2年生	466	416	451	479	437	429	423	460	410
3年生	386	353	400	354	387	380	375	324	363
4年生	244	213	270	252	279	212	269	232	259
5年生	158	129	174	134	192	119	200	140	193
6年生	76	52	0	79	111	68	122	68	127
②確保の内容【人】	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850	1,850
実施箇所数【箇所】	40	40	40	39	40	40	40	41	40
②－① 過不足	64	161	113	76	15	133	45	141	94

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	1,706	1,703	1,700	1,697	1,694
1年生	486	487	488	489	490
2年生	459	458	457	456	455
3年生	323	322	321	320	319
4年生	230	228	226	224	222
5年生	140	140	140	140	140
6年生	68	68	68	68	68
②確保の内容【人】	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
実施箇所数【箇所】	45	46	46	46	46
②－① 過不足	44	47	50	53	56

④ 子育て短期支援事業

事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）		
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和５年度の実績をもとに、今後５年間の人口推計などを踏まえ令和５年度の実績と同数で見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	１区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和２年度	令和２年度実績	令和３年度	令和３年度実績	令和４年度	令和４年度実績	令和５年度	令和５年度実績	令和６年度
①量の見込み【人日】	300	158	300	125	300	85	300	59	300
②確保の内容【人日】	300	300	300	300	300	300	300	300	300
実施箇所数【箇所】	7	4	7	2	7	3	7	3	7
②－① 過不足	0	142	0	175	0	215	0	241	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	59	59	59	59	59
②確保の内容【人日】	80	80	80	80	80
実施箇所数【箇所】	3	3	3	3	3
②－① 過不足	21	21	21	21	21

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

事業名	妊産婦、新生児及び未熟児に対する訪問指導事業		
事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 対 象：生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭 訪問時期：概ね生後2、3か月頃 訪問内容：①赤ちゃんとお母さんの体調確認（アンケート実施） ②子育てに関する悩み相談 ③子育てに関する情報の提供 ④お誕生記念品の贈呈		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。		
担当課	提供区域	1区域（市内全域）	

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人】	800	804	800	880	800	621	800	416	800
②確保の内容【人】	800	800	800	800	800	800	800	800	800
②－① 過不足	0	-4	0	-80	0	179	0	384	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	409	402	395	388	381
②確保の内容【人】	420	420	420	420	420
②－① 過不足	11	18	25	32	39

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

事業名	養育支援訪問事業		
事業概要	■養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 ■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	■養育支援訪問事業 令和５年度の実績をもとに、今後５年間の人口推計などを踏まえ令和５年度の実績と同数で見込んでいます。 ■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） 令和４年度に、ケース記録等の電子化により、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うためのシステムを導入しています。		
担当課	市民健康課、社会福祉課	提供区域	１区域（市内全域）

【実績値】（養育支援訪問事業）

区分	令和２年度	令和２年度実績	令和３年度	令和３年度実績	令和４年度	令和４年度実績	令和５年度	令和５年度実績	令和６年度
①量の見込み【人】	—	—	—	—	—	—	15	62	24
②確保の内容【人】	—	—	—	—	—	—	15	15	24
②－① 過不足	—	—	—	—	—	—	0	-47	0

【量の見込みと確保の内容】（養育支援訪問事業）

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	62	62	62	62	62
②確保の内容【人】	80	80	80	80	80
②－① 過不足	18	18	18	18	18

⑦ 地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援センター事業		
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人回】	54,903	31,478	55,726	26,788	56,562	25,481	57,411	33,078	58,272
②確保の内容【人回】	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
実施箇所数【箇所】	9	8	9	8	9	8	9	8	9
②－① 過不足	5,097	28,522	4,274	33,212	3,438	34,519	2,589	26,922	1,728

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人回】	34,732	36,469	38,292	40,207	42,217
②確保の内容【人回】	36,000	40,000	40,000	43,000	43,000
実施箇所数【箇所】	8	8	8	8	8
②－① 過不足	1,268	3,531	1,708	2,793	783

⑧ 一時預かり事業

事業名	一時預かり事業		
事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった者について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	幼稚園型、一般型ともに令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

■一時預かり事業（幼稚園型）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	66,127	61,462	72,919	69,632	71,461	46,338	70,031	53,614	68,631
②確保の内容【人日】	67,000	67,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
実施箇所数【箇所】	11	9	13	11	13	10	13	11	13
②－① 過不足	873	5,538	81	3,368	1,539	26,662	2,969	19,386	4,369

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	56,295	59,110	62,066	65,169	68,427
②確保の内容【人日】	57,000	60,000	63,000	66,000	69,000
実施箇所数【箇所】	11	11	11	11	11
②－① 過不足	705	890	934	831	573

■一時預かり事業（一般型）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	4,880	2,515	4,766	2,075	4,657	2,158	4,551	2,312	4,449
②確保の内容【人日】	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
実施箇所数【箇所】	18	18	18	16	18	16	18	15	18
②－① 過不足	120	2,485	234	2,925	343	2,842	449	2,688	551

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	2,388	2,467	2,548	2,632	2,719
②確保の内容【人日】	2,600	2,600	2,700	2,800	2,800
実施箇所数【箇所】	15	15	15	15	15
②－① 過不足	212	133	152	168	81

⑨ 病児・病後児保育事業

事業名	病児・病後児保育事業		
事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度は前年度から増加傾向にあるため、令和5年度の実績をもとに5%程度増加していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	2,373	1,525	2,414	1,091	2,457	894	2,500	1,129	2,544
②確保の内容【人日】	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
実施箇所数【箇所】	3	2	3	2	3	2	3	2	3
②－① 過不足	127	975	86	1,409	43	1,606	0	1,371	-44

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1,185	1,244	1,306	1,371	1,440
②確保の内容【人日】	1,300	1,300	1,500	1,500	1,500
実施箇所数【箇所】	2	2	2	2	2
②－① 過不足	115	56	194	129	60

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		
事業概要	小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和５年度は前年度から増加傾向にあるため、令和５年度の実績をもとに５%程度増加していくと見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	１区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和２年度	令和２年度実績	令和３年度	令和３年度実績	令和４年度	令和４年度実績	令和５年度	令和５年度実績	令和６年度
①量の見込み【人日】	1,841	1,134	1,933	978	2,030	1,022	2,132	1,574	2,238
②確保の内容【人日】	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,100	2,200	2,200	2,300
実施箇所数【箇所】	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－① 過不足	159	866	67	1,022	70	1,078	68	626	62

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1,653	1,736	1,823	1,914	2,010
②確保の内容【人日】	2,000	2,000	2,100	2,100	2,100
実施箇所数【箇所】	1	1	1	1	1
②－① 過不足	347	264	277	186	90

⑪ 妊婦健康診査

事業名	妊婦・乳幼児健康診査事業		
事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。		
担当課	市民健康課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人回】	9,231	9,117	9,093	9,386	8,957	7,905	8,822	7,792	8,690
②確保の内容【人回】	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
②－① 過不足	769	883	907	614	1,043	2,095	1,178	2,208	1,310

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人回】	7,652	7,514	7,379	7,246	7,116
②確保の内容【人回】	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
②－① 過不足	48	186	321	454	584

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等の一部を助成する事業です。 実費徴収に係る補足給付を行う事業の概略 教材費・行事費等（給食費以外） 保護者負担 (基準額を超える部分) 補足給付 (基準額) 生活保護世帯 (第1階層) 保護者負担 生活保護世帯以外 (第2階層～) 給食費（副食材料費） 補足給付（基準額） ※基準額を超える場合は、 その分保護者負担 低所得世帯（第1～3階層） ※第3子以降は所得に関わらず対象 保護者負担 低所得世帯以外（第4階層～） ※第3子以降を除く ※新制度に移行していない園に限る		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績は0人日となっていますが、令和5年度までの利用実績を踏まえ、第2期と同数で見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【人日】	1	1	1	1	1	1	1	0	1
②確保の内容【人日】	3	3	3	3	3	3	3	3	3
②－① 過不足	2	2	2	2	2	2	2	3	2

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	1	1	1	1	1
②確保の内容【人日】	3	3	3	3	3
②－① 過不足	2	2	2	2	2

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
事業概要	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ令和5年度の実績と同数で見込んでいます。		
担当課	子育て支援課	提供区域	1区域（市内全域）

【実績値】

区分	令和2年度	令和2年度実績	令和3年度	令和3年度実績	令和4年度	令和4年度実績	令和5年度	令和5年度実績	令和6年度
①量の見込み【箇所】	1	1	1	3	1	6	1	4	1
②確保の内容【箇所】	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②－① 過不足	0	0	0	-2	0	-5	0	-3	0

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【箇所】	4	4	4	4	4
②確保の内容【箇所】	4	4	4	4	4
②－① 過不足	0	0	0	0	0

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

事業名	子育て世帯訪問支援事業		
事業概要	（新規事業） 家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、抱えている不安等を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和6年度から事業を開始しており、令和6年度の実績見込みと同数を見込んでいます。		
担当課	社会福祉課	提供区域	1区域（市内全域）

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【世帯】	8	8	8	8	8
②確保の内容【世帯】	8	8	8	8	8
②－① 過不足	0	0	0	0	0

⑮ 児童育成支援拠点事業

事業名	児童育成支援拠点事業		
事業概要	（新規事業） 養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、状況に応じた支援を包括的に行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	要保護児童対策地域協議会の中で関係機関の連携を図りつつ、生活困窮者自立支援事業で学習支援居場所づくりを行っています。国の補助がある任意の事業であり、今後は必要に応じて事業の検討を行います。		
担当課	未定	提供区域	—

⑯ 親子関係形成支援事業

事業名	親子関係形成支援事業		
事業概要	（新規事業） 子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	国の補助がある任意の事業ですが、現時点では実施予定はありません。今後は必要に応じて事業の検討を行います。		
担当課	未定	提供区域	—

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

事業名	妊婦等包括相談支援事業		
事業概要	（新規事業） 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和5年度の妊娠届出数をもとに、国の算出方法で算出しています。		
担当課	市民健康課	提供区域	1区域（市内全域）

【量の見込みと確保の内容】

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数【件】	573	563	553	543	533
	1組当たり面談回数【回】	3	3	3	3	3
	①面談実施合計回数【回】	1,740	1,709	1,679	1,649	1,618
②確保方策【回】		1,740	1,709	1,679	1,649	1,618
②－① 過不足		0	0	0	0	0

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
事業概要	（新規事業） 乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため面談並びに情報提供、助言やその他の援助を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	令和５年度の未就園児数をもとに、国の算出方法で算出しています。		
担当課	子育て支援課	提供区域	１区域（市内全域）

【量の見込みと確保の内容】

区分		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
０歳児	①量の見込み【人日】	18	17	17	17	17
	②確保の内容【人日】	18	18	18	18	18
	②－① 過不足	0	1	1	1	1
１歳児	①量の見込み【人日】	18	18	18	18	18
	②確保の内容【人日】	18	18	18	18	18
	②－① 過不足	0	0	0	0	0
２歳児	①量の見込み【人日】	12	12	12	12	12
	②確保の内容【人日】	12	12	12	12	12
	②－① 過不足	0	0	0	0	0

⑲ 産後ケア事業

事業名	産後ケア事業		
事業概要	（新規事業） 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。		
・実施状況 ・量の見込み ・確保方策	５か年計画の令和７年度から令和１１年度の産婦数をもとに、国の算出方法で算出しています。		
担当課	市民健康課	提供区域	１区域（市内全域）

【量の見込みと確保の内容】

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人日】	634	634	634	634	634
②確保の内容【人日】	634	634	634	634	634
②－① 過不足	0	0	0	0	0

5. 放課後児童の居場所づくり

(1) 放課後児童対策

放課後児童対策においては、これまで「新・放課後子ども総合プラン」に基づき「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を進めてまいりました。「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度に最終年度を迎え、今後は令和5年12月に策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき継続的かつ計画的な放課後児童の「こどもまんなか」な居場所づくりを推進します。

(2) 推進体制

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を進めるため、福祉部局と教育委員会が連携を深め、お互いの関係者間における共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行うとともに、既存の放課後児童クラブとも十分に連携を図りながら、適切な体制づくりに努めます。

(3) 推進方策の方向性

放課後児童の多様なニーズに対応するため、きめ細やかな放課後児童対策を推進し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心な活動場所の確保や、地域の状況に応じた連携を進め事業の充実に努めます。

(4) 市町村行動計画の推進方策

市町村が計画に盛り込むべきとされる以下の内容について、ニーズ調査等を基に見込み量を把握し、地域の実情に応じた確保対策を検討します。

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標事業量

第4章 放課後児童健全育成事業に記載

② 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

希望がある地域を把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。

③ 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後、地域の実情を把握したうえで、関係機関と具体的な協議を進めながら目標事業量を定めます。

④ 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後、地域の実情を把握したうえで、関係機関と具体的な協議を進めながら目標事業量を定めます。

⑤ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターがお互いに連携して、内容や実施期日等を検討できるよう打ち合わせの機会を設けます。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

関係機関との情報交換を行いながら、余剰教室の活用状況を調査し、可能な範囲内で活用を推進します。

⑦ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化を図りながら、連携強化に努めます。

⑧ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

必要に応じ関係機関と協議のうえ、対象の子どもや家庭の様子把握に取り組みます。

⑨ 事業の質の向上に関する具体的な方策等

社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、開設事業者と連携し、環境づくりに努めます。また、本市のホームページ等により利用者や地域住民へ育成支援の内容等について情報を周知し、情報共有を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等については、県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

7. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、アンケート調査結果や利用状況等を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の提供に努めます。

第5章

子どもの貧困の解消に向けた対策

第5章 子どもの貧困の解消に向けた対策

1. 背景

令和4年の国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、子どもの相対的な貧困率は11.5%となっており、前回調査した令和元年の14.0%より2.5ポイントの改善が見られるものの、未だ約9人に1人の子どもが経済的に貧困の状況にあります。

こうした我が国の子どもたちの厳しい状況などを背景に、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなど、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

また、令和6年6月には、法改正により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぎ、貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのない社会の実現に向けて推進することとなりました。

本市においても、国の子どもの貧困の解消に向けた対策に基づいて、今後、子育て家庭における困窮状況を把握し、支援体制を整備していきたいと考えています。

2. 鹿児島県の動向

(1) 「かごしま子ども未来プラン 2020」における施策目標ごとの具体的な取組

鹿児島県では、令和2年3月に策定した「かごしま子ども未来プラン 2020」（令和2～6年度）において、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援、施策推進の支援の5つを柱とする基本施策「医療・食・教育で格差のない社会づくり」として、子どもの貧困対策の推進に取り組んでいます。

施策目標1 教育の支援

- ① 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- ② 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
- ③ 高等学校等における修学継続のための支援
- ④ 大学等進学に対する教育機会の提供
- ⑤ 特に配慮を要する子どもへの支援
- ⑥ 教育費負担の軽減
- ⑦ 地域における学習支援等
- ⑧ その他の教育支援

施策目標2 生活の安定に資するための支援

- ① 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援
- ② 保護者の生活支援
- ③ 子どもの生活支援
- ④ 子どもの就労支援
- ⑤ 住宅に関する支援
- ⑥ 児童養護施設退所者等に関する支援
- ⑦ 支援体制の強化

施策目標3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ① 職業生活の安定と向上のための支援
- ② ひとり親に対する就労支援
- ③ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

施策目標4 経済的支援

- ① 経済的支援

施策目標5 施策推進への支援等

- ① 地域における施策推進への支援

資料：鹿児島県「かごしま子ども未来プラン 2020」

(2) 「かごしま子ども調査」の結果概要

鹿児島県は、令和5年度に鹿児島県内の公立中学校2年生(義務教育学校8年生を含む。)及びその保護者を対象に、現在の生活・経済状態、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、子どもの貧困対策に関連する施策の利用状況等を把握することを通じ、子どもの生活支援対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認することを目的として「かごしま子ども調査」を実施しています。

調査結果について、令和5年度「かごしま子ども調査」の分析報告書より抜粋して掲載します。

有効回収数 : 2,997 件(組) (回収率: 20.9%)

内訳 子ども : 7,536 件 (回収率 52.5%) 保護者 : 3,714 件 (回収率 25.9%)

① 世帯類型と所得類型

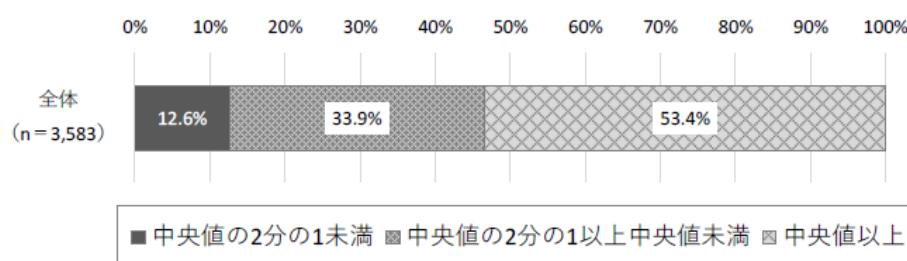


図 2-1-1-3 等価世帯収入の水準

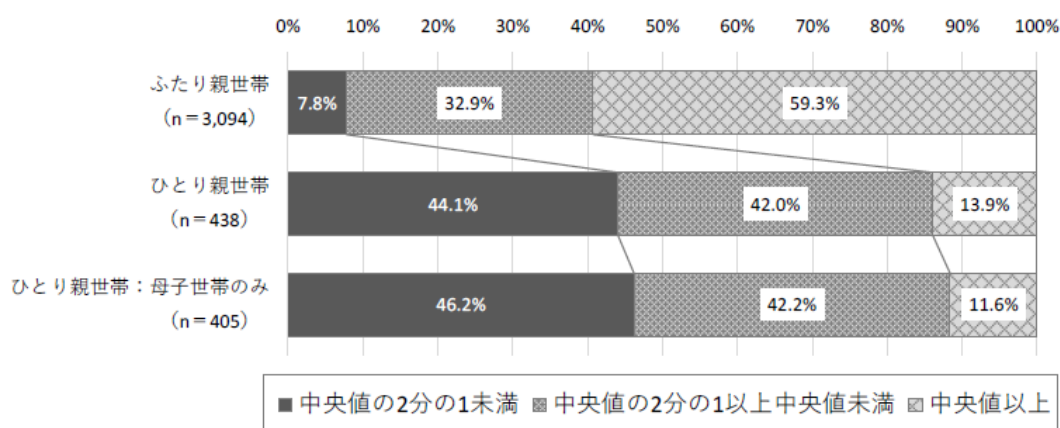


図 2-1-1-4 世帯の状況別、等価世帯収入の水準

<算出方法>

- ・年間収入に関する回答の各選択肢の中央値を世帯の収入値とする(例えば、「50万円未満」であれば25万、「50～100万円未満」であれば75万とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする)。
- ・上記値を、保護者票 問2で把握される同居家族の人数(単身者を含む:同居の有無を問わない)の人数の平方根をとったもので除す。
- ・算出した値(等価世帯収入)の中央値を求め、中央値の2分の1未満、中央値の2分の1以上中央値未満、中央値以上で分類する。

●等価世帯収入の中央値: 237.50万円、等価世帯収入の中央値の2分の1: 118.75万円

② 保護者の就労状況

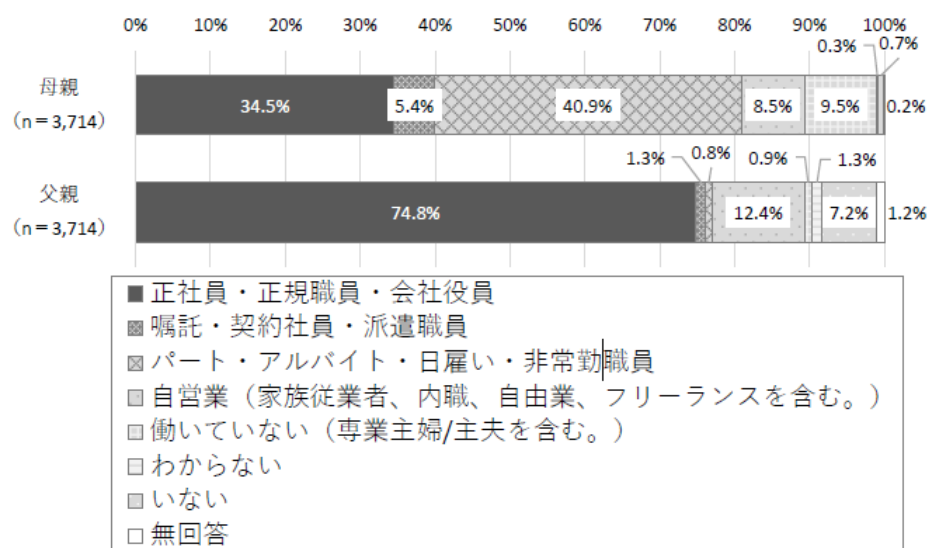


図 2-1-2-1 父母の就労状況

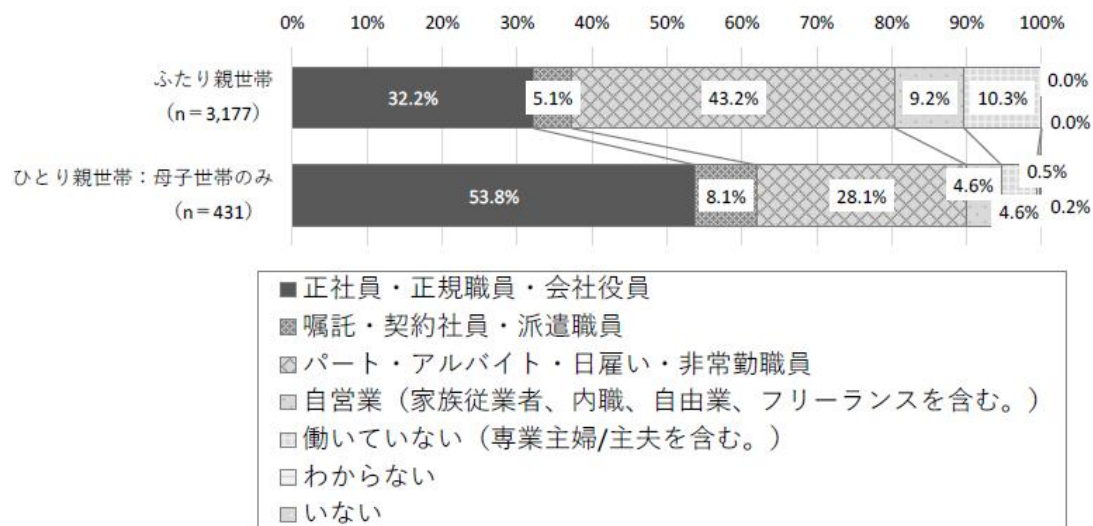


図 2-1-2-4 世帯の状況別、母親の就労状況

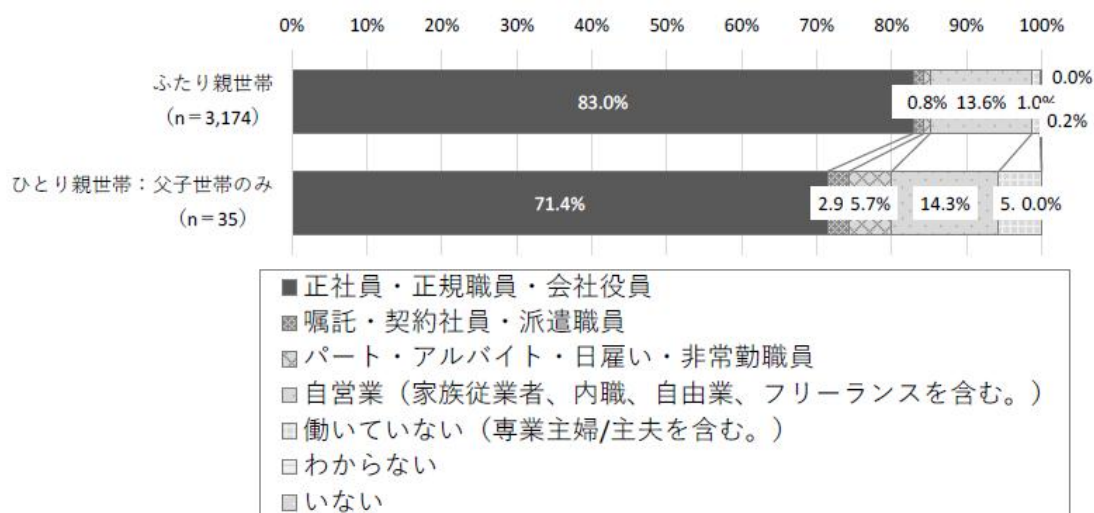


図 2-1-2-5 世帯の状況別、父親の就労状況

③ 暮らしの状況

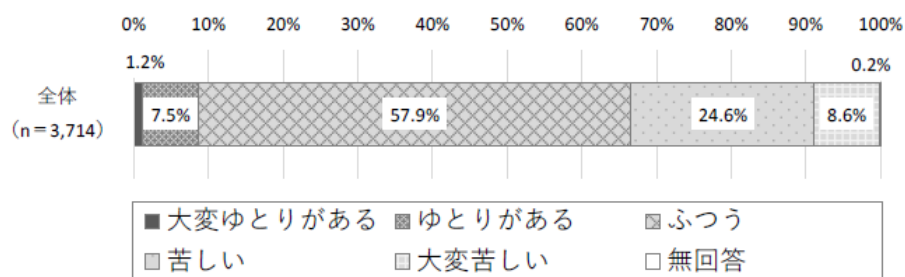


図 2-1-1-12 暮らしの状況についての認識

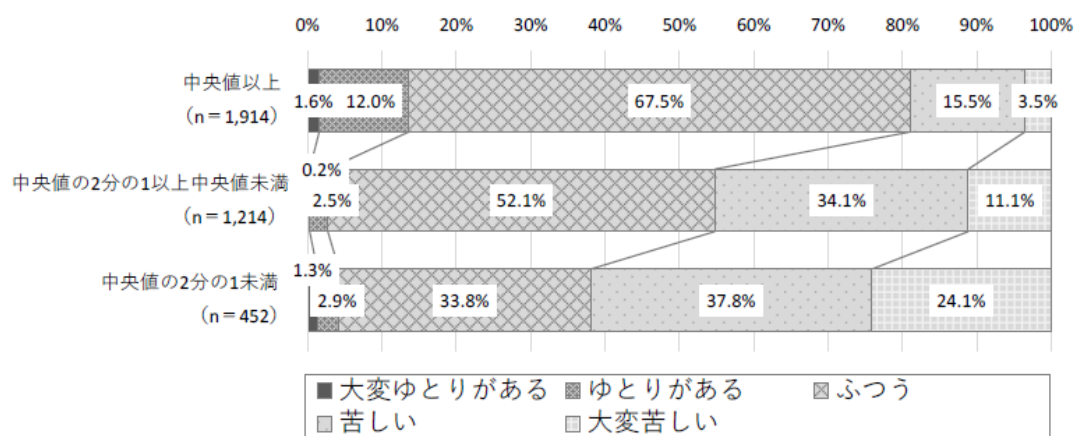


図 2-1-1-13 等価世帯収入の水準別、暮らしの状況についての認識

④ 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

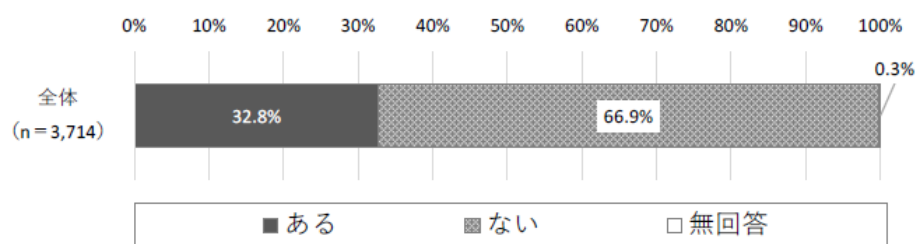


図 2-1-1-26 子どもの学習意欲に応えられなかった経験

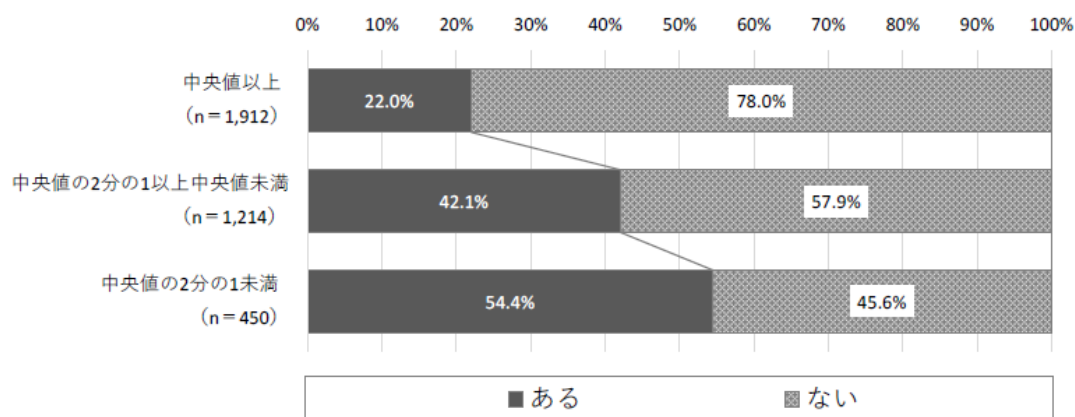


図 2-1-1-27 等価世帯収入の水準別、子どもの学習意欲に応えられなかった経験

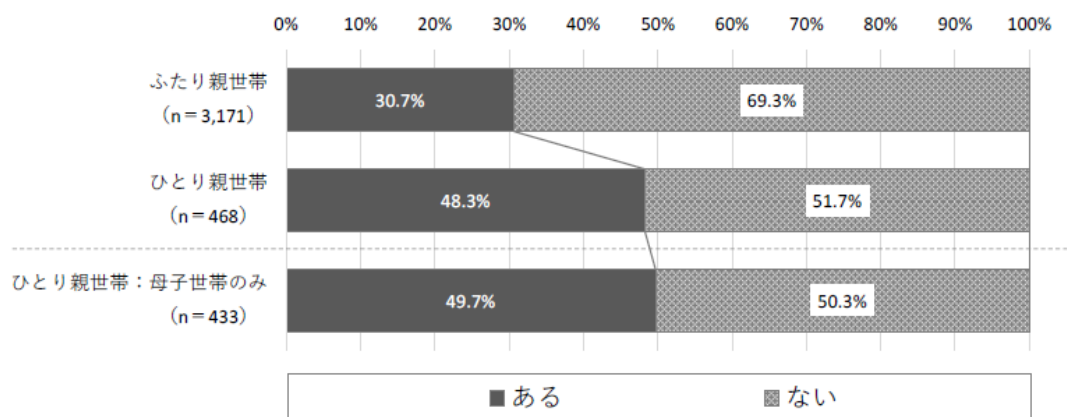


図 2-1-1-28 世帯の状況別、子どもの学習意欲に応えられなかった経験

⑤ 食料・衣服が買えなかった経験、公共料金の未払いについて

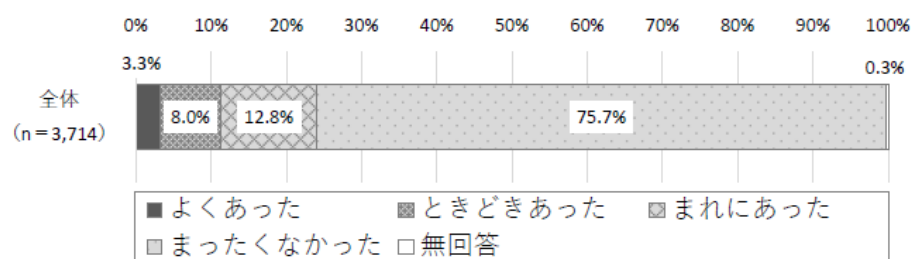


図 2-1-1-15 食料が買えなかった経験

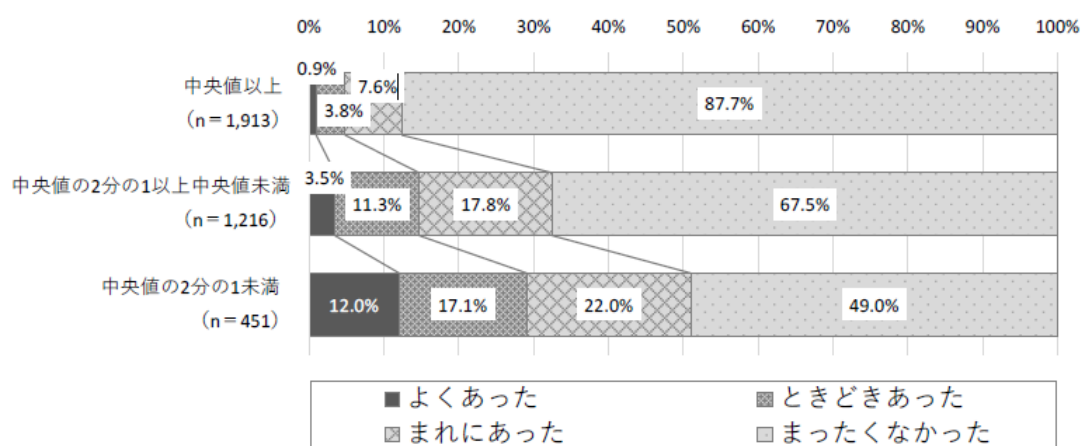


図 2-1-1-16 等価世帯収入の水準別、食料が買えなかった経験

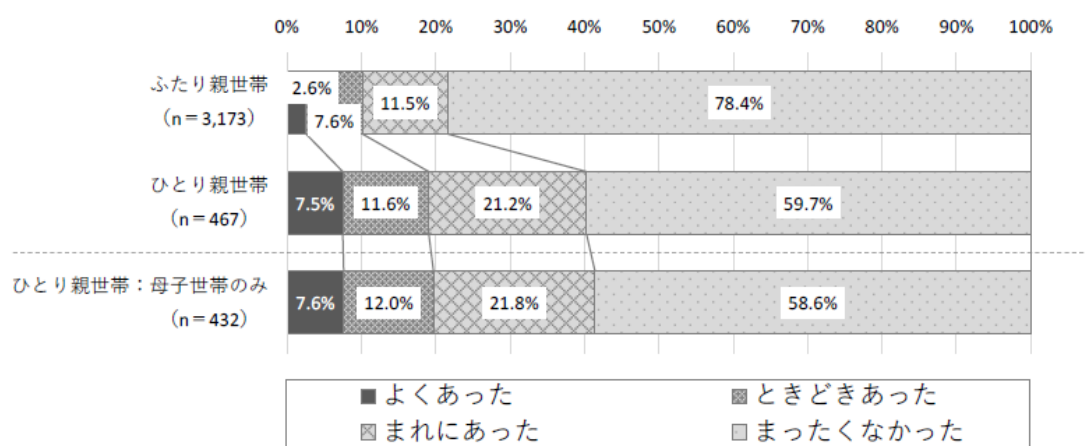


図 2-1-1-17 世帯の状況別、食料が買えなかった経験

⑥ 支援制度・居場所等の利用状況について（こども）

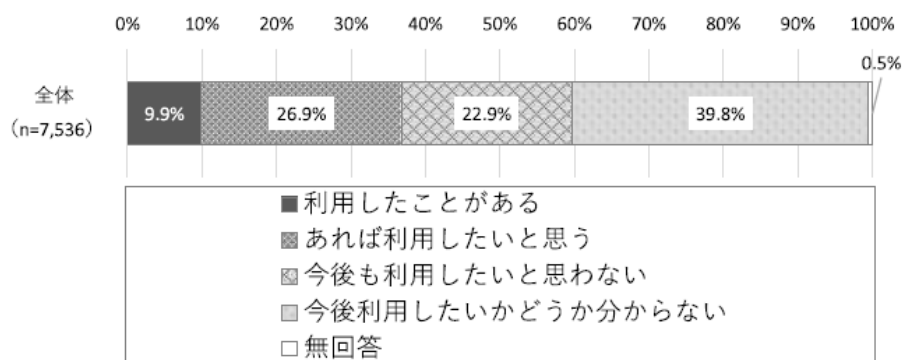


図 2-3-2-1 支援制度・居場所等の利用状況
(ごはんを無料か安く食べることができる場所)

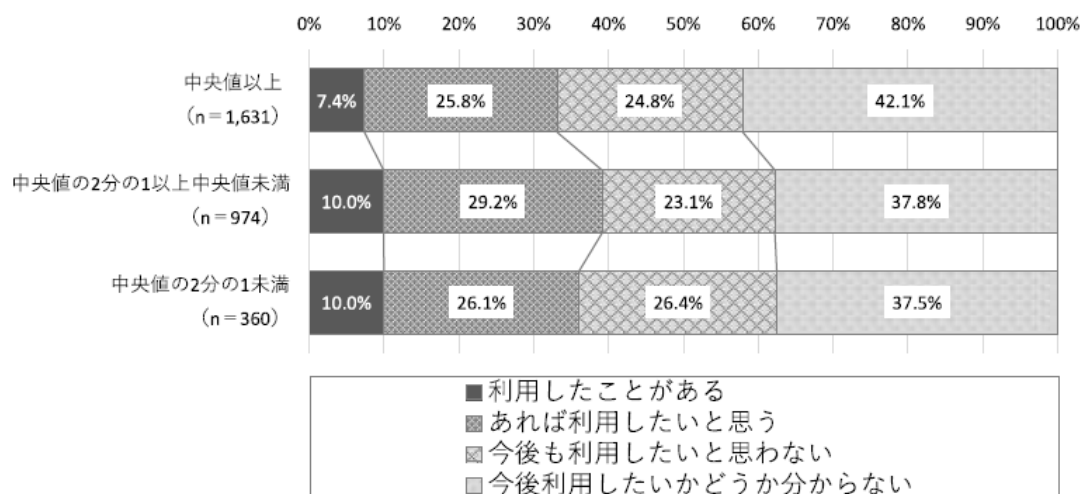


図 2-3-2-2 等価世帯収入の水準別、支援制度・居場所等の利用状況
(ごはんを無料か安く食べることができる場所)

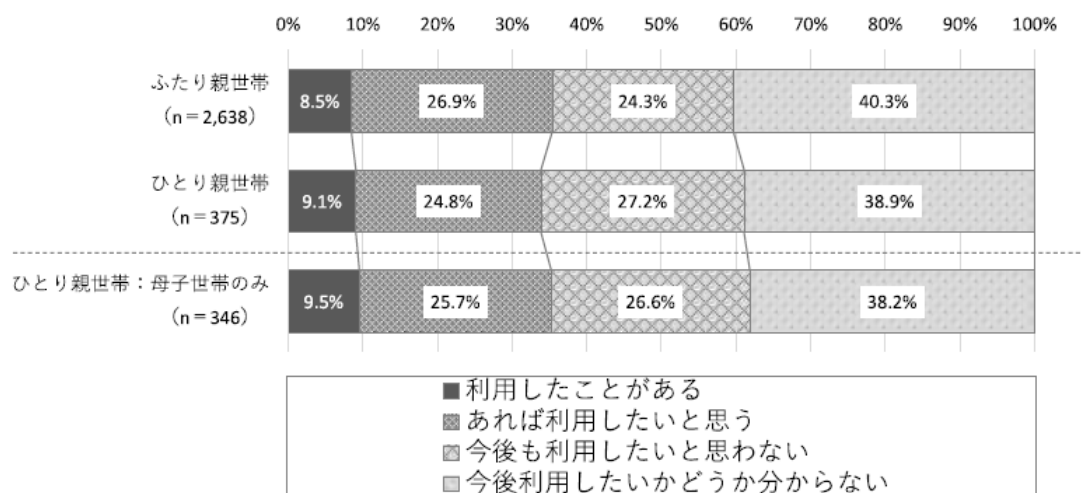


図 2-3-2-3 世帯の状況別、支援制度・居場所等の利用状況
(ごはんを無料か安く食べることができる場所)

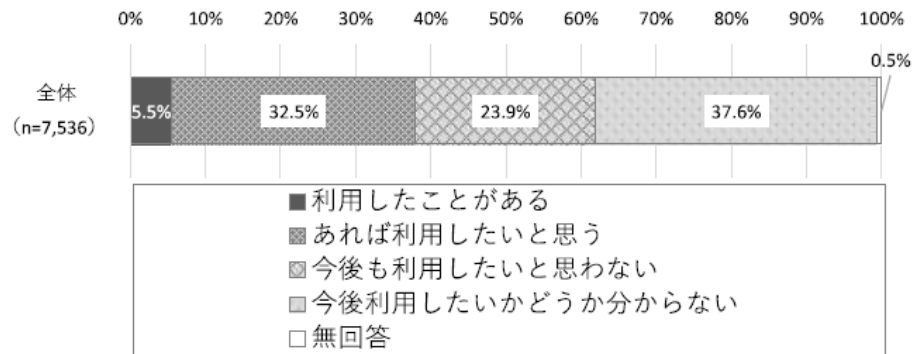


図 2-3-2-4 支援制度・居場所等の利用状況（勉強を無料でみてくれる場所）

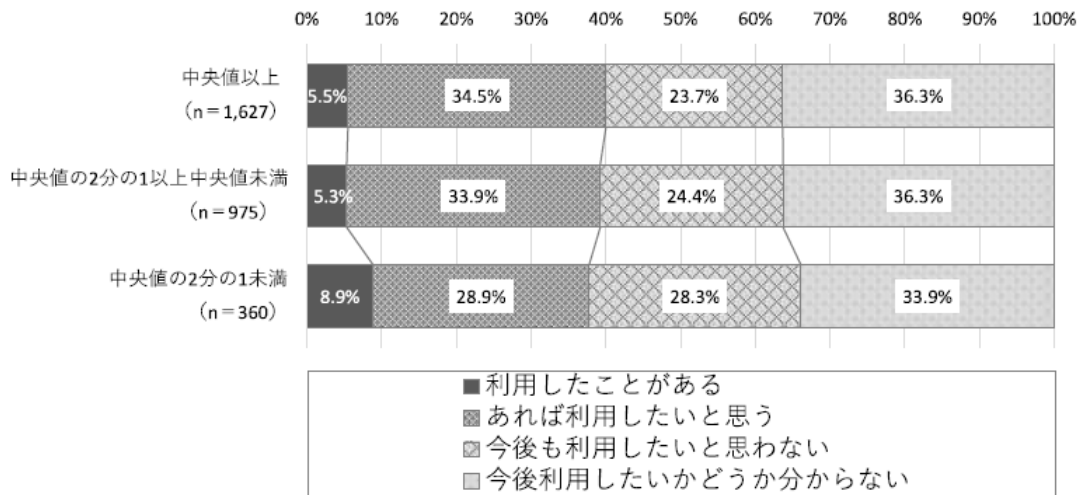


図 2-3-2-4 等価世帯収入の水準別、支援制度・居場所等の利用状況（勉強を無料でみてくれる場所）

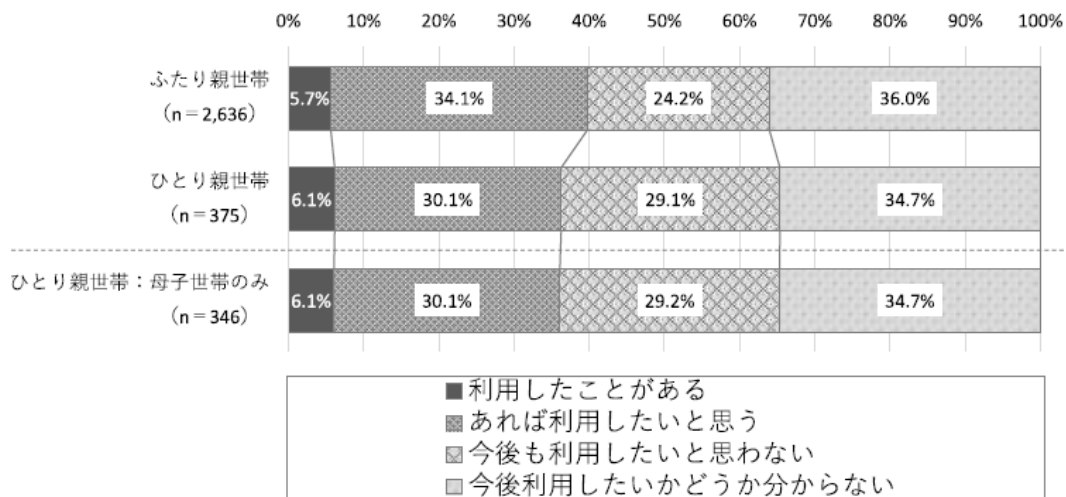


図 2-3-2-5 世帯の状況別、支援制度・居場所等の利用状況（勉強を無料でみてくれる場所）

⑦ 支援制度・居場所等の利用による変化について

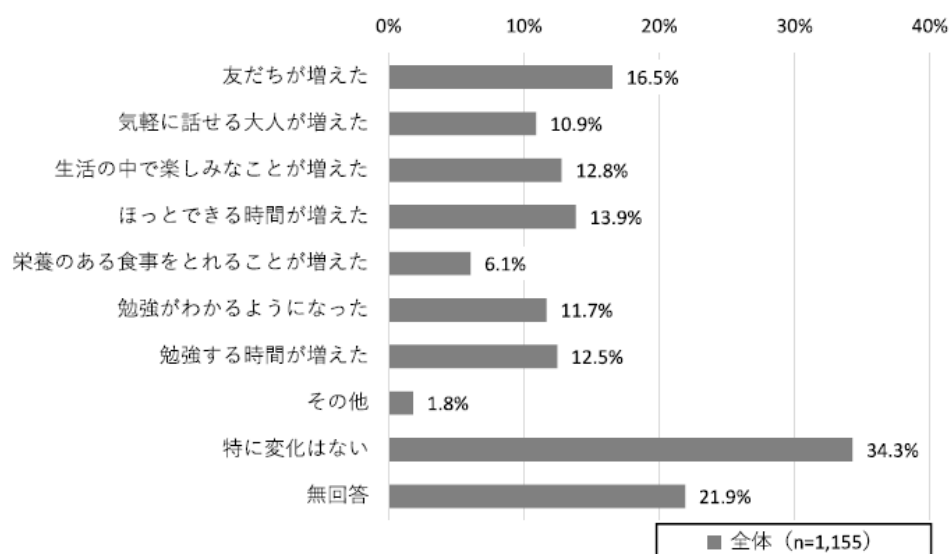


図 2-3-2-9 支援制度・居場所等の利用による変化

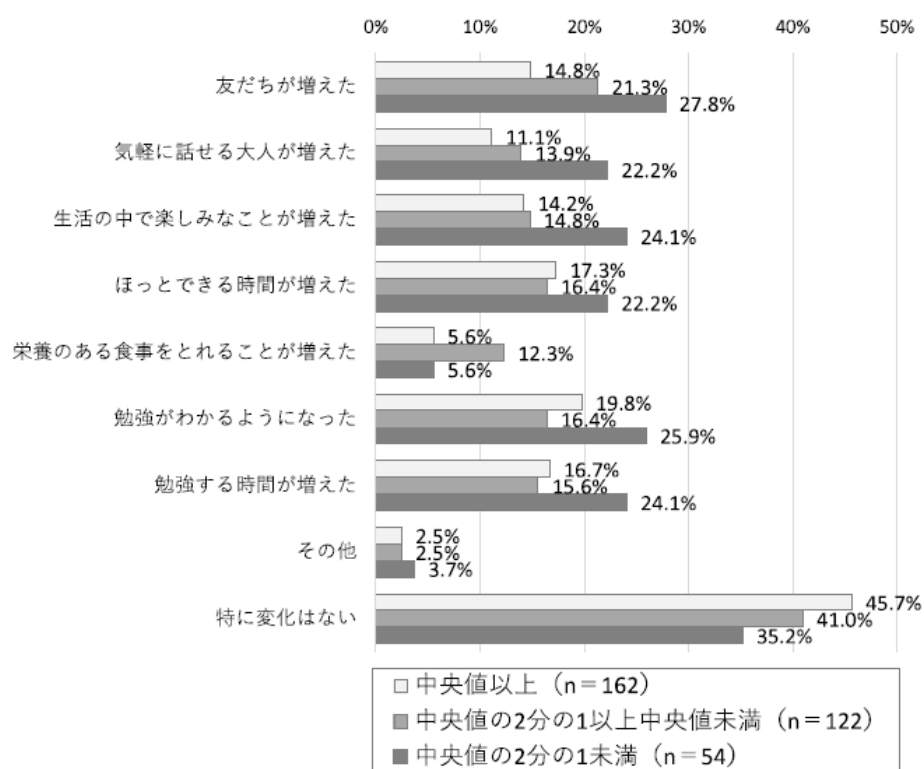


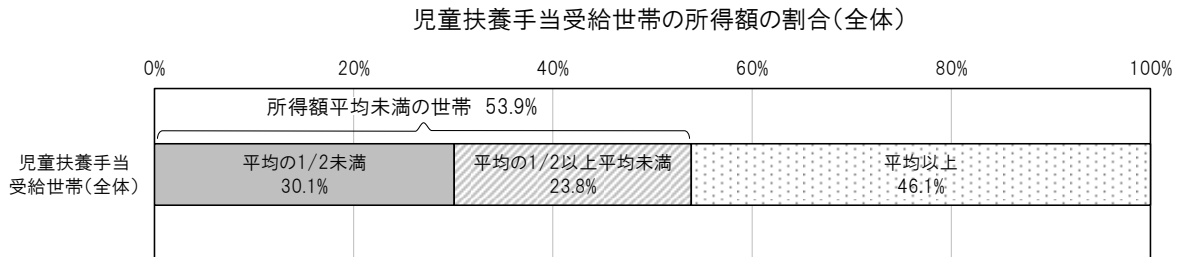
図 2-3-2-10 等価世帯収入の水準別、支援制度・居場所等の利用による変化

3. 本市の現状

(1) 児童扶養手当受給世帯の状況

本市の児童扶養手当受給世帯は 1,000 世帯弱となっており、また、同手当の受給世帯の所得額の平均は 120 万円程度となっています。

所得額が平均未満の世帯は 53.9%で半数を超えており、そのうち所得額が平均の2分の1未満の世帯は 30.1%で高い割合を占めています。

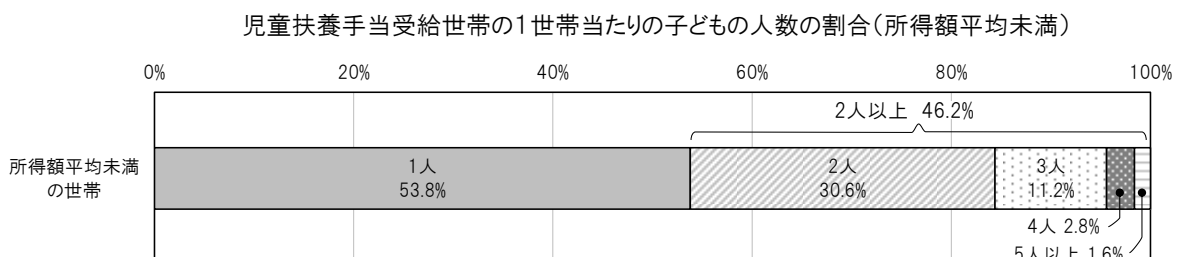
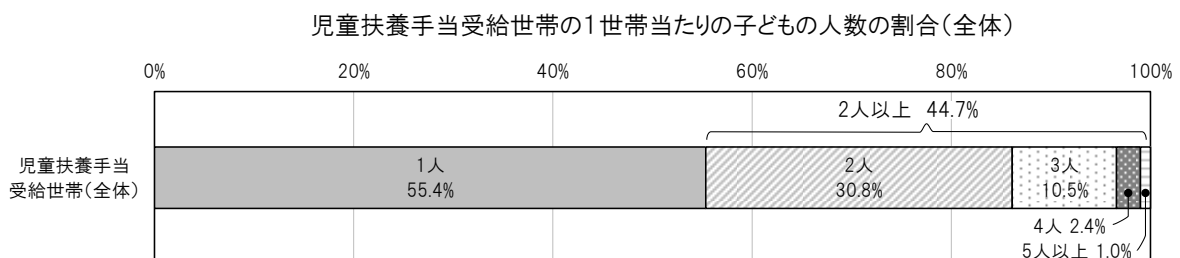
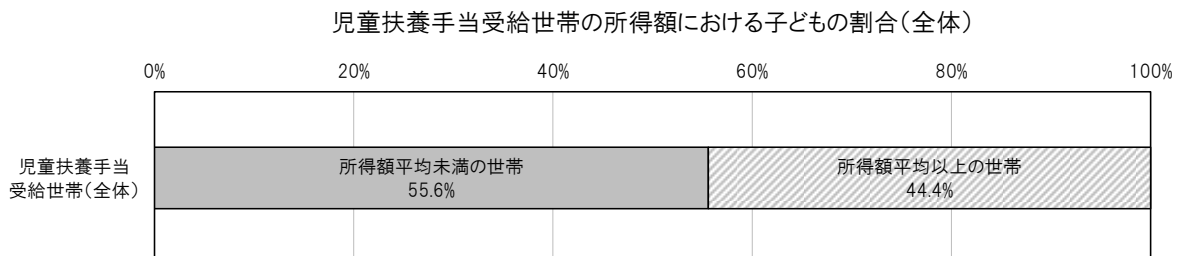


資料：子育て支援課（令和6年9月1日現在）

(2) 児童扶養手当受給世帯における子どもの割合

児童扶養手当受給世帯全体の子どもの人数は約 1,500 人で、そのうち所得額が平均未満の世帯の子どもの割合は 55.6%で、半数を超えています。

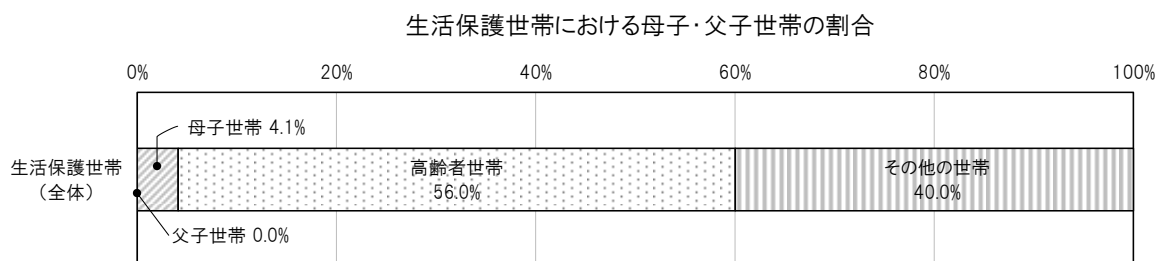
また、子どもが2人以上いる世帯は、児童扶養手当受給世帯全体の 44.7%、所得額平均未満の世帯では 46.2%で、約半数となっています。



資料：子育て支援課（令和6年9月1日現在）

(3) 母子・父子世帯の生活保護状況

生活保護世帯は700世帯を超えており、そのうち父子世帯は0.0%、母子世帯は4.1%となっています。



資料：保護課（令和6年3月31日現在）

(4) 生活保護世帯の進学状況

18歳未満の世帯員が同居している世帯は36世帯、そのうち15歳以上の人数は17人で、生活保護世帯の進学状況は、高校進学世帯は4世帯（4人）、大学進学世帯は0世帯となっています。

生活保護世帯のうち 18歳未満の世帯員が同居している世帯数 （うち15歳以上人数）	36世帯（17人）
生活保護世帯の高校進学世帯数 （高校進学人数）	4世帯（4人）
生活保護世帯の大学進学世帯数	0世帯

資料：保護課（令和6年3月31日現在）

4. 本市の取組

本市においては、児童扶養手当受給世帯全体の子どものうち、所得額が平均未満の世帯の子どもの割合が半数を超えており、また、生活保護世帯は700世帯を超え、そのうち母子世帯が約4％となっています。このような現状を踏まえて、現在、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費給付、就学援助、児童扶養手当、生活保護などの公的支援を行っています。また、家庭・保護者の家計の負担軽減につながる支援として、以下の支援も行っています。

家庭・保護者の家計の負担軽減につながる支援

N0	事業名称	開始年度 (平成)	支援の具体的な内容
1	小・中学校文化活動出場補助金	19	市立小中学校・義務教育学校の文化活動に係る諸コンクールへの参加費に要する経費について交付します。ただし、九州地区大会以上の参加に限ります。 【区 分】 【九州大会】 【全国大会】 10人以下 5万円 10万円 11人以上20人以下 10万円 20万円 21人以上 13万5千円 22万5千円
2	甌アイランドウォッチング事業補助金	22	次条に定める経費の合計額から、保護者負担額（児童1人当たり2,000円）を差し引いた額を交付します。 (1) 各小学校と串木野新港又は川内港間の往復に要する経費（バス借上料） (2) 串木野新港又は川内港と甌島区域の港間の往復の交通費（船舶運賃） (3) 甌島区域内における移動のための経費（バス借上料）
3	英語技能検定試験検定料助成制度	19	本市に在住し、本市内の公立・私立の中学校に通う生徒の英語力向上を図るため年3回実施される英語検定のうち、第2回及び第3回の受験を対象として、3級と4級（中3終了程度）の受験料について、1人年1回公費負担します。
4	「らく楽算数教室」	27	小学5・6年生を対象にした市教委指導主事や鹿児島純心大学生、川内南中のボランティア部による学習講座を開催し学力向上の一助とします。
5	校外活動補助金	19	県中学校総合体育大会に参加するため、大会実施事務局に登録した、生徒1人当たり1,000円 県中学校総合体育大会への参加に要する経費及び校外活動の充実を図るための経費の一部について交付します。
6	遠距離児童生徒通学費支給制度	31	市立小中学校・義務教育学校に通学する児童生徒の保護者に対して、通学に要する経費を支給します。 ・通学距離が片道4km以上の小学生 4km～6km未満 3,000円 6km以上 4,000円 ・通学距離が片道6km以上の中学生 6km以上 12,000円 ※ただし、校区外通学生、スクールバス利用者、定期券助成を受けている方は対象外です。

本市では、今後、アンケート調査等を実施して、子育て世帯における困窮状況を把握し、全ての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、市民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し支援が行えるよう体制を整備していきたいと考えています。

第 6 章

専門的な支援の充実

第6章 専門的な支援の充実

1. 児童虐待防止対策の充実

(1) 施策推進の背景と課題

社会経済環境の変化に伴い、不安や悩みを抱える保護者が増加し、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ときには生命を脅かす児童虐待の発生が後を絶ちません。

本市では、児童虐待の防止に向け、関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、状況の把握や対策の実施、児童関係者による虐待防止に取り組んでいます。また、本市では複数の家庭相談員を配置し、緊急な対応ができるよう努めています。

(2) 主な取組

①子どもの権利擁護の推進

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

また、ヤングケアラーの実態把握や相談窓口の周知等に取り組み、関係機関と連携したヤングケアラーの支援に取り組めます。

②児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等

関係機関の連携・情報共有を目的で設置されている「薩摩川内市要保護児童対策地域協議会」の取組の強化を図ります。

また、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域や、関係機関の子育て支援を活用しながら虐待予防に努めるとともに、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との連携を強化し、親の育児ストレスを軽減できるサポート体制の充実や虐待の早期発見、早期対応につなげていきます。

③関係機関との連携及び相談体制の強化

児童福祉、母子保健、障害福祉等の庁内関係各課や子育てに関する各関係機関との連携を図り、情報の共有化を進めるとともに、各種講習会への参加により資質の向上を図りながら人材育成に努め、相談体制の強化を図ります。

また、専門性が必要な場合や重大かつ困難な場合については、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求め、DV問題等は、配偶者暴力相談支援センターを中心に女性相談センター、警察、民生委員・児童委員等と連携を図ります。

④社会的養護施策との連携

児童養護施設や母子生活支援施設等、社会的養護施設との連携を図ります。

また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を行います。

2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

(1) 施策推進の背景と課題

現在、増加傾向にある母子家庭及び父子家庭は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

本市では、母子家庭及び父子家庭の自立支援に向け、各種手当の支給等の経済的支援、生活基盤の問題に関する相談指導、子育てサービス情報提供等を行うとともに、労働関係機関と連携しながら就業促進の取組や、保護を必要としている母子に対し、女性相談センター等と連携を図りながら母子生活支援施設に措置を行う取組を推進していきます。

(2) 主な取組

①子育て・生活支援

保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

②就業支援

母子家庭等自立支援給付金事業などを活用した就業支援を推進します。

③経済的支援

児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成などの経済的支援を推進します。

3. 障害児施策の充実

(1) 施策推進の背景と課題

妊婦・乳幼児期に実施される健康診査は、疾病等の早期発見や迅速な対応をとるため、大変重要と思われます。特に特別な支援が必要な子どもを育むためには、身近な地域で専門的な医療・療育の提供や、保健、医療、福祉、教育分野の円滑な連携により、成長・発達に応じた一貫した総合的な支援が必要になります。

本市では、障害のある子どもたちへの支援として、相談支援業務や障害福祉サービスの充実、各種手当等の支給のほか、母子保健との連携、障害の早期発見、早期対応につなげるとともに障害の特性に応じた発達相談等に取り組んでいます。

今後とも、特別な支援が必要な子どもには、障害者自立支援協議会の「子ども部会」を中心に専門機関のアドバイスを受けながら、適切な医療と療育指導が行われるよう関係機関の連携を強化し、相談業務の充実を図ることにより保護者の育児不安の解消の取組に努めていきます。

(2) 子育て・生活支援の充実

各施策を推進するため、次の事項に取り組みます。

- ①保健、福祉、医療、教育分野における関係機関の連携強化と情報共有化を推進し、乳幼児に対する一貫した相談支援体制の充実を図ります。
- ②関係機関との連携を深めながら、年齢や障害等のそれぞれの状況にあったきめ細かな相談指導や専門的な医療・療育の提供が行える体制の充実を図ります。

4. 子どもや保護者の健康の確保

妊娠から出産そして産後の育児は、大きな喜びであると同時に、保護者が不安を抱えることも多くなります。この妊娠・出産及び育児に対して長期的な視野で、社会的、精神的側面から支え、各母子保健関連施策との連携を行いながら支援を進めていく必要があります。

こうした状況に対して、安心して妊娠・出産・育児ができるよう各関係機関の相談体制等を整えながら、妊婦及び乳幼児に対する健康診査及び歯科健診の支援や母子保健に関する知識の情報提供、そして妊産婦等への個別的な保健指導や相談を行い、子どもや保護者の健康の確保に努めます。

主な取組として、「妊産婦健診」、「養育医療」、「新生児訪問」、「産後ケア事業」、「養育支援訪問事業」等を実施しています。

5. 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた広報、啓発

男女ともに育児とキャリアの両立を図りながら、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、男女が協力して子育てし、企業の働き方改革の推進など地域全体で支援する子育てしやすい環境づくりが必要です。

そのためには、多様な価値観が尊重され、個人の希望を叶えるという考え方のもと、長時間労働の是正、育休取得の推進など企業の働き方改革や固定的性別役割分担意識解消のための効果的な広報、啓発に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の推進

次世代育成支援対策推進法では、従業員が101人以上の企業に従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画の策定が義務付けられています。また従業員が100人以下の企業についても同計画の策定に努めることとされています。

そこで、一般事業主行動計画の策定を推進し、子育てサポート企業の認定申請が進むよう、税制優遇措置等を紹介しながら、市内商工業団体を通じて普及推進に努めます。

第 7 章

計画の推進

第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制

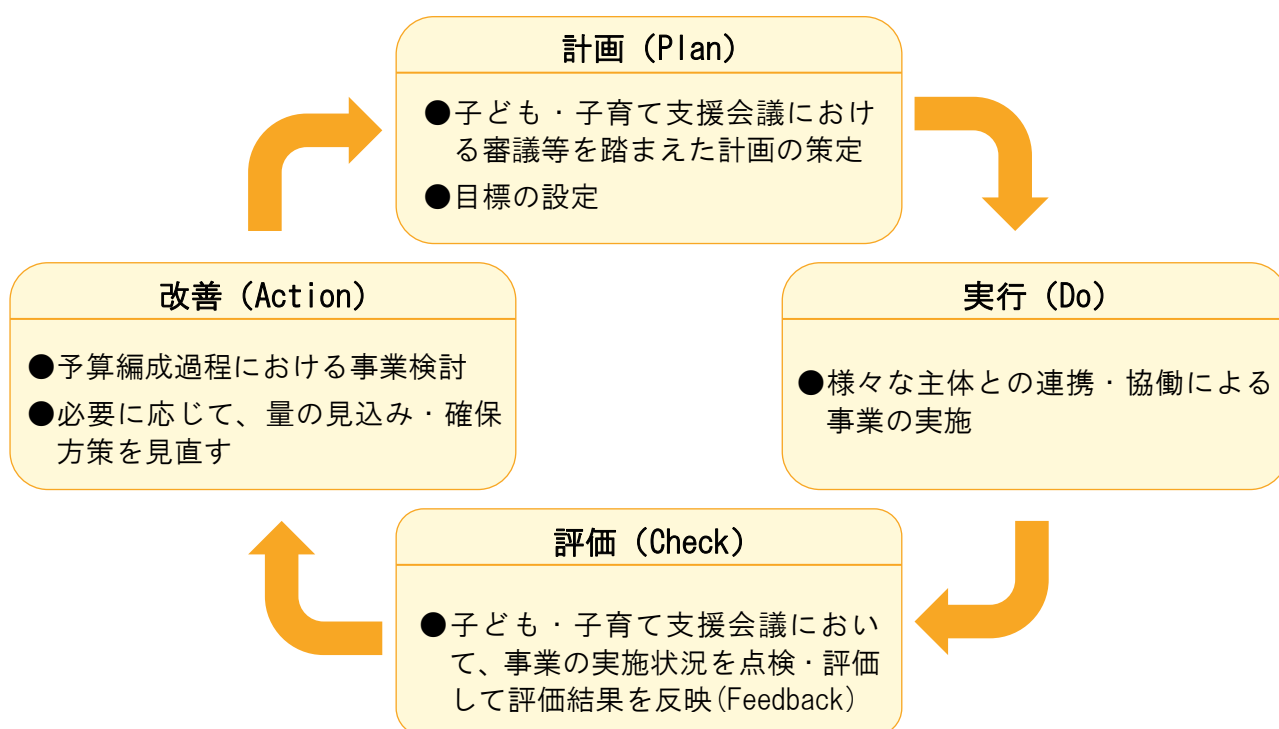
本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携と協働を推進し、総合的な子ども・子育て支援施策の充実に取り組めます。

2. 進捗状況の管理

計画の進行管理は、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の制度の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するため、Plan（計画の策定）、Do（計画の推進）、Check（実施状況等の点検・評価）、Action（事業の継続・拡充、計画の見直し）のサイクルにより継続して改善しつつ、特に評価においては積極的な Feedback（反映）による「改善」を進め、計画の着実な実施と向上を図ります。

また本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画及び全体の成果についても「薩摩川内市子ども・子育て支援会議」の中で年度ごとに点検・評価をしていきます。なお、利用者の視点に立った事業の提供を図るため、量の見込みや確保方策などで見直す必要が生じた場合は、明確な目標設定とスケジュール管理のもと、適切な対応を、適宜実施いたします。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1. 保育士・幼稚園教諭の現況把握のための実態調査集計結果

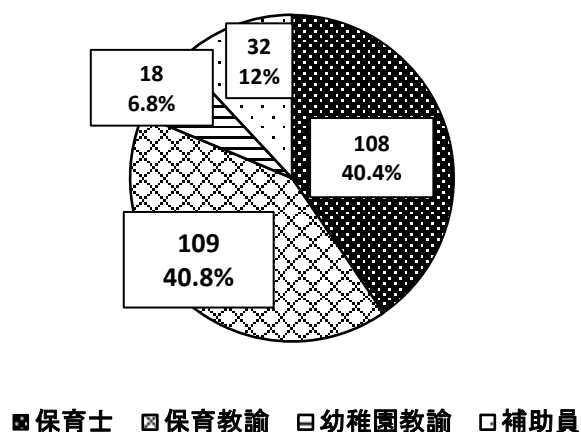
実施部署：保健福祉部 子育て支援課

調査期間：令和5年8月23日（水）～令和5年8月31日（木）

回答数：267名

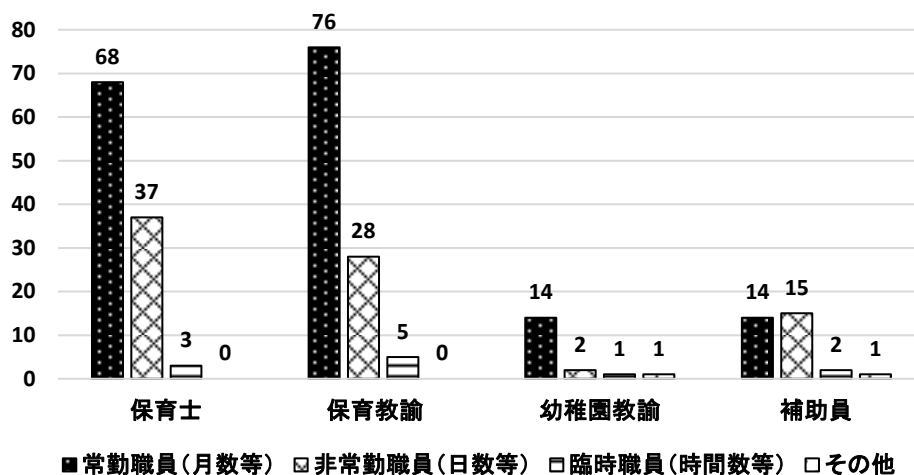
【1】あなたの職種を選んでください。

・保育士 ・保育教諭 ・幼稚園教諭 ・補助員



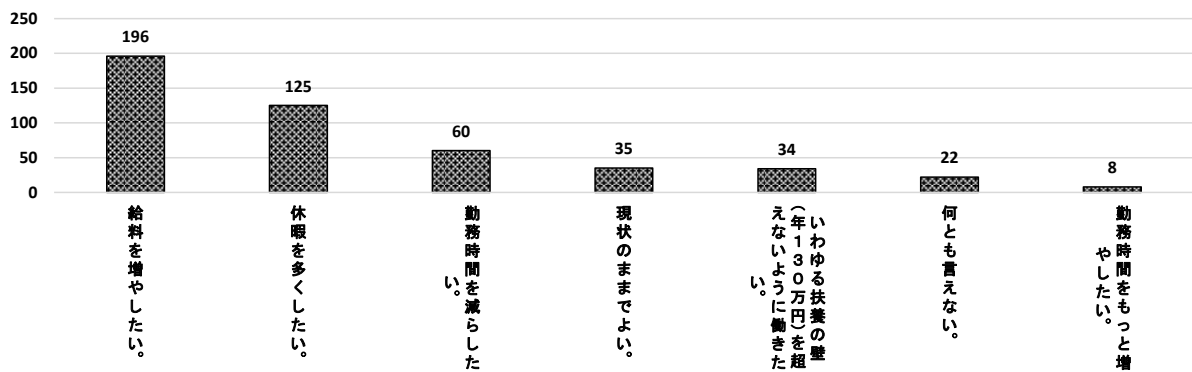
【2】現在の雇用形態を選んでください。

・常勤職員（月数等） ・非常勤職員（日数等） ・臨時職員（時間数等） ・その他



【3】現在の勤務条件に対してどうお考えですか。（複数回答）

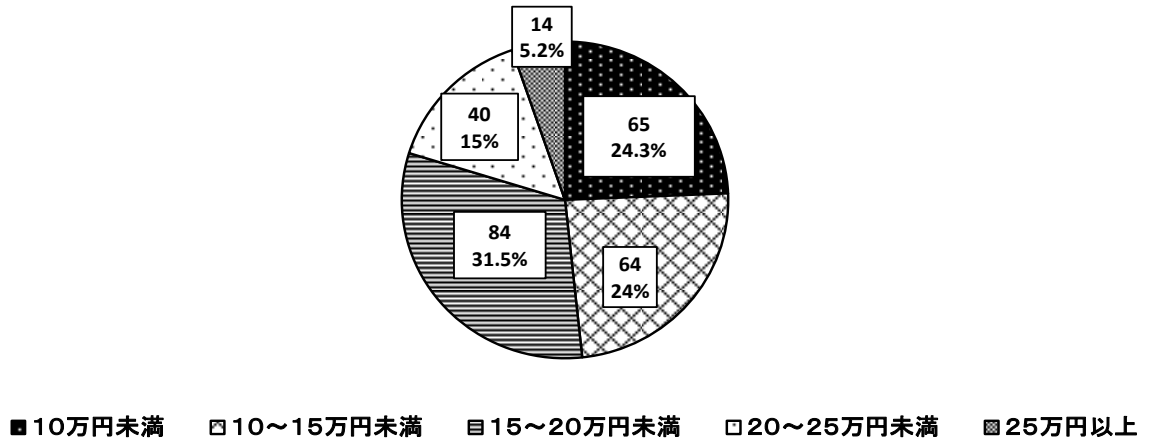
・ 給料を増やしたい	196人
・ 休暇を多くしたい	125人
・ 勤務時間を減らしたい	60人
・ 現状のままでよい	35人
・ いわゆる扶養の壁（年130万円）を超えないように働きたい	34人
・ 何とも言えない	22人
・ 勤務時間をもっと増やしたい	8人



現在の勤務条件から、「給料を増やしたい」が一番多い196人になっており、「休暇を多くしたい」と「勤務時間を減らしたい」が続いて多くなっている。また、「勤務時間をもっと増やしたい」は一番少ない8人となっており、現在の勤務状況から、勤務時間は減らして給料をもう少し高くしてほしいと考えている人が多い結果となった。

【４】あなたの給料月額（概算の手取り額）を教えてください。

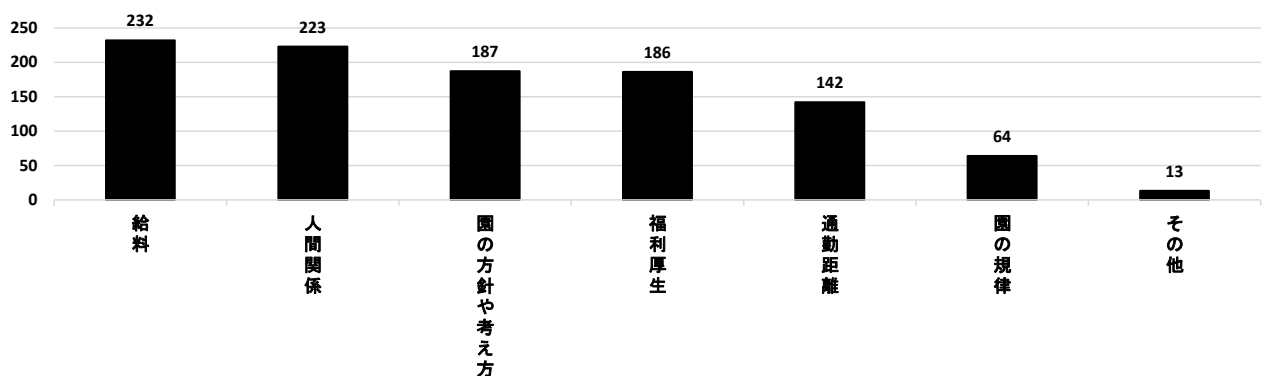
- ・ 10万円未満
- ・ 10～15万円未満
- ・ 15～20万円未満
- ・ 20～25万円未満
- ・ 25万円以上



現在の月額の手取り額について、15万未満が約半数を占めている。常勤職員の人数が172人であり、他の非常勤職員等が95人であるため、常勤職員の中にも月額の手取り額が15万円未満の職員がいる結果となっている。また、全体で一番多い割合になっているのは「15～20万円未満」の31.5%になっている。

【５】働く保育園・こども園・幼稚園を選ぶ際、重要視する点は何ですか。（複数回答）

・ 給料	232人
・ 人間関係	223人
・ 園の方針や考え方	187人
・ 福利厚生	186人
・ 通勤距離	142人
・ 園の規律	64人
・ その他	13人



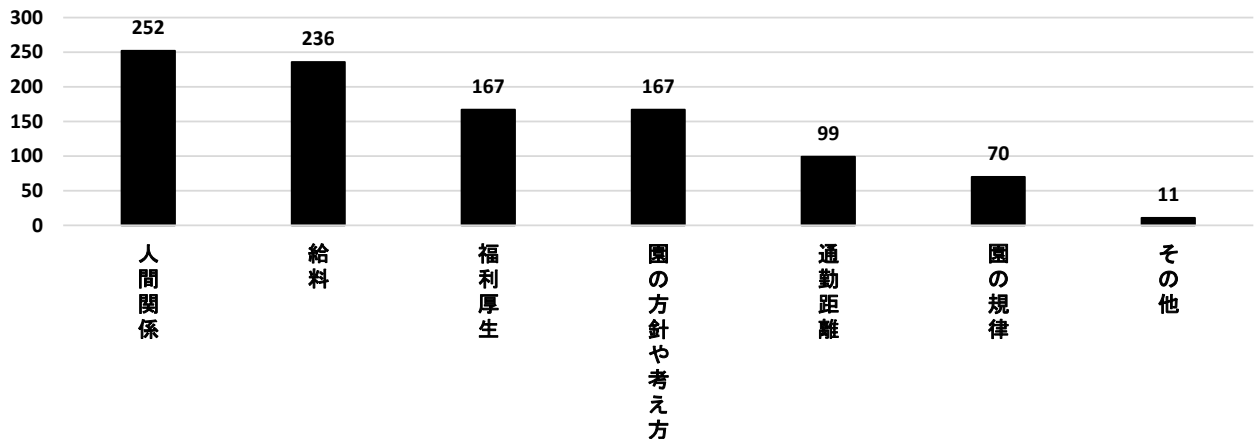
【６】 【５】でその他を選択した場合、ご入力ください。

- ・ 子どもに対しての職員の配置人数、仕事量
- ・ 子どもが病気のときに休めるなど
- ・ 残業の実態
- ・ 持ち帰りの仕事があるか
- ・ こどもの発熱の対応。ボーナスの額。仕事内容。
- ・ 保育者数
- ・ 職員が休みやすい環境にあるか？育休、介護休暇などの保障が充実しているか。研修などの実施状況。

働く保育園・こども園・幼稚園を選ぶ際に重要視している点として、一番多い条件に「給料」が232人になっている。また続いては「人間関係」、「園の方針や考え方」になっている。続いて「福利厚生」「通勤距離」の割合も多かった。

【7】働き続けるために必要なものは何だと思いますか。（複数回答）

・人間関係	252人
・給料	236人
・福利厚生	167人
・園の方針や考え方	167人
・通勤距離	99人
・園の規律	70人
・その他	11人



【8】 【7】でその他を選択した場合、ご入力ください。

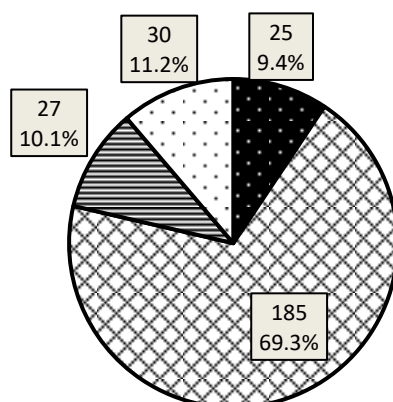
- ・子どもが体調を崩した場合、休みやすい環境（人間関係など職場の理解、配置人数）、体力が維持できる程の仕事量。
- ・仕事の簡素化、スリム化。仕事量が多すぎて、持ち帰りの仕事がある。また連休も取れないことが多く、旅行などもほとんど行けない。しっかりとした休暇が必要。昼の休憩も全くない。サービス残業当たり前なのを当たり前にしてると思う。若い人が続かない理由もここにあると思う。
- ・職員の仕事量、残業時間
- ・仕事量の偏りを出来る人だけにするのではなく、能力や経験年数等も関係するが、ある程度平等にする。また、相談しやすい環境であること。子持ちであれば休みを取りやすい環境である。または子持ちで働くにあたって、何か手当があれば、再度同じ職で働こうという意欲が出るのではないかと思います。また、病児託児が増えてほしい。
- ・ボーナス、こどもの発熱対応がされるかどうか。
- ・保育教諭自身の精神面、体力面が健康的であること。有給などが取りやすい環境。
- ・ゆとりのある勤務体制。保育士不足がない事。子供の人数に対しての保育士の数を増やす。
- ・保育教諭、保育士、幼稚園教諭は大切な幼児期に関わる仕事であるということをもっと国に理解してほしい。
- ・補助金制度や給料や待遇見直しなど積極的に行ってほしい。教師と同じような仕事をしているのにも関わらず待遇が違いすぎる。
- ・健康。体調が悪い時などにすぐ受診などが可能な環境。

働き続けるために必要なものものとして、「人間関係」が一番多い252人となっており、続いて「給料」が多くなっている。その他としては、職場を選ぶ際に重要視する点と同じく、休暇の取りやすさや仕事量があげられている。

【9】あなたの学歴を教えてください。

・ 四年生大学卒 ・ 短期大学卒 ・ 専門学校卒 ・ その他

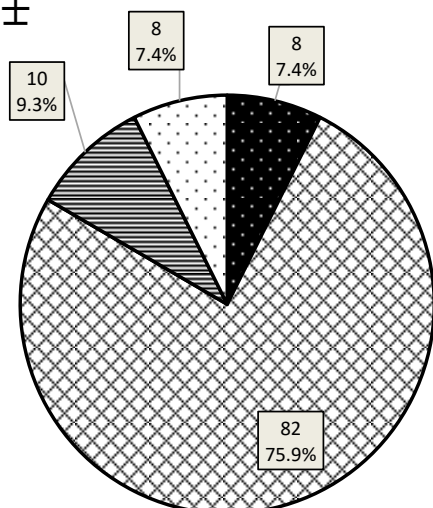
全体



■ 四年生大学卒 □ 短期大学卒 ▨ 専門学校卒 □ その他

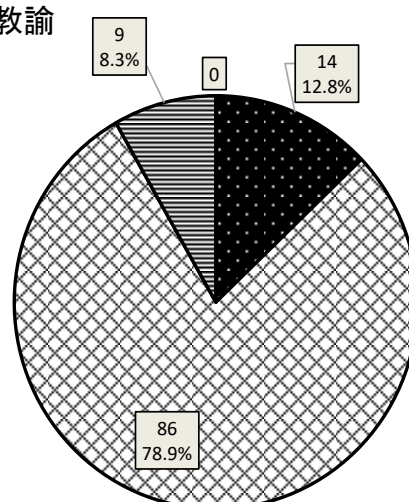
全体の内訳は「短期大学卒」が全体の69.3%を占めており、他の割合は大差ない結果となっている。

保育士



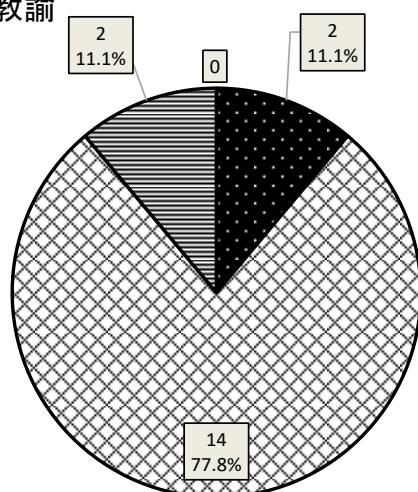
■四年生大学卒 □短期大学卒 ▨専門学校卒 □その他

保育教諭



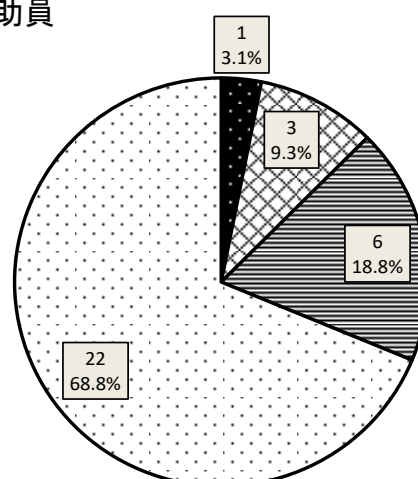
■四年生大学卒 □短期大学卒 ▨専門学校卒 □その他

幼稚園教諭



■四年生大学卒 □短期大学卒 ▨専門学校卒 □その他

補助員



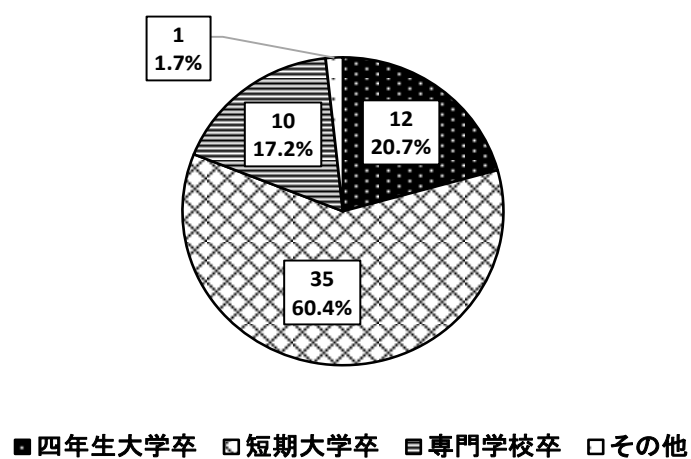
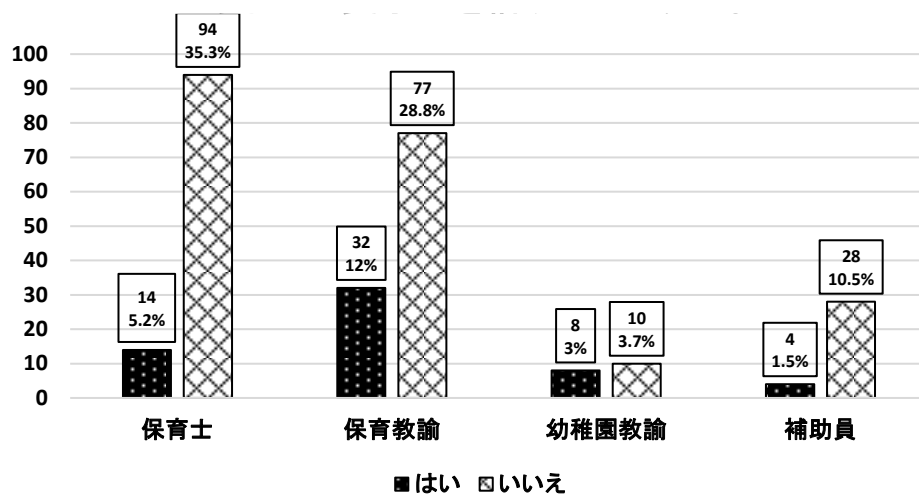
■四年生大学卒 □短期大学卒 ▨専門学校卒 □その他

それぞれの職種ごとの内訳においては、保育士・保育教諭・幼稚園教諭においては「短期大学卒」が全体の約8割を占めているが、補助員においては「その他」が7割を占めている結果となった。

補助員において「その他」が多い理由として、高校卒などで保育免許を持っていない方が補助員として働き、働きながら免許を取得することがあるためと考えられる。

【10】あなたは奨学金を借りていますか。

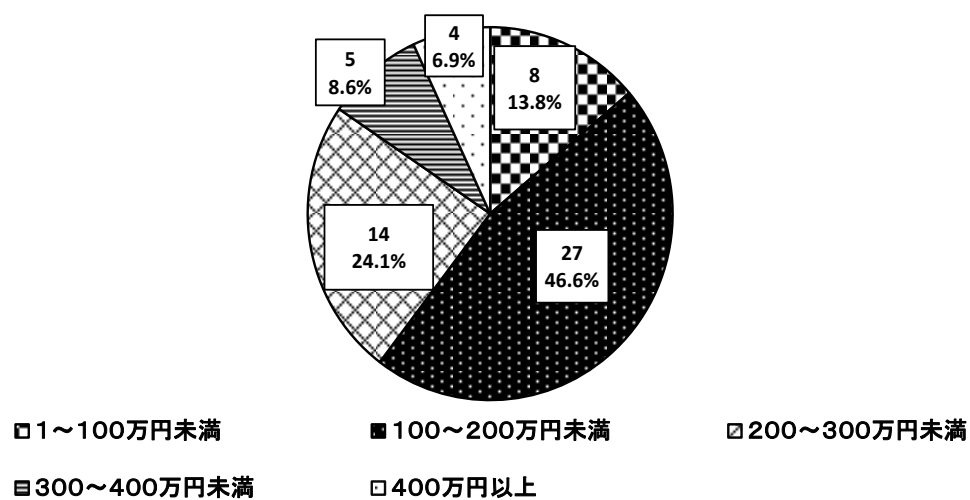
・ はい ・ いいえ



奨学金を借りている人は全体の約2割となっている。また、奨学金を借りている人の職種の内訳としては、「短期大学卒」が約6割を占め、短期大学卒で奨学金を借りている実態が半数以上あることが判明。また、四年生大学卒と専門学校卒の割合はあまり変わらない結果となった。

【11】あなたは奨学金をいくら借りましたか。

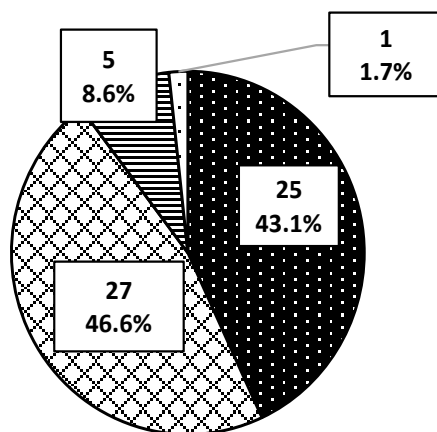
- ・ 1～100万円未満
- ・ 100～200万円未満
- ・ 200～300万円未満
- ・ 300～400万円未満
- ・ 400万円以上



借りている奨学金の金額としては、「100～200万円未満」が一番多い46.6%になっている。続いては「200～300万円未満」が24.1%になっている。

【12】あなたは月々いくら奨学金を返済していますか。

- ・ 0～1万円未満
- ・ 1～2万円未満
- ・ 2～3万円未満
- ・ それ以上



■ 0～1万円未満

▨ 1～2万円未満

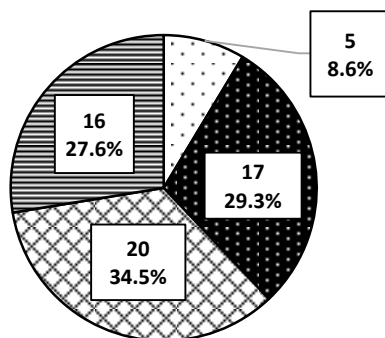
▤ 2～3万円未満

□ それ以上

月々の返済額は0～2万円未満内で約9割を占めている。また、月に3万円以上返済している人が1人いる結果となった。

【13】奨学金の返済期間は何年間ですか。

- ・ 5 年未満
- ・ 5 ～ 1 0 年未満
- ・ 1 0 ～ 1 5 年未満
- ・ 1 5 年以上



□ 5 年未満

■ 5 年～10 年未満

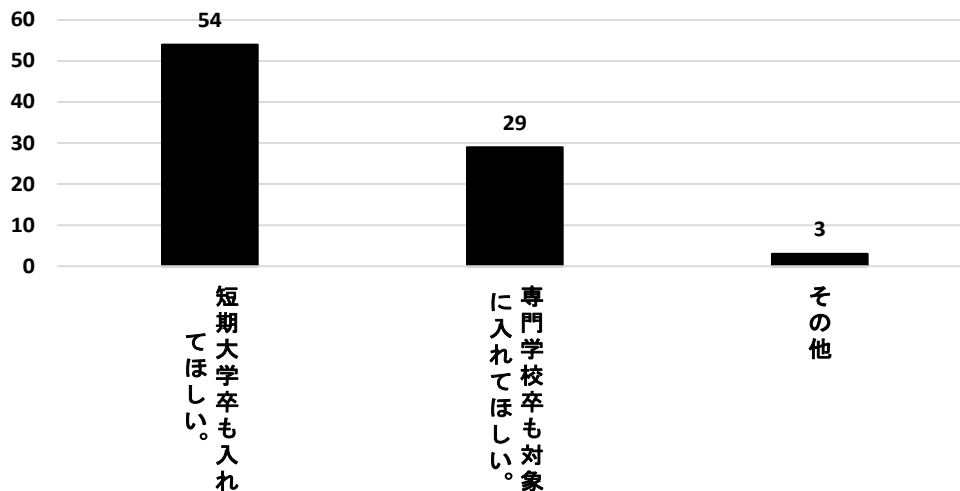
□ 10～15 年未満

■ 15 年以上

返済期間は、「5 年未満」が一番少なく、残りの「5 年～1 0 年未満」・「1 0 ～1 5 年未満」と「1 5 年以上」はだいたい同じ割合となった。一番多い期間は「1 0 ～1 5 年未満」である。

【14】市の奨学金返還支援制度についてお聞きます。（複数回答）

現在本制度の対象が、四年生大学卒の中小企業に勤める方等となっていますが、今後、制度拡充について検討する際、どのような方策があると思いますか。また、追加したらよいと思う対象がありますか。



【15】 【14】でその他を選択した場合、ご入力ください。

- ・現状資格なしで働いているが保育士資格をとりたい。高校卒業だと実務経験・試験科目全てを取得しなければ資格をもらえない。補助金も貰えない為、資格を取る為の費用が必要。費用の補助を出して頂くか、実務経験があれば試験の科目を全教科ではなく免除できる部分があればしてもらいたい。
- ・対象年齢を引き上げていただきたい。
- ・幼稚園教諭の資格取得の助成もあると挑戦しやすい
- ・保育士は離職率が多いので、職場に〇年勤務するのを条件に加えても良いのではないかと思います。資格を取っても卒業後に全く違う職業に就く方もいる。
- ・奨学金対象者、全てで。
- ・短大卒であっても奨学金の返済補助をしてほしい
- ・補助員が保育士や幼稚園教諭の資格を取得するための助成をしてほしい
- ・奨学金は返済不要にして欲しい。返済が必要な補助は、学資ローンと名前を変えて欲しい。4年大学以外でも、短大や専門など、将来の就職のための勉強の場は補償されるべきだと思う。
- ・保育士免許所得方法と幼稚園教諭免許の取得方法をある程度統一してほしい(免許取得者増加のため)

奨学金利用者58名のうち、市の奨学金返還支援制度について、短期大学卒や専門学校卒も対象に入れてほしいと考えている人が複数回答だが、83名いる結果となった。

また、制度拡充については、現在資格（免許）のない方が、新たに資格（免許）を取得する際の支援について要望する意見も多数あった。

2. 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）抜粋

令和六年六月十二日公布
（令和六年法律第四十七号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制その他の教育・保育等を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業及び働き方等の多様化に対応した子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 四 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 五 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
 - 六 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3. 薩摩川内市子ども・子育て支援会議規則

平成25年3月29日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）第3条の規定に基づき、薩摩川内市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 支援会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係団体代表
- (3) 福祉関係団体代表
- (4) 各種団体代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第3条 前条の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を統理し、支援会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長にともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

4. 薩摩川内市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期: 令和5年4月1日～令和7年3月31日

◎会長、○副会長（敬称略）

	氏名	推薦団体名	職	所属
1	◎洞田 勝博	鹿児島純心大学	副学長 教授	鹿児島純心大学
2	○池田 洋子	薩摩川内市私立幼稚園連合会	会長	鹿児島純心大学附属純心幼稚園 園長
3	坂口 由一	川内市医師会	副会長	坂口医院 院長
4	辻 竜彦	北薩地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課	課長	北薩地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課
5	松山 智美	北薩地域振興局保健福祉環境部 健康企画課	課長	北薩地域振興局保健福祉環境部 健康企画課
6	若田 吉朗	薩摩川内市民生委員児童委員協議会連合会	代表者	平佐西地区民生委員児童委員協議会 会長
7	帯田 英児	薩摩川内市保育連合会	代表者	川内すわこども園 SECOND 園長
8	日下部 遣志	薩摩川内市認定こども園協会	会長	のぞみ幼稚園 園長
9	片川 洋子	薩摩川内市小規模保育連絡協議会	会長	のびのびっこ保育園 園長
10	鍛冶屋 恵子	薩摩川内市公立幼稚園協会	会長	亀山幼稚園 園長
11	小牧 利明	薩摩川内市放課後児童クラブ連絡協議会	会長	WAIWAI クラブ運営委員長
12	今屋 厚造	薩摩川内市校長会	代表者	平佐東小学校 校長
13	吉松 まゆみ	薩摩川内市児童養護施設協議会	代表者	児童養護施設 大村報徳学園 家庭支援専門相談員
14	山口 初美	市民健康課	推進員	母子保健推進員
15	柳井田 洋介	薩摩川内市PTA連合会	代表者	川内地域PTA連絡協議会 副会長

5. 策定経過

年月日	開催事項	主な協議事項等
令和6年 3月7日 ～3月20日	子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査(就学前児童保護者、小学生保護者) 実施	
令和6年 9月18日 ～9月30日	子ども・子育て支援事業計画策定に係る子ども・子育て事業所アンケート(教育・保育施設、放課後児童クラブ) 実施	
令和6年 10月7日 ～10月18日	子ども・子育て支援事業計画策定に係る子ども・子育てアンケート(小学3年生、小学5年生) 実施	
令和6年 7月25日	第1回 子ども・子育て支援会議 開催	(1) 子ども・子育て支援会議の概要及び令和5年度までの協議状況について (2) 子ども・子育て支援事業計画に係る令和5年度実績について (3) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画の策定及び今後のスケジュールについて (4) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の結果について
令和6年 10月25日	第2回 子ども・子育て支援会議 開催	(1) 事業所アンケート及び子どもアンケートについて (2) 教育・保育に係る提供区域の設定(案)について (3) 地域子ども・子育て支援事業の区域設定(案)について (4) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
令和6年 11月27日	第3回 子ども・子育て支援会議 開催	(1) 事業所アンケート及び子どもアンケートの結果について (2) 教育・保育提供区域ごとの量の見込みと確保方策(案)について (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(案)について (4) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和6年 12月26日	第4回 子ども・子育て支援会議 開催	(1) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) パブリックコメントについて
令和7年 1月14日 ～2月14日	パブリックコメント 実施	第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(素案)
令和7年 2月26日	第5回 子ども・子育て支援会議 開催	(1) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント実施結果について (2) 令和7年度特定教育・保育施設等の利用定員の設定(案)について (3) 第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年 3月	第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画策定	

第3期薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

薩摩川内市 保健福祉部 子育て支援課
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
TEL (0996) 23-5111 FAX (0996) 20-5570



第3期
薩摩川内市子ども・子育て支援事業計画